

Tomisato City

災害応急対策計画



目 次

災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画	応急 1-1
第1章 震災応急対策	応急 1-1
第1節 活動体制の確立	応急 1-1-1
第1 市の活動体制	応急 1-1-1
1. 活動体制と配備基準	応急 1-1-1
2. 非常体制	応急 1-1-2
3. 警戒体制	応急 1-1-8
4. 情報収集体制	応急 1-1-9
第2 職員の動員計画	応急 1-1-10
1. 活動体制と動員計画	応急 1-1-10
2. 勤務時間内における動員・参集	応急 1-1-10
3. 勤務時間外及び休日における動員・参集	応急 1-1-10
4. 参集における留意事項	応急 1-1-11
第3 災害対策本部の設置・運営	応急 1-1-12
1. 災害対策本部の設置	応急 1-1-12
2. 災害対策本部の運営	応急 1-1-13
3. 災害対策本部の廃止	応急 1-1-14
4. 災害対策本部運営の留意事項	応急 1-1-14
第4 情報通信手段の確保	応急 1-1-15
1. 通信手段の確保	応急 1-1-15
2. 通信施設が使用不能となった場合の措置	応急 1-1-16
3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請	応急 1-1-16
第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼	応急 1-1-17
1. 公共的団体への協力依頼	応急 1-1-17
2. 協定締結民間団体への協力依頼	応急 1-1-18
3. 人的公用負担（災対法第 65 条等）	応急 1-1-18
第6 応援要請	応急 1-1-19
1. 自治体等への応援要請	応急 1-1-19
2. 消防の広域応援要請	応急 1-1-21
3. 上水道・下水道事業体の相互応援	応急 1-1-22
第7 自衛隊の災害派遣要請依頼	応急 1-1-23
1. 災害派遣・撤収要請	応急 1-1-23
2. 自主派遣	応急 1-1-24
3. 災害派遣部隊の受入れ	応急 1-1-24
第8 ボランティアの協力	応急 1-1-25
1. ボランティア需要状況の把握	応急 1-1-25
2. 災害ボランティアセンターの開設	応急 1-1-25

3.	ボランティアの受入れ	応急 1-1-26
4.	ボランティア活動支援	応急 1-1-26
5.	県災害ボランティアセンターとの連携.....	応急 1-1-26
6.	ボランティア活動保険の適用.....	応急 1-1-26
第9	災害救助法の適用.....	応急 1-1-27
1.	災害救助法の適用基準	応急 1-1-27
2.	災害救助法の適用手続	応急 1-1-28
3.	災害救助法による救助の実施者.....	応急 1-1-29
第2節	初動対応期の応急対策活動.....	応急 1-2-1
第1	情報の収集・伝達.....	応急 1-2-1
1.	地震情報の収集.....	応急 1-2-1
2.	市民からの通報・問合せの処理.....	応急 1-2-2
3.	災害情報の収集・整理	応急 1-2-2
4.	被害調査	応急 1-2-3
5.	災害報告	応急 1-2-3
第2	広報活動.....	応急 1-2-6
1.	広報活動の方針.....	応急 1-2-6
2.	初動期の広報.....	応急 1-2-6
3.	避難所等における広報	応急 1-2-7
4.	報道機関への対応.....	応急 1-2-7
第3	消防活動.....	応急 1-2-8
1.	消火活動	応急 1-2-8
2.	市民・自主防災組織・事業者等の消火活動.....	応急 1-2-9
3.	消防広域応援要請.....	応急 1-2-9
第4	救急救助.....	応急 1-2-10
1.	救助活動	応急 1-2-10
2.	救急活動	応急 1-2-10
第5	危険物等の対策.....	応急 1-2-11
1.	高圧ガス等の保管施設	応急 1-2-11
2.	石油類等危険物保管施設	応急 1-2-11
3.	火薬類保管施設.....	応急 1-2-11
4.	毒物・劇物保管施設.....	応急 1-2-11
5.	危険物等輸送車両.....	応急 1-2-12
第6	医療救護活動	応急 1-2-13
1.	医療施設の被災情報等の収集.....	応急 1-2-13
2.	初動医療体制の確立	応急 1-2-13
3.	負傷者等の搬送.....	応急 1-2-14
4.	被災医療機関への支援	応急 1-2-15
5.	透析患者等要配慮者への対応.....	応急 1-2-15
第7	行方不明者の捜索.....	応急 1-2-16
1.	行方不明者情報の収集	応急 1-2-16
2.	行方不明者情報の共有	応急 1-2-16

3.	搜索活動.....	応急 1-2-16
第8	交通・緊急輸送.....	応急 1-2-17
1.	交通対策.....	応急 1-2-17
2.	緊急輸送道路の確保.....	応急 1-2-18
3.	緊急輸送.....	応急 1-2-19
4.	緊急通行車両の確認等.....	応急 1-2-20
第9	二次災害の防止.....	応急 1-2-21
1.	被災建築物の応急危険度判定.....	応急 1-2-21
2.	被災宅地の危険度判定.....	応急 1-2-21
3.	がけ地等の危険防止対策.....	応急 1-2-22
4.	危険物施設等の対策.....	応急 1-2-22
5.	二次災害防止のための市民への呼びかけ.....	応急 1-2-22
第10	避難活動.....	応急 1-2-23
1.	避難に関する状況把握.....	応急 1-2-23
2.	避難指示等、警戒区域の設定.....	応急 1-2-23
3.	避難誘導.....	応急 1-2-26
4.	避難所の開設.....	応急 1-2-27
5.	広域避難（市外への避難）.....	応急 1-2-27
6.	広域避難（市外からの避難）.....	応急 1-2-27
第11	要配慮者への支援.....	応急 1-2-28
1.	避難行動要支援者の避難支援.....	応急 1-2-28
2.	被災要配慮者への支援.....	応急 1-2-29
3.	社会福祉施設入所者等への支援.....	応急 1-2-30
第12	生活救援.....	応急 1-2-31
1.	飲料水の供給.....	応急 1-2-31
2.	食料の供給.....	応急 1-2-32
3.	物資の供給.....	応急 1-2-33
第13	遺体の処理・埋葬.....	応急 1-2-35
1.	遺体の搜索.....	応急 1-2-35
2.	遺体の処理.....	応急 1-2-35
3.	遺体の埋葬.....	応急 1-2-36
第14	ライフライン施設等の応急対策.....	応急 1-2-37
1.	上水道施設.....	応急 1-2-37
2.	下水道施設.....	応急 1-2-38
3.	電力施設.....	応急 1-2-38
4.	ガス施設.....	応急 1-2-39
5.	通信施設.....	応急 1-2-39
6.	道路・橋りょう.....	応急 1-2-41
7.	公共施設.....	応急 1-2-41
第15	文教・保育対策.....	応急 1-2-42
1.	学校等における対策.....	応急 1-2-42
2.	避難所支援.....	応急 1-2-42

3. 社会教育施設等の対策	応急 1-2-43
第16 帰宅困難者への対策	応急 1-2-44
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	応急 1-2-44
2. 学校、事業者等関係機関における施設内待機	応急 1-2-44
3. 帰宅困難者等の把握と情報提供	応急 1-2-45
4. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	応急 1-2-45
5. 徒歩帰宅支援	応急 1-2-45
6. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	応急 1-2-46
第3節 救援期の応急対策活動	応急 1-3-1
第1 情報の収集・伝達	応急 1-3-1
1. 救援期の被害状況の把握・伝達	応急 1-3-1
2. 災害情報の共有	応急 1-3-2
第2 広報・広聴活動	応急 1-3-3
1. 広報活動	応急 1-3-3
2. 広聴活動	応急 1-3-4
第3 避難所の運営	応急 1-3-6
1. 避難所の運営体制	応急 1-3-6
2. 食料・物資の供給	応急 1-3-7
3. 救援物資の受入れ・管理	応急 1-3-7
4. 避難所での設備等	応急 1-3-8
5. 要配慮者への支援	応急 1-3-9
6. 避難所での医療	応急 1-3-10
7. 避難所外避難者への支援	応急 1-3-10
8. 避難所の閉鎖	応急 1-3-11
第4 災害警備・防犯対策	応急 1-3-12
1. 災害警備活動	応急 1-3-12
2. 防犯対策	応急 1-3-12
第5 防疫・清掃・廃棄物対策	応急 1-3-13
1. 防疫活動	応急 1-3-13
2. 保健活動	応急 1-3-14
3. し尿の処理	応急 1-3-14
4. 清掃・廃棄物処理	応急 1-3-15
5. 障害物の除去	応急 1-3-15
6. 環境汚染の防止	応急 1-3-16
7. 動物対策	応急 1-3-16
第6 住宅対策	応急 1-3-18
1. 住家の被災調査・罹災証明書の交付	応急 1-3-18
2. 被災住宅の応急修理	応急 1-3-19
3. 応急仮設住宅の供給	応急 1-3-19
4. みなし仮設住宅等の提供	応急 1-3-21
第7 文教・保育対策	応急 1-3-22
1. 応急教育	応急 1-3-22

2. 応急保育	応急 1-3-23
第8 労働力の確保	応急 1-3-24
1. 労働力の確保	応急 1-3-24
2. 災害救助法が適用された場合の実施基準	応急 1-3-24
第2章 風水害応急対策	応急 2-1
第1節 活動体制の確立	応急 2-1-1
第1 市の活動体制	応急 2-1-1
1. 活動体制と配備基準	応急 2-1-1
2. 情報収集体制	応急 2-1-1
3. 警戒体制	応急 2-1-4
4. 非常体制	応急 2-1-5
第2 職員の動員計画	応急 2-1-6
1. 活動体制と動員計画	応急 2-1-6
2. 勤務時間内における動員・参集	応急 2-1-6
3. 勤務時間外及び休日における動員・参集	応急 2-1-6
4. 参集における留意事項	応急 2-1-6
第3 災害対策本部の設置・運営	応急 2-1-7
1. 災害対策本部の設置	応急 2-1-7
2. 災害対策本部の運営	応急 2-1-7
3. 災害対策本部の組織編成、所掌事務	応急 2-1-7
4. 災害対策本部の廃止	応急 2-1-8
5. 災害対策本部運営の留意事項	応急 2-1-8
第4 情報通信手段の確保	応急 2-1-8
第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼	応急 2-1-8
第6 応援要請	応急 2-1-8
第7 自衛隊の災害派遣要請依頼	応急 2-1-9
第8 ボランティアの協力	応急 2-1-9
第9 災害救助法の適用	応急 2-1-9
第2節 警戒活動期の応急対策活動	応急 2-2-1
第1 風水害に関する情報の収集・伝達	応急 2-2-1
1. 風水害に関する情報の収集	応急 2-2-1
2. 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	応急 2-2-2
3. 水防情報	応急 2-2-5
4. 土砂災害警戒情報	応急 2-2-6
5. 火災気象通報	応急 2-2-7
6. 異常な現象発見時の通報	応急 2-2-7
7. 被害の未然・拡大防止のための市民への注意喚起	応急 2-2-8
第2 水防計画	応急 2-2-9
1. 水防体制	応急 2-2-9
2. 水防組織	応急 2-2-9

3.	水防活動	応急 2-2-10
第3	土砂災害対策活動	応急 2-2-11
1.	土砂災害警戒情報の活用	応急 2-2-11
2.	情報の収集・伝達	応急 2-2-13
3.	二次災害の防止	応急 2-2-13
第4	要配慮者への支援	応急 2-2-14
第5	避難活動	応急 2-2-14
1.	避難に関する状況把握	応急 2-2-14
2.	避難指示等の発令、警戒区域の設定	応急 2-2-15
3.	避難誘導	応急 2-2-18
4.	避難所の開設	応急 2-2-18
5.	広域避難	応急 2-2-18
第3節	初動対応期の応急対策活動	応急 2-3-1
第1	災害情報の収集・伝達	応急 2-3-1
1.	災害情報の収集	応急 2-3-1
2.	災害報告	応急 2-3-2
3.	災害情報の共有	応急 2-3-2
第2	市民からの通報・問合せの処理	応急 2-3-3
第3	広報活動	応急 2-3-3
第4	消防活動	応急 2-3-3
第5	救急救助	応急 2-3-3
第6	危険物等の対策	応急 2-3-4
第7	医療救護活動	応急 2-3-4
第8	行方不明者の捜索	応急 2-3-4
第9	災害警備・交通の確保、防犯対策	応急 2-3-4
第10	二次災害の防止	応急 2-3-5
第11	生活救援	応急 2-3-5
第12	遺体の処理・埋葬	応急 2-3-5
第13	ライフライン施設等の応急対策	応急 2-3-6
第14	文教・保育対策	応急 2-3-6
第15	帰宅困難者への対策	応急 2-3-6
第4節	救援期の応急対策活動	応急 2-4-1
第1	情報の収集・伝達	応急 2-4-1
第2	広報・広聴活動	応急 2-4-1
第3	避難所の運営	応急 2-4-1
第4	防疫・清掃・廃棄物対策	応急 2-4-2
第5	住宅対策	応急 2-4-3
1.	住家の被災調査・罹災証明書の発行	応急 2-4-3
2.	被災住宅の応急修理	応急 2-4-4
3.	応急仮設住宅の供給	応急 2-4-4
4.	みなし仮設住宅等の提供	応急 2-4-4

第6 労働力の確保	応急 2-4-4
第3章 大規模事故災害応急対策	応急 3-1
第1節 市で懸念される大規模事故災害	応急 3-1-1
第1 市における大規模事故災害	応急 3-1-1
1. 大規模事故災害とは	応急 3-1-1
2. 本計画で対象とする大規模事故災害	応急 3-1-1
第2 大規模事故災害に対する配備体制の確立	応急 3-1-3
1. 活動体制と配備基準	応急 3-1-3
2. 情報収集体制	応急 3-1-3
3. 警戒体制	応急 3-1-5
4. 非常体制	応急 3-1-5
第2節 大規模火災対策計画	応急 3-2-1
1. 応急活動体制	応急 3-2-1
2. 情報収集・伝達体制	応急 3-2-1
3. 消防活動	応急 3-2-1
4. 救急救助	応急 3-2-1
5. 交通規制	応急 3-2-1
6. 避難活動	応急 3-2-2
7. 救援・救護	応急 3-2-2
8. 広報活動	応急 3-2-2
第3節 林野火災対策計画	応急 3-3-1
1. 総合消防体制の確立	応急 3-3-1
2. 救護体制の確立	応急 3-3-2
3. 避難活動	応急 3-3-2
4. 立入禁止区域の設定等	応急 3-3-2
5. 広報活動	応急 3-3-2
第4節 危険物等災害対策計画	応急 3-4-1
1. 応急活動体制	応急 3-4-1
2. 情報収集・伝達体制	応急 3-4-2
3. 消防活動	応急 3-4-2
4. 救急救助	応急 3-4-2
5. 交通規制	応急 3-4-2
6. 避難活動	応急 3-4-2
7. 救援・救護	応急 3-4-2
8. 広報活動	応急 3-4-2
9. 環境汚染対策	応急 3-4-2
第5節 航空機事故災害対策計画	応急 3-5-1
1. 応急活動体制	応急 3-5-1
2. 情報収集・伝達体制	応急 3-5-2
3. 警戒区域の設定・交通の確保等	応急 3-5-2

4.	消防活動	応急 3-5-3
5.	救急救助	応急 3-5-3
6.	食料等の提供及び資機材の確保	応急 3-5-3
7.	避難活動	応急 3-5-3
8.	医療救護活動	応急 3-5-3
9.	遺体の収容	応急 3-5-4
10.	防疫及び清掃	応急 3-5-4
11.	広報活動	応急 3-5-4
12.	その他の支援	応急 3-5-4
第6節 道路事故災害対策計画		応急 3-6-1
1.	応急活動体制	応急 3-6-1
2.	情報収集・伝達体制	応急 3-6-1
3.	消防活動	応急 3-6-1
4.	救急救助	応急 3-6-1
5.	交通規制	応急 3-6-2
6.	避難活動	応急 3-6-2
7.	広報活動	応急 3-6-2
第7節 放射性物質事故災害対策計画		応急 3-7-1
1.	基本方針	応急 3-7-1
2.	応急活動体制	応急 3-7-2
3.	情報の収集・伝達体制	応急 3-7-2
4.	緊急時の放射線モニタリング等活動の実施	応急 3-7-2
5.	消火活動	応急 3-7-3
6.	避難等の防護対策	応急 3-7-3
7.	広報活動	応急 3-7-4
8.	飲料水及び飲食物の摂取制限等	応急 3-7-4
9.	広域避難	応急 3-7-4
10.	災害復旧計画	応急 3-7-4
第8節 水道事故災害対策計画		応急 3-8-1
1.	応急活動体制	応急 3-8-1
2.	広報活動	応急 3-8-1
3.	応急給水活動	応急 3-8-1
第9節 大規模停電災害対策計画		応急 3-9-1
1.	応急活動体制	応急 3-9-1
2.	情報収集・伝達体制	応急 3-9-1
3.	救急救助	応急 3-9-1
4.	交通対策	応急 3-9-1
5.	広報活動	応急 3-9-2
6.	通信手段の確保	応急 3-9-2
7.	応急給水活動	応急 3-9-2

第4章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	応急 4-1
第1節 計画の基本方針	応急 4-1-1
1. 計画策定の趣旨	応急 4-1-1
2. 基本方針	応急 4-1-1
3. 防災関係機関の業務大綱	応急 4-1-1
4. 南海トラフ地震臨時情報	応急 4-1-2
第2節 東海地震関連情報と防災対策	応急 4-2-1
第3節 東海地震注意情報発表時の対応	応急 4-3-1
第4節 警戒宣言発令に伴う対応措置	応急 4-4-1
第5節 市民等のとるべき措置	応急 4-5-1
1. 市民のとるべき措置	応急 4-5-1
2. 区・自治会、自主防災組織のとるべき措置	応急 4-5-2
3. 事業者等のとるべき措置	応急 4-5-2

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。市が実施した防災アセスメント調査によると、市直下型地震が発生した場合、市の人的被害は死者数が9人、負傷者数は808人（内、重傷者126人）、建物被害は全壊棟数1,811棟、半壊棟数4,926棟と大きな被害が予想されている。

災害対策の第一線に立つ市は、多岐かつ広範囲にわたる応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる応急対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設等、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する応急対策活動に分けられる。

そのため、市は大規模地震発生後の応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、初動対応期と救援期とに分けて、次に定める活動計画を策定する。

ただし、実際の応急対策活動では、想定通りの状況と異なる場合もあることから、この活動計画枠にとらわれることなく大局的な視点を持って状況に応じた効率的な応急対策活動を心がけるものとする。

震災応急対策

第1節 活動体制の確立

第2節 初動対応期の応急対策活動

第3節 救援期の応急対策活動

総
則

災害
計画
予防

震
災

災害
応急
対策
計画

風
水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復興
計画
復
旧

資
料
編

総則
災害予防計画
震災災害
災害応急対策計画
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第1節 活動体制の確立

本節では、大規模地震が発生した場合の応急対策活動の体制について定める。
市は、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に基づき、応急対策活動のために必要な活動体制を確立する。また、災害の規模によっては、全庁職員だけでは対応できない場合もあるため、防災関係機関等への応援要請や受入れに係る体制を確立する。

第1 市の活動体制

大規模地震が発生した場合、市は、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に基づき、要員の指定、配備指令を行い、災害対応のために必要な活動体制を確立する。

項目	担当部署
1. 活動体制と配備基準	各課・各班
2. 非常体制	各班
3. 警戒体制	各班
4. 情報収集体制	各課

1. 活動体制と配備基準

市における震災対策に係る活動体制及び配備基準等は、次のとおりである。

配備基準で自動配備以外の場合は、防災担当部長が市長へ災害情報等を報告し、市長が活動体制・配備区分を判断する。

■【震災対策】活動体制と配備基準等

活動体制	配備区分	配備基準	本部の設置
情報収集体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域内で震度4の揺れを観測した場合（自動配備） ・東海に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき（自動配備） ・その他市長が必要と認めた場合 	防災担当部長の指示のもと、本部を設置しない通常の組織体制
警戒体制	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域内で震度5弱の揺れを観測した場合（自動配備） ・東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備） ・その他市長が必要と認めた場合 	防災担当部長を本部長とする災害警戒本部を設置
非常体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域内で震度5強の揺れを観測した場合（自動配備） ・東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき（自動配備） ・その他市長が必要と認めた場合 	市長を本部長とする災害対策本部を設置
	第4配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域内で震度6弱以上の揺れを観測した場合（自動配備） ・その他市長が必要と認めた場合 	

※ 市域の震度は、市庁舎に設置している計測震度計による。

【資料50】『気象庁震度階級関連解説表』参照

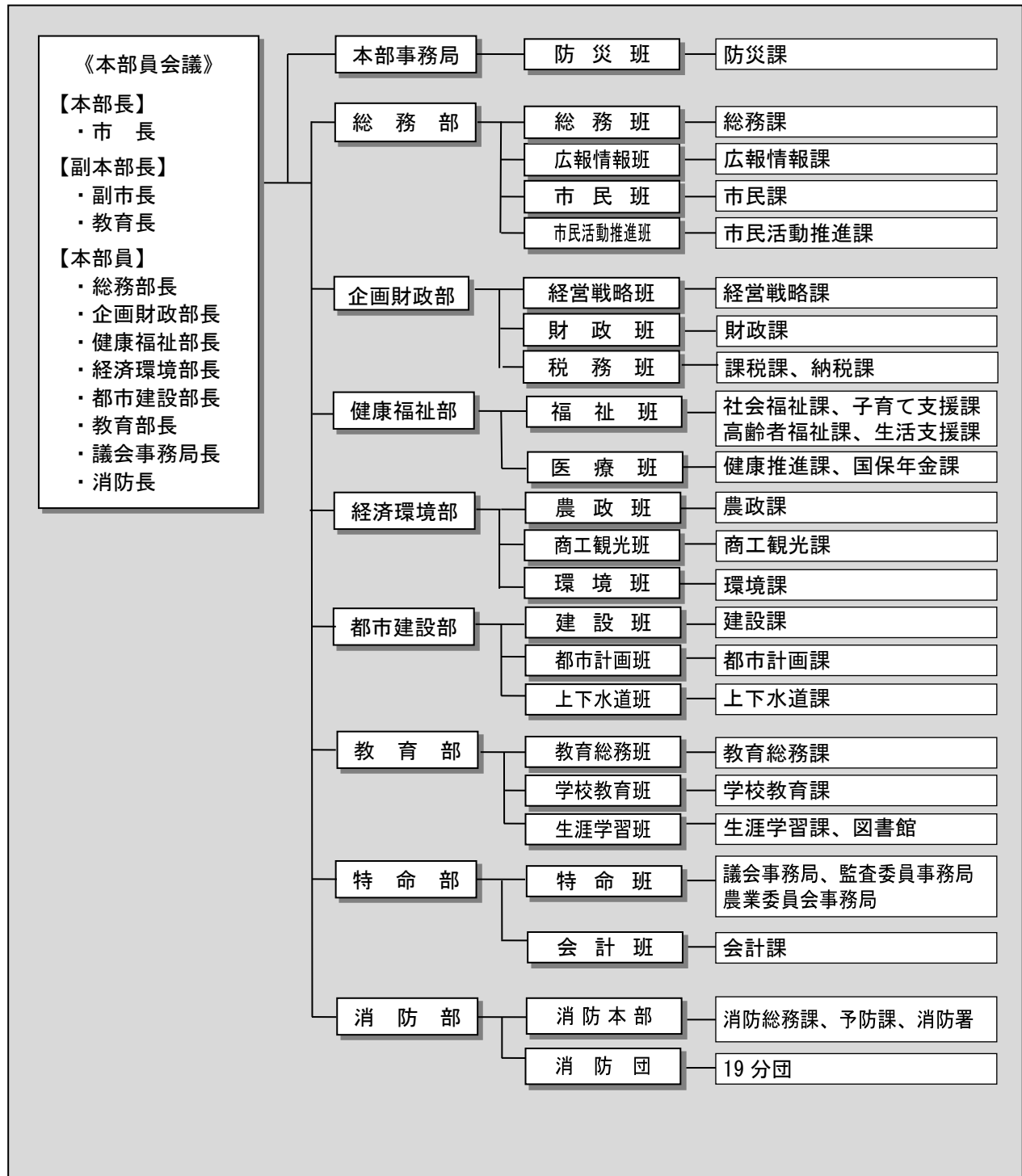
2. 非常体制

非常体制をとった場合は、災害対策本部をすこやかセンター2階に設置し、応急対策活動を実施する。

(1) 災害対策本部の組織編成

市の災害対策本部の組織編成は、次のとおりである。

■富里市災害対策本部の組織編成



総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 資料編

(2) 災害対策本部の各部・班の所掌事務

各部・班の所掌事務は、次のとおりである。

なお、「所掌事務」の「開始時期」における「A」「B」「C」「D」は、応急対策業務の開始時期区分とし、次のとおり設定した。

■ 応急対策業務の開始時期区分

ランク	内容
A	発災から3時間以内に開始すべき業務
B	発災から24時間以内に開始すべき業務
C	発災から72時間以内に開始すべき業務
D	発災後、2週間程度又はそれ以降から開始すべき業務

■ 各班共通の所掌事務

- ① 班の庶務に関すること
- ② 関係機関及び部内各班との連絡・調整に関すること
- ③ 班内職員の動員、配備に関すること
- ④ 避難所の運営要員に関すること（本部員会議又は本部事務局の指示による）
- ⑤ 班の所管施設等に関する被害状況、応急対策活動等の情報のとりまとめ及び広報情報班への報告、並びに各部長との情報の共有に関すること
- ⑥ 災害復旧計画のとりまとめに関すること
- ⑦ 他の部班への応援に関すること（本部員会議又は本部事務局の指示による）

■ 本部事務局 [防災担当部長]

班	担当課等	所掌事務 内容	開始時期			
			A	B	C	D
防災班 ◎防災課長	防災課	① 災害対策本部に係る事務に関すること ② 避難情報の発令に関すること ③ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ④ 被害状況調査の総括、県への報告に関すること ⑤ 自衛隊の派遣要請・自衛隊の受入れに関すること ⑥ 防災関係機関（防災会議委員を含む）との連絡調整及び協力要請に関すること ⑦ 応急対策活動実施状況の取りまとめに関すること ⑧ 避難所の開設指示に関すること ⑨ 無線の運用統制に関すること	●			

※ 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する（以下の表についても同様）。

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 災害復旧
 資料編

■総務部 [総務部長]

班	担当課等	所掌事務 内容	開始時期			
			A	B	C	D
総務班 ◎総務課長	総務課	① 災害対策本部に係る事務への協力に関すること ② 職員の安否確認及び被災状況等の把握 ③ 職員の動員・出勤状況の把握に関すること ④ 本部長、副本部長の秘書に関すること ⑤ 職員の給食、寝具に関すること ⑥ 災害対策要員への飲料水等の供給に関すること ⑦ 応援職員の受入れに関すること ⑧ 災害視察者及び見舞者の応対に関すること	● ● ● ●	● ●		● ●
広報情報班 ◎広報情報課長	広報情報課	① 災害情報の収集・整理、災害対策本部との情報共有に関すること ② 情報システムの運用及び広報活動の支援に関すること ③ 災害関係の広報に関すること ④ 報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関すること ⑤ 災害記録に関すること	● ●	● ●	●	
市民班 ◎市民課長	市民課	① 市民等からの通報、問合せ窓口、災害対策本部との情報共有に関すること ② 行方不明者に関すること ③ 市民相談窓口の運営に関すること ④ 遺体の収容、安置、埋葬に関すること ⑤ 市民記録・戸籍関係及び証明書発行等の窓口業務に関すること ⑥ 被災者台帳の作成に関すること	● ● ●	●	● ●	
市民活動推進班 ◎市民活動推進課長	市民活動推進課	① 市民等からの通報、問合せ窓口、災害対策本部との情報共有に関すること ② 市民相談窓口の運営に関すること ③ 区・自治会・自主防災組織との応援協力及び連絡調整に関すること ④ 臨時ヘリポートの開設に関すること ⑤ 警察署との交通規制の相互連絡に関すること ⑥ 所管施設管理者との連絡に関すること ⑦ 所管施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ⑧ 防犯対策に関すること	● ● ● ● ● ●	● ●		● ●

■企画財政部 [企画財政部長]

班	担当課等	所掌事務 内容	開始時期			
			A	B	C	D
経営戦略班 ◎経営戦略課長	経営戦略課	① 帰宅困難者・滞留者の対応に関すること ② 公共交通機関との連絡調整に関すること ③ 国・県への災害に係る要望、陳情に関すること ④ 災害復興計画策定に関すること	● ●			● ●
財政班 ◎財政課長	財政課	① 庁舎等の被害状況調査及び応急・復旧対策、警備に関すること ② 緊急通行車両に関すること ③ 災害時の車両の管理及び配車に関すること ④ 災害用電話の確保及び臨時電話の架設に関すること ⑤ 市有財産の被害状況の把握に関すること ⑥ 災害対策関係予算に関すること ⑦ 車両等の借上げ及び燃料の確保に関すること ⑧ 義援金及び見舞金の受入れ、保管、支給、礼状に関すること ⑨ 災害見舞金等に関すること ⑩ 住宅等災害復旧資金利子補給に関すること	● ● ● ● ● ●	●		● ● ●

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

	④ 被災地及び避難所等の廃棄物の処理に関すること ⑤ 愛玩動物対策に関すること ⑥ 被災地及び避難所のし尿処理に関する指示・依頼 ⑦ 被災地の防疫に関すること		●	●	●	
--	--	--	---	---	---	--

■都市建設部 [都市建設部長]

班	担当課等	所掌事務 内容	開始時期			
			A	B	C	D
建設班 ◎建設課長	建設課	① 被害状況の現地確認に関すること ② 道路、橋りょう及び調整池、河川等の被害状況調査及び復旧に関すること ③ 障害物の除去に関すること ④ 緊急輸送道路の確保及び連絡調整に関すること ⑤ 水防に関すること ⑥ 道路及び地域の排水に関すること ⑦ がけ崩れ等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ⑧ 交通安全施設の保全に関すること	●			
都市計画班 ◎都市計画課長	都市計画課	① 被災建築物応急危険度判定に関すること ② 被災宅地の危険度判定に関すること ③ 住宅の応急修理に関すること ④ 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること ⑤ 被災住家の被害認定調査の支援に関すること ⑥ 罹災調査台帳の作成の支援に関すること ⑦ 被災者の公営住宅等への入居に関すること ⑧ 公園施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ⑨ 区画整理事業及び街路事業に係る対策に関すること	●			
上下水道班 ◎上下水道課長	上下水道課	① 給水施設・設備の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ② 給水に関すること ③ 県企業局との連絡調整に関すること ④ 水道業務の総合調整に関すること ⑤ 下水道施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ⑥ 仮設トイレの設置に関すること ⑦ 排水施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること	●			●

■教育部 [教育部長]

班	担当課等	所掌事務 内容	開始時期			
			A	B	C	D
教育総務班 ◎教育総務課長	教育総務課	① 避難所の開設・運営支援に関すること ② 所管施設の被災状況調査及び応急・復旧対策に関すること	●			
学校教育班 ◎学校教育課長	学校教育課	① 幼児・児童・生徒の保護及び避難に関すること ② 避難所の開設・運営支援に関すること ③ 幼児・児童・生徒の被災状況調査及び報告に関すること ④ 所管施設の被災状況調査及び応急・復旧対策に関すること ⑤ 教育関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 給食センターにおける炊き出しに関すること ⑦ 応急教育対策に関すること ⑧ 教科書及び学用品の配付対策に関すること	●		●	●
生涯学習班 ◎生涯学習課長 ○図書館長	生涯学習課 図書館	① 所管施設利用者の避難誘導に関すること ② 避難所の開設・運営支援に関すること ③ 所管施設の被災状況調査及び応急処置に関すること ④ 文化財の保護、被害状況調査に関すること ⑤ 所管施設の復旧対策に関すること	●	●		●

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

3. 警戒体制

(1) 活動内容

警戒体制は、防災担当部長の指揮の下、災害警戒本部をすこやかセンター2階に設置し、被害発生状況を把握するため、情報収集・連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施し、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部の設置体制を整える。

■災害警戒本部の協議・活動内容

- ① 地震情報の収集・伝達
- ② 被害情報の収集・伝達
- ③ 避難指示の検討、避難所開設の準備
- ④ 市民への広報活動の準備
- ⑤ 県及び関係機関等との連絡調整
- ⑥ 資機材・食料の供給及び輸送の検討
- ⑦ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

(2) 活動組織

警戒体制の配備区分は、第2配備として、防災担当部長を本部長、経済環境部長及び都市建設部長を副本部長に、下記表の本部員及び配備職員をもって組織する。

なお、災害警戒本部の設置等については「富里市災害警戒本部業務取扱要領」（平成31年3月）を参照のこと。

【資料13】『富里市災害警戒本部業務取扱要領』参照

■災害警戒本部の組織（第2配備）

- 【本部長】防災担当部長
- 【副本部長】経済環境部長、都市建設部長
- 【本部員】企画財政部長、健康福祉部長、経済環境部長、教育部長、議会事務局長、消防長
- 【本部事務局】防災課
- 【配備職員】総務課、広報情報課、市民課、市民活動推進課、経営戦略課、財政課、課税課、納税課、社会福祉課、子育て支援課（葉山、向台含む）、高齢者福祉課、生活支援課、健康推進課、国保年金課、農政課、商工観光課、環境課、建設課、都市計画課、上下水道課、教育総務課、学校教育課（幼稚園、学校用務員含む）、生涯学習課、図書館、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、会計課、消防総務課、予防課、消防署

(3) 警戒体制の解除・移行

防災担当部長は、災害が発生するおそれがないと判断したとき、又は応急対策活動がおおむね完了したと判断したとき、市長に報告の上、警戒体制を解除する。また、防災担当部長は、非常体制の配備基準を満たす状況になったとき、市長に報告の上、非常体制に移行する。

【資料13】『富里市災害警戒本部業務取扱要領』参照

総則
 計画
 災害予防
 震災
 災害応急対策計画
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 災害復旧
 資料編

4. 情報収集体制

(1) 活動内容

防災担当部長の指示に従い、主として地震による被害の有無等について情報の収集・報告を行い、連絡及び調整に万全を期す。

(2) 活動組織

情報収集体制の配備区分は、第1配備とし、通常の組織体制のまま防災課、上下水道課及び建設課の職員をもって活動する。

勤務時間外及び休日に震度4以上の地震が発生した場合、防災課、上下水道課及び建設課の担当職員は、自主参集する。

(3) 情報収集体制の解除・移行

防災担当部長は、災害が発生するおそれがないと判断したとき、又は災害応急対策活動がおおむね完了したと判断したとき、市長に報告の上、情報収集体制を解除する。また、防災担当部長は、警戒体制の配備基準を満たさなくなったとき、市長に報告の上、警戒体制に移行する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第2 職員の動員計画

市域において地震による揺れを感知した場合、震度区分に応じて指定された職員は、必要な応急対策活動に従事しなければならない。

項目	担当部署
1. 活動体制と動員計画	各課
2. 勤務時間内における動員・参集	各班
3. 勤務時間外及び休日における動員・参集	各班
4. 参集における留意事項	各班

1. 活動体制と動員計画

市の活動体制に応じた動員は、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に基づき実施する。

なお、各部局は、人事異動等を考慮して、職員の配備体制の見直しを実施するとともに、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に基づく防災要員の配備計画を毎年4月に更新し、防災担当課へ提出するものとする。

【資料6】『富里市防災配備指令要綱』参照

2. 勤務時間内における動員・参集

勤務時間内の動員は、庁内放送及び電話連絡等により行う。各所属長は、この情報に基づき、必要な職員の参集指示を行う。

所属長不在の場合は、職制に従い次席の職員が対応する。

■参集場所

勤務時間内においては、職場で待機し、災害対策本部の指示に従って活動する。

■動員・参集における留意点

- ① 常に災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意すること。
- ② 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまでは退庁しないこと。
- ④ 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡を取り所在を明らかにすること。

3. 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務時間外及び休日の動員・参集

体制配備は自動配備であるため、原則として動員連絡は行わない。配備基準に該当する職員は、動員指令を待つことなく自主参集する。

なお、勤務時間外で市長の配備決定による場合は、防災課（防災班）から、各所属長へ情報の伝達を行う。

各所属長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

■参集場所

勤務時間外及び休日においては、各自の所属先に参集し、避難所担当職員は避難所に直接参集し、災害対策本部の指示に基づき活動する。

■勤務時間外の動員・参集

区分	内容
参集場所への参集	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、携帯メール等により、市域で震度6弱以上の地震情報を確認した場合、市の全職員は自主参集する。 職員は、まず家族の安否確認及び安全を確保した後、速やかに参集場所に自主参集する。
参集の報告	<ul style="list-style-type: none"> 班員の参集状況を取りまとめ、所属長及び総務班に報告する。
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の途絶、道路等の遮断で参集場所に参集することが困難な場合は、所属長への連絡に努め、指示を仰ぐ。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン等の情報を収集する。

ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を心がける。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

【様式3】『参集途上の被災状況記録票』参照

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を広報情報班に報告する。

広報情報班は、報告を受けた情報を集約し本部事務局に報告する。

【様式1】『参集カード』参照

【様式2】『参集記録票』参照

4. 参集における留意事項

職員は、次の点に留意して参集する。

■参集時の留意事項

- ① 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ② 服装は、作業服又は作業しやすい服、安全な靴、手袋を着装する。
- ③ 携帯電話、筆記具、食料、水、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- ④ 参集途中に、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命救助を優先し、救出・救援の後、できる限り迅速な参集を行う。
- ⑤ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないよう注意する。

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、市域で地震による災害時、富里市災害対策本部条例（令和元年12月）及び富里市災害対策本部設置規定（平成31年3月）に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び各部・班を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

【資料3】『富里市災害対策本部条例』参照
【資料4】『富里市災害対策本部設置規程』参照

項目	担当部署
1. 災害対策本部の設置	全部署
2. 災害対策本部の運営	全部署
3. 災害対策本部の廃止	全部署
4. 災害対策本部運営の留意事項	全部署、総務班、医療班

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する（地震以外の災害を含む。）。

■災害対策本部設置基準

- ① 市域で震度5強以上の揺れを観測したとき
- ② 市域に気象業務法施行令に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、かつ、市域内において重大な災害が予測され、その対策を要すると認められるとき
- ③ 大規模地震特別措置法第9条第1項の規定に基づく警戒宣言が発令されたとき
- ④ 市長が防災配備指令を発令したとき
- ⑤ その他災害時であって、特にその対策を要するとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、すこやかセンター2階に設置する。災害対策本部入口に「富里市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、すこやかセンターが被災したときは、消防本部（3階講堂）に本部を設置する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下「本部長」という）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は、次の順位によりその職務を代理する。

■本部長の代理順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	防災担当部長

※ 防災担当部長は、総務部長とする。

(4) 災害対策本部設置・廃止の公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次の関係機関等に連絡する。

なお、消防庁の災害速報の基準に該当する場合、又は県に連絡ができない場合は、国（総務省消防庁）に連絡する（「火災・災害等即報要領の一部改正について」（令和3年5月、消防庁））。

■災害対策本部設置・廃止の連絡先担当及び連絡先

連絡担当	連絡先
防災班	消防庁、千葉県、県警察本部、近隣市町
広報情報班	報道機関
特命班	市議会
関係各班	その他防災関係機関

2. 災害対策本部の運営

(1) 本部長等

災害対策本部組織を指揮監督する本部長以下の職員の役割は、次のとおりである。

■本部長等の役割

本部役職	特別職	役割
本部長	市長	本部の事務を総理し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部長、議会事務局長 消防長	本部長の命を受け、本部員会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 各部班

災害対策本部各部・班は、「本編 第1章 第1節 第1 2. (2) 災害対策本部の各部・班の所掌事務」に基づき応急対策活動を遂行する。

(3) 本部員会議

本部長は、本部員会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各部の指揮監督を行う。本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成される。

本部員会議の構成員は、会議の招集の必要がある場合、防災担当部長に要請する。

■本部員会議の協議、調整事項

- ① 震災応急対策の基本方針に関すること
- ② 動員配備体制に関すること
- ③ 各部班間の調整事項の指示に関すること
- ④ 避難指示等に関すること
- ⑤ 自衛隊の災害派遣に関すること
- ⑥ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑦ 隣接市町との相互応援に関すること
- ⑧ 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
- ⑨ 災害救助法の適用申請に関すること
- ⑩ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること
- ⑪ 本部の廃止に関すること
- ⑫ その他、災害発生の防ぎよ又は拡大の防止に関すること

総則

災害
計画
予防

震
災

災害
応急
対策
計画

風水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復興
計画

資
料
編

(4) 本部事務局

災害対策本部の設置、運営を行うため、本部事務局を置く。

本部事務局は、防災課及び本部長の命で動員された各課職員で構成される。

なお、防災課は、各課の人員の調整を行う。

(5) 現地対策本部

本部長は、被害が激甚な現場における応急対策を迅速に行うため必要と認めるとき、現地対策本部を設置する。

要員配備については、本部長がその都度決定する。

3. 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めた場合、災害対策本部を廃止する。

4. 災害対策本部運営の留意事項

(1) 災害対策本部の弾力的運営

大規模災害時には、多岐にわたる応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも関わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては所掌事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的な要員の運用を図り応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2) 職員及び職員の家族の被災状況の把握

総務班は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

(3) 職員の健康管理

総務班は、応急対策活動が長時間、長期間にわたり、家族の被災というストレス下で活動に従事する職員の心身両面が負担になる場合を考慮し、医療班と連携して、職員の健康管理に努める。

(4) 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、応急対策活動が長期化することから、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

(5) 公務災害処理

総務班は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

第4 情報通信手段の確保

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、市は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集するため、情報通信手段を適切に確保する。

項目	担当部署
1. 通信手段の確保	財政班、防災班、広報情報班
2. 通信施設が使用不能となった場合の措置	防災班
3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請	広報情報班

1. 通信手段の確保

関係各班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、多様な通信手段を確保するとともに、通信混乱の防止に努める。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

財政班は、災害時、通信契約業者等と連携し、災害時優先電話の通信連絡を確保する。

イ 臨時電話

財政班は、臨時電話が設置できる状況にあっては、避難所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。

ウ FAX

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(2) 市防災行政無線

防災班は、市防災行政無線（移動系及び同報系）の通信を確保し、市民、職員への指示、通知、伝達、その他必要な通信を行う。

(3) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

防災班は、県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等の通信を確保し、県災害対策本部等への報告を行う。

(4) 富里市防災・防犯メール等

防災班及び広報情報班は、市が実施している防災・防犯メールの登録者に対し、災害情報等を伝達する。

また、市公式ホームページ等、様々な伝達手段を用いて市民等へ情報を伝達する。

2. 通信施設が使用不能となった場合の措置

防災班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認められた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

■他の通信施設

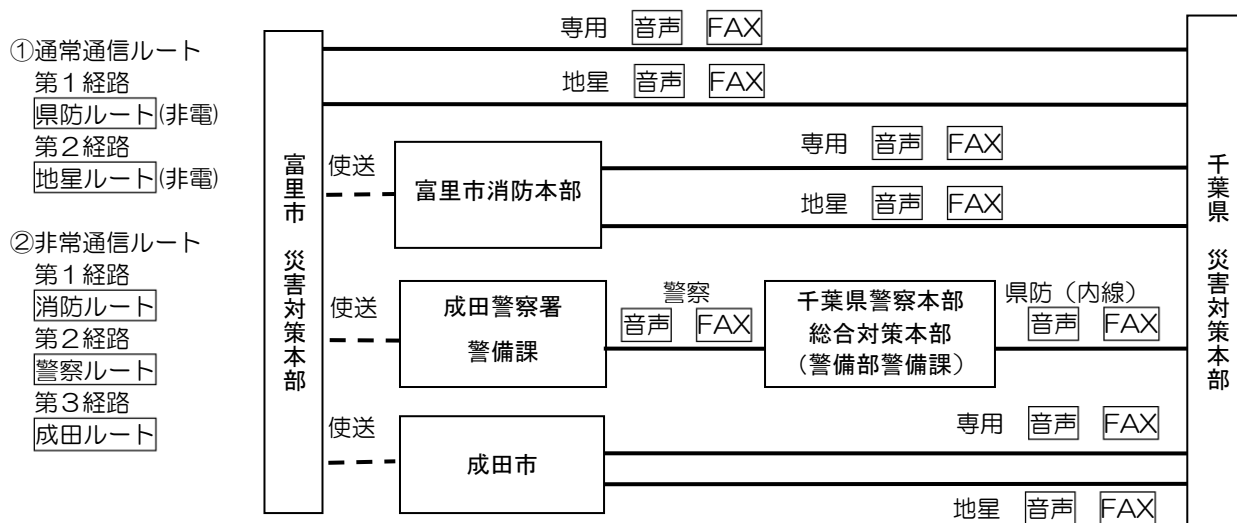
- ① 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設
- ② ①以外の機関又は個人の無線通信施設

3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

広報情報班は、災対法第57条の規定により、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

■非常通信ルート



■上記図の用語集

- 地星：地上衛星
- 県防：千葉県防災システム
- 非電：非常用電源
- 使送：使いの者を送り知らせること

総則
 災害予防
 震災
 災害応急対策計画
 風水害
 復旧計画
 資料編

第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼

大規模な災害の場合は、市職員だけでの対応には限界があるため、公共的団体及び民間団体への協力依頼を積極的に行う。

活動項目	担当部署
1. 公共的団体への協力依頼	関係各班
2. 協定締結民間団体への協力依頼	関係各班
3. 人的公用負担（災対法第65条等）	関係各班

1. 公共的団体への協力依頼

(1) 主な公共的団体

災害発生時には、公共的団体等が一丸となった対応が不可欠である。
これら公共的団体及び関係する部署を次に示す。

■主な公共的団体と関係部署

公共的団体	関係部署
公益社団法人印旛市郡医師会	医療班
公益社団法人印旛郡市歯科医師会	医療班
一般社団法人印旛郡市薬剤師会	医療班
公益社団法人千葉県柔道整復師会	医療班
社会福祉法人富里市社会福祉協議会	福祉班
富里市農業協同組合	農政班
富里市商工会	商工観光班
富里市商工業促進協議会	都市建設部各班
	消防部

(2) 協力依頼

関係各班は、応急対策活動を実施する上で必要な場合は、市内の公共的団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速かつ的確な応急対策活動を実施する。

協力依頼は、関係各班が各々関係する市内の公共的団体等に対して行うこととし、依頼を行った関係各班は、その旨を逐次災害対策本部に報告する。

■主な協力依頼事項（例）

- 被災者（特に要配慮者等）への医療支援
- 炊き出し支援
- 食料、物資の仕分・運搬・配布の協力、あっせん
- 避難所での情報伝達
- 給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）
- 道路復旧、住宅復旧及び建設活動への協力、あっせん

2. 協定締結民間団体への協力依頼

関係各班は、応急対策活動を実施する上で必要な場合は、災害時の協定を締結している民間団体に対して協力依頼を行い、迅速・的確な応急対策活動を展開する。

【資料32】『災害応援協定等』参照

3. 人的公用負担（災対法第65条等）

市域で災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第65条）。

防災班は、手続関係进行处理するものとし、関係各班は、必要な場合、防災班にその旨を伝える。

総則

災害予防

震災

災害応急対策計画

風水害
事故災害
東海地震

災害復旧
復興計画

資料編

第6 応援要請

市は、直下地震のような大規模災害では、市の防災力のみでは対応が困難と考えられるため、速やかに国・県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

項目	担当部署
1. 国・自治体等への応援要請	防災班、総務班、関係各班
2. 消防の広域応援要請	消防本部
3. 上水道・下水道事業体の相互応援	上下水道班

1. 国・自治体等への応援要請

(1) 国への応援要請

本部長は、大規模災害発生時には、全国の地方自治体の人的資源を最大限に活用して、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして定められている、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用する。

(2) 県への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

防災班は、これらの手続を実施する。

■ 県への応援要請手続（災対法第68条）

要請先	県防災危機管理部危機管理政策課
連絡方法	文書（緊急の場合、電話又は防災行政無線（事後文書を送付））
応援の要請	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項

(3) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域の災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

防災班は、これらの手続を実施する。

総
則

災
害
予
防
計
画

震
災

災
害
応
急
対
策
計
画

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
職員派遣・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあっせんについて必要な事項 「派遣」は、災対法第29条の規定による。 「あっせん」は、災対法第30条及び地方自治法第252条の17の規定による。

(4) 県内市町村への応援要請

ア 災害時応援協定締結市町村への応援要請

本部長は、県内で大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月）に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

防災班は、これらの手続を実施する。

■ 県内市町村への応援要請手続

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 応援の種類 ② 応援の具体的内容及び必要量 ③ 応援を希望する期間 ④ 応援場所及び応援場所への経路 ⑤ 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受け付け及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

イ 災対法第67条の規定に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く）

本部長は、市の地域において災害が発生した場合に、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く）に対し次の事項を示して応援を求める。

防災班は、他の市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。関係各班は、応援が必要と判断した場合、防災班にその旨を申し出る。

■ 応援要請に伴う記載事項

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を必要とする人員、物資等
- ③ 応援を必要とする場所、期間
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ 応援の受入れ地
- ⑥ その他応援に関し必要な事項

(5) 県外協定締結市町村への応援要請

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、協定を締結した県外の市町村に各協定内容に基づき応援要請を行う。応援要請は、「本編 第1章 第1節 第6 1. (3) 県内市町村への応援要請」を準用する。

(6) 受入れ・活動支援

自治体等から派遣された応援職員等の集結地は、富里中央公民館とし、総務班が受入れを行う。各活動現場においては、各班が応援職員等の業務について対応する。
なお、応援職員等の宿泊施設、食料、資機材等は、応援職員等が手配することを原則とする。

2. 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成18年8月、千葉県）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（令和3年5月、千葉県）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。消防部は、これらの手続を行う。

【資料32】『災害応援協定等』参照

(2) 緊急消防援助隊等の受入れ

緊急消防援助隊等の集結地は、消防本部及び北分署とし、消防部は、緊急消防援助隊等の受入れ、指揮及び運用を行う。

(3) ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（令和2年7月、消防庁）及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」（平成28年6月、千葉県）に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

3. 上水道・下水道事業体の相互応援

(1) 上水道

上下水道班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

【資料32】『災害応援協定等』参照

(2) 下水道

上下水道班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」（平成30年4月、公益社団法人日本下水道協会）に基づき、応援措置の支援を要請する。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

東
海
地
震

災害
復旧
復興
計画

資
料
編

第7 自衛隊の災害派遣要請依頼

市は、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

項目	担当部署
1. 災害派遣・撤収要請	防災班
2. 自主派遣	防災班
3. 災害派遣部隊の受入れ	防災班

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続を行う。

防災班は、これらの手続を実施する。

■災害派遣要請の手続

連絡先	県防災危機管理部危機管理政策課
要請事項	① 災害の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

【様式12】『災害派遣部隊要請の様式』参照

(2) 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

【様式13】『災害派遣部隊撤収の様式』参照

(3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

■自衛隊の派遣活動

① 被害状況の把握	⑤ 消防活動	⑨ 炊飯及び給水
② 避難の援助	⑥ 道路又は水路の啓開	⑩ 物資の無償貸与又は譲与
③ 遭難者等の捜索救助	⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑪ 危険物の保安及び除去
④ 水防活動	⑧ 人員及び物資の緊急輸送	⑫ その他

2. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

自主派遣が行われた場合、防災班は、「3. 災害派遣部隊の受入れ」に基づき受入れを行う。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- ② 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④ その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

3. 災害派遣部隊の受入れ

防災班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

■自衛隊の受入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。
交渉窓口	防災班に連絡窓口を一本化し、自衛隊からの本部連絡員の派遣を要請する。
受入場所	集結場所：富里中学校（野球・サッカーグラウンド） 宿营地：富里中央公園イベント広場 ① 本部事務室 ② 宿营地 ③ 材料置場 ④ 炊事場（野外の適切な広さ） ⑤ 駐車場（車1台の基準は3m×8m） ⑥ 指揮連絡用ヘリコプター発着場設備（富里中央公園野球場）

第8 ボランティアの協力

災害応急対策を迅速・的確に実施し、被災市民の多種多様な需要に対応するため、ボランティアの受入れ体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

項目	担当部署
1. ボランティア需要状況の把握	福祉班、関係各班、富里市社会福祉協議会
2. 災害ボランティアセンターの開設	富里市社会福祉協議会、福祉班
3. ボランティアの受入れ	関係各班、富里市社会福祉協議会、福祉班
4. ボランティア活動支援	福祉班、富里市社会福祉協議会
5. 県災害ボランティアセンターとの連携	関係各班、富里市社会福祉協議会、福祉班
6. ボランティア活動保険の適用	富里市社会福祉協議会、福祉班

1. ボランティア需要状況の把握

福祉班及び富里市社会福祉協議会は、関係各班によるボランティア需要状況の的確な把握に努める。

■ボランティアの主な活動内容（専門分野）

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ① 救護所での医療救護活動 | ⑤ ボランティアのコーディネート |
| ② 被災建築物応急危険度判定 | ⑥ 被災者への心理治療 |
| ③ 被災宅地危険度判定 | ⑦ 高齢者や障害者等要配慮者の介護・看護、情報提供 |
| ④ 外国語の通訳、情報提供 | ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等 |

■ボランティアの主な活動内容（一般分野）

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| ① 避難所の運営補助 | ⑤ 被災地の清掃、がれきの片付け |
| ② 炊き出し、食料等の配布 | ⑥ 避難所や応急仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） |
| ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 | ⑦ その他被災地における軽作業等 |
| ④ 高齢者や障害者等要配慮者の介護 | |

2. 災害ボランティアセンターの開設

富里市社会福祉協議会は、福祉班及びボランティア団体・NPO法人等と連携して、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、富里市福祉センター内にボランティア活動の窓口・調整・支援機関として、災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動の運営については、ボランティアコーディネーター等の協力を得て状況に応じて柔軟に設定した活動・運営方針に従い実施する。

総
則

災害
計画
予防

震
災

災害
応急
対策
計画

風
水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復興
計画
復
旧

資
料
編

■災害ボランティアセンターの業務

区分	内容
ボランティアの登録及び管理	ボランティアの登録に当たっては、「災害ボランティア受入名簿」を作成する。作成した名簿は、福祉班に送付する。
ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整	ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。
ボランティアの募集	ボランティアの募集について、市公式ホームページ、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。
ボランティアの派遣	災害対策本部（福祉班）からの依頼又は需要状況の調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

3. ボランティアの受入れ

(1) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアの受入れ要請は、災害対策本部での方針決定に基づき行うものとし、関係各班は、それぞれの活動に必要な専門分野のボランティアを県、市町村、その他関係団体等を通じて要請し受入れる。

(2) 一般ボランティアの受入れ

一般ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターに窓口を設け実施するものとする。

4. ボランティア活動支援

福祉班は、ボランティアに対して次の活動支援を行う。
 ただし、食事や宿泊場所については、原則としてボランティア自身が用意する。

- ① 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に収集する。
- ② ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な事務用品、機器・資機材及び活動拠点を提供する。

5. 県災害ボランティアセンターとの連携

災害ボランティアセンターは、関係各班からのボランティア需要状況を勘案し、必要に応じて県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。
 県災害ボランティアセンターは、被災市と調整の上、人員を派遣する。周辺市町村は県災害ボランティアセンターの指示により市へ人員を派遣する。

6. ボランティア活動保険の適用

市の依頼又は自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、富里市社会福祉協議会は、福祉班と連携し、災害ボランティアセンターが作成した「災害ボランティア受入名簿」に従いボランティア活動保険の加入手続を行う。

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 資料編

第9 災害救助法の適用

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

そのため、市は、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

なお、災害救助法に係る事務手続は、福祉班が実施する。

項目	担当部署
1. 災害救助法の適用基準	防災班
2. 災害救助法の適用手続	福祉班、関係各班
3. 災害救助法による救助の実施者	関係各班

1. 災害救助法の適用基準

(1) 市の適用基準

災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定に基づく、市における災害救助法の具体的な適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	80以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40以上	第1条第1項第3号 前段
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	第1条第1項第3号 後段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	
災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	県知事が内閣総理大臣と協議	基準省令第1条※	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項第1号※
	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第1項第2号※
災害が発生するおそれがある場合において、国に緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項の規定により、当該本部の所管区域が告示された場合			第2条第2項

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第4号の内閣府令で定める基準を定める省令

総則

災害
計画
予防

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

(2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、みなし換算を行う。みなし換算の目安は、次のとおりである。

■滅失住家の換算

- 全壊（全焼・全流失）住家 1世帯・・・・・・・・・・・・・・・・滅失住家 1世帯
 - 半壊（半焼）住家 2世帯・・・・・・・・・・・・・・・・滅失住家 1世帯
 - 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家 3世帯・・・・・・・・・・・・・・・・滅失住家 1世帯
- ※ 床下浸水、一部破損は換算しない。

■被害の認定基準 中規模半壊の追加

被害の区分	認定の基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家半壊 （半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。 大規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 中規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の30%以上40%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損壊割合が30%以上40%未満のもをいう。 その他：損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

注1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1 住家」として取り扱う。
 注2) 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2. 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用手続き

市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事に報告する。

災害救助法施行細則第4条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、そ

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 資料編

の状況を直ちに知事に報告する。

(2) 災害救助法の適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急対策活動を実施した場合、担当部署は、応急対策活動に係る帳簿類等を作成し、福祉班に報告する。

なお、費用の支弁対象等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成30年4月、内閣府）に基づき実施する。

3. 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助するものとする。

本部長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助の事務に着手するものとする。

本部長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て救助活動を実施する。

■災害救助法の救助項目と市長委任事項

救助の種類		市長委任※	期間
収容施設の供与	避難所	○	災害発生から7日以内
	応急仮設住宅		災害発生から20日以内に着工し、速やかに設置
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	○	災害発生から7日以内
	飲料水の供給	○	災害発生から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		○	被害発生から10日以内に完了
医療及び助産	医療		災害発生から14日以内
	助産		分べんから7日以内
被災者の救出		○	災害発生から3日以内
被災した住宅の応急修理		○	災害発生から1月以内に完成
生業に必要な資金の貸与			災害発生から1月以内に完了
学用品の給与		○	教科書：災害発生から1月以内に完了 その他の学用品：災害発生から15日以内に完了
埋葬		○	災害発生から10日以内に完了
応急救助のための輸送費			当該救助の実施が認められる期間
応急救助のための賃金職員等雇上費			当該救助の実施が認められる期間
死体の搜索		○	災害発生から10日以内に完了
死体の処理			災害発生から10日以内に完了
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去		○	災害発生から10日以内に完了

※ 迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則により市長に委任されている事項

総則
計画
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
資料編

第2節 初動対応期の応急対策活動

第1 情報の収集・伝達

地震による揺れを感知した場合は、震度情報等の地震に関する情報を迅速に収集するとともに、市民からの通報や問合せに対応しなければならない。

また、発災初期における応急対策活動、特に救命救助活動を最優先とした災害応急対策を円滑に実施するため、必要な災害情報の収集・伝達を迅速に行う。

項目	担当部署
1. 地震情報の収集	防災班
2. 市民からの通報・問合せの処理	市民班、市民活動推進班、防災班、関係各班
3. 災害情報の収集・整理	広報情報班、防災班、関係各班
4. 被害調査	税務班、都市計画班、市民班、医療班、関係各班
5. 災害報告	防災班、広報情報班、消防部

1. 地震情報の収集

防災班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

■地震情報の種類

種類	内容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国187に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。市は、「千葉県北西部」である。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。

総
則

災害
計画
予
防

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画
災
害
復
旧

資
料
編

2. 市民からの通報・問合せの処理

災害時には、市内外の市民から多数の通報・問合せ電話が殺到する。そのため、それらの通報・問合せへの対応を迅速・的確に処理する。

(1) 市民からの通報の処理

市民班は、市民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、通報を処理し、情報の効果的な活用を図る。通報処理の目的と手順は、次のとおりである。

■通報処理の目的

- ① 市民からの通報内容の整理及び共有化を図る。
- ② 特定部署への通報の集中による業務の混乱を防止する。
- ③ 市民班による市民対応、広報情報班における広報情報の資料内容を整理する。

■通報処理の手順

- ① 市民班は、市民からの通報を受け付け、「被害発生状況連絡票」を作成する。
- ② 市民班は、災害対策本部に「被害発生状況連絡票」の写しを送付する。
- ③ 市民班は、「被害発生状況連絡票」を関係各班に送付し、その旨を災害対策本部に報告する。
- ④ 関係各班は、必要に応じて通報内容を県等の防災関係機関に伝達する。

(2) 市民からの問合せの処理

市民から市へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合は、市民班及び市民活動推進班が対応し、必要に応じて担当する関係各班への取次を行う。

《注意》

◆災害時の市役所窓口の一本化

市民等からの問合せの処理が各部班の災害応急対策の妨げとならないよう、問合せの窓口を一本化し、「市民班」及び「市民活動推進班」が窓口を運営する。

問合せへの回答は、問合せがあった時点で災害対策本部が把握している情報をもとにすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。災害対策本部（「防災班」、「市民班」、「市民活動推進班」及び「広報情報班」）は、上記情報の共有化を図る。

3. 災害情報の収集・整理

(1) 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報し、成田警察署と通報内容を情報共有する。

■通報先

- ① 銚子地方気象台
- ② その災害に関係のある近隣市町村
- ③ 最も近い県出先機関（成田土木事務所等）

(2) 災害の概要把握

広報情報班は、関係各班からの情報、市民からの通報、関係機関からの情報等から被害の概要を把握する。

夜間・休日に地震が発生した場合、市内在住職員は、居住地周辺被害状況を、全職員は、参集途中の見聞情報を班長に報告する。班長は、収集した情報を広報情報班に報告する。

(3) 災害情報の整理

広報情報班は、通報を受けた情報、職員の収集した情報を集約し整理する。

(4) 被災者台帳の作成

市民班は、災害対策本部が収集した情報をもとに、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

(5) 関係機関への通報

防災班は、必要に応じて災害情報を地域振興事務所、警察署及び消防本部に通報する。

4. 被害調査

税務班及び都市計画班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書の発行のため、住家被害認定調査を行う。被害調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月、内閣府）に基づき実施する。

関係各班は、所管する施設の被害調査を行い、調査した結果をまとめ、広報情報班に提出する。

市民班、医療班及び消防部は、人的被害（死者、負傷者及び行方不明者）に係る被害調査を行い、調査した結果をまとめ、広報情報班に提出する。

5. 災害報告

(1) 災害発生への報告

防災班は、震度4以上を観測した場合、災害の状況及び応急対策活動の概要を県に報告する。

消防部は、消防庁の災害速報の基準に該当する場合（地震の場合、震度5弱以上）、「火災・災害等即報要領」（令和3年5月、消防庁）に基づき、被害の有無を問わず、第1報等を県と併せて総務省消防庁に報告する。

防災班及び消防部は、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また、震度6弱以上の地震の場合は119番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。

総
則

災害
予
防
計
画

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

(2) 県への被害報告

ア 報告先・手段

災害報告は、広報情報班がとりまとめ、防災班が千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動は、「千葉県危機管理情報共有要綱」（平成29年4月、千葉県）に基づき実施する。

イ 報告の区分

県へ報告すべき情報は、次のとおりである。原則として千葉県防災情報システムを使用して県本部事務局に報告する。システムが使用不能又は「千葉県危機管理情報共有要綱」（平成29年4月、千葉県）に別途規定がある場合、システム、電話又はFAX等の代替手段を用いて報告する。

ただし、県本部事務局に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告し、事後速やかに県本部事務局に報告する。また、「震度5強」以上を記録した地震、並びに大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、被害の有無を問わず、第1報等について、その通報件数を総務省消防庁及び県本部事務局に報告する。

■市から県への報告【災害緊急報告】

内容	時期・方法
① 庁舎等の状況 ② 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ③ 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ④ 措置情報 ⑤ 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第1報の後、詳細が判明の程度、直ちに [システム、電話、FAX]

■市から県への報告【災害総括報告（定時報告）】

内容	時期・方法
被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 ① 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） ② 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [システム、電話、FAX]
災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	

【様式14】『県報告関係』参照

ウ 報告責任部局

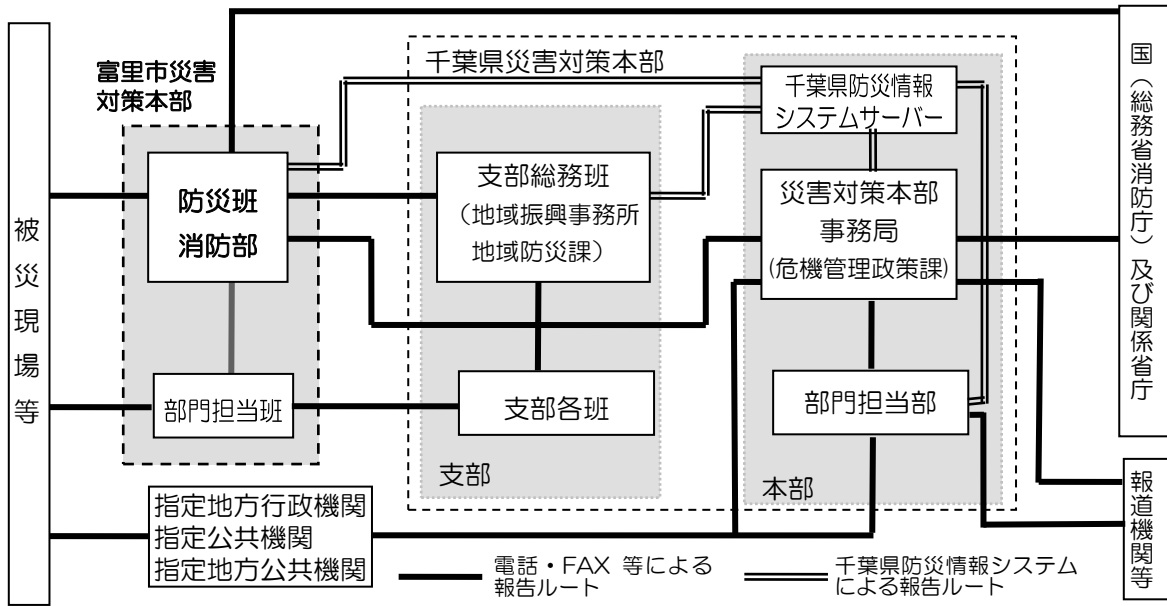
被害情報等の報告に係る責任部局は、防災班とする。

防災班は、各班が収集した被害情報等を総括し、県への報告事務を取り扱う。

エ 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報等の収集報告の流れ



総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第2 広報活動

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供し、市民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックの発生を未然に防止する。

項目	担当部署
1. 広報活動の方針	広報情報班、市民班
2. 初動期の広報	広報情報班、防災班
3. 避難所等における広報	教育部、福祉班、広報情報班
4. 報道機関への対応	広報情報班

1. 広報活動の方針

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても、同様に市民に周知するように努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報を統一するために広報ルートの一元化を図る。

市による広報は、原則として広報情報班（各班からの情報）及び市民班（市民からの通報等）により情報収集したものを災害対策本部が集約し、本部員会議による広報内容の審査・決定を経て、広報情報班が広報する。

(2) 災害広報の方法

市民への広報は、広報情報班が、防災行政無線、Ｌアラート、防災・防犯メール、エリアメール、緊急速報メール、市公式ホームページ、広報車等を活用して実施する。

また、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民に周知するよう努める。

2. 初動期の広報

地震直後は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

また、広報情報班は、市役所等に災害対策本部からの広報事項等を記載した情報掲示板を設置する。

広報情報班は、防災班と連携し、災害の状況に合わせて次の内容の広報を行う。

■主な広報内容

- ① 災害対策本部の震災対策状況
- ② 市民に対する避難指示、緊急安全確保等に関する事項
- ③ 災害救助に係る活動状況
- ④ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- ⑤ 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ⑥ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- ⑦ 電話の通話状況、電話の自粛要請
- ⑧ 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ⑨ 電気、ガス、水道等の状況
- ⑩ 流言飛語の防止に関する情報

3. 避難所等における広報

教育部は、広報情報班と連携して、避難所において避難者への広報を行う。広報に当たっては、避難所運営委員会、ボランティア等と連携して、情報の混乱が生じないようにする。

また、福祉班は、広報情報班と連携して、避難所外の聴覚・視覚障害者、日本語による意思疎通に支障がある外国人^{*}等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者（特に、避難行動要支援者）を対象に、適切に情報が伝達されるように配慮して広報に努める。

※手上げ

4. 報道機関への対応

(1) 報道機関への要請

ア 放送要請

広報情報班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難と考えられる場合は、災対法第57条の規定により、通知、要請、伝達又は警告のため、県と連携し、放送を要請する。

イ 取材の配慮要請

広報情報班は、災害対策本部内への立入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

(2) 記者発表

広報情報班は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。また、記者会見場の設置に当たっては、必要な設備を準備する。

なお、発表内容は、本部員会議に諮る。

■記者発表の概要

項目	内容
記者発表場所	中央棟3階 第3会議室
発表者	第1位 総務部長 第2位 広報情報班長 第3位 防災班長
発表内容	① 被害の状況 ② 市が実施する応急対策活動の内容 ③ 報道機関への広報支援の要請

総則

災害
計画
予防

震
災

災害
応急
対策
計画

東
海
地
震

復
興
計
画

資
料
編

第3 消防活動

消防部は、消防団及び防災関係機関と連携して、その全機能を挙げて消防活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

項目	担当部署
1. 消火活動	消防部、消防団
2. 市民・自主防災組織・事業者等の消火活動	市民、自主防災組織、事業者等、消防部、消防団
3. 消防広域応援要請	消防部

1. 消火活動

(1) 基本方針

震災時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

(2) 消防部の活動

消防部は、指揮本部等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う応急対策活動の全般を指揮する。

ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後には部隊を集中して活動に当たるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(3) 消防団の活動

消防団の活動は、次のとおりである。

■消防団の活動

活動	内容
① 出火防止	火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。
② 消火活動	消防部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。
③ 救急救助	要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。
④ 避難誘導	避難指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させるものとする。

2. 市民・自主防災組織・事業者等の消火活動

(1) 市民・自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合に、その指示に従う。

(2) 事業者等の活動

事業者等は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

(3) 通電火災への警戒

消防部は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

3. 消防広域応援要請

消防広域応援要請は、「本編 第1章 第1節 第6 2. 消防の広域応援要請」を準用する。

総
則

災害
計画
予
防

震
災

災
害
応
急
対
策
計
画

風
水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

第4 救急救助

市直下地震が発生した場合は、家屋の全壊が1,811棟、半壊が4,926棟と想定され、倒壊家屋の下敷きになる等、最優先されるべき救急救助が数多く必要になると考えられる。

また、救助活動は、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、地域市民、自主防災組織及び事業者等からの人員の提供、土木建設業者等からは重機の貸与等を受け、全ての力を結集して当たる必要がある。

項目	担当部署
1. 救助活動	広報情報班、消防部、消防団、成田警察署、市民、自主防災組織、事業者等
2. 救急活動	消防部、防災班、消防団

1. 救助活動

(1) 救出情報の収集

広報情報班は、消防部、消防団、警察署等の情報から救出情報を収集し、管理する。

(2) 救助活動

消防部及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救助活動を行う。災害の状況により市だけでは救助活動が困難と考えられる場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、本部長は知事に派遣要請を依頼する。車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は土木建設業者等に出動を要請する。

■救助活動の原則

- ① 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 市民、自主防災組織、事業者等の活動

市民、自主防災組織及び事業者等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2. 救急活動

消防部は、負傷者を受入れ可能な病院に搬送する。

防災班及び消防部は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じ、千葉県ドクターヘリ（日本医科大学千葉北総病院・君津中央病院）、千葉市消防局、派遣された自衛隊に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

第5 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防部は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。

項目	担当部署
1. 高圧ガス等の保管施設	施設管理者、消防部
2. 石油類等危険物保管施設	施設管理者、消防部
3. 火薬類保管施設	施設管理者、関東東北産業保安監督部
4. 毒物・劇物保管施設	施設管理者、学校教育班
5. 危険物等輸送車両	事業者、消防部、成田警察署

1. 高圧ガス等の保管施設

県及び消防部は、施設管理者等に対し、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2. 石油類等危険物保管施設

消防部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

■石油類等危険物保管施設への措置内容

- ① 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域市民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- ④ 危険物による災害発生時の防災組織活動と活動要領の制定

3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

4. 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺市民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校教育班は、各学校長に対し、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒等の安全確保を指導する。

総
則

災害
計画
予防

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画
災
害
復
旧

資
料
編

5. 危険物等輸送車両

消防部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

■危険物等輸送車両に係る措置内容

- ① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域市民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画
風水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復
旧
復
興
計
画

資
料
編

第6 医療救護活動

大規模地震による医療機関の被災により、市民等が医療及び助産の途を失った場合、医療機関は市の支援を受け、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

項目	担当部署
1. 医療施設の被災情報等の収集	医療班、防災班、消防部、広報情報班
2. 初動医療体制の確立	医療班、消防部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師
3. 負傷者等の搬送	医療班、消防部、印旛市郡医師会
4. 被災医療機関への支援	医療班、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会
5. 透析患者等要配慮者への対応	医療班、印旛市郡医師会

1. 医療施設の被災情報等の収集

医療班は、関係各課と連携し、医療に関する情報の拠点として、市内医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報収集を行う。

■医療に関する情報の収集、共有等の手順

- ① 医療班は、市内の医療機関に関する以下の情報を収集する。
 - ・ 被災状況（電気、通信等ライフラインの状況を含む）
 - ・ 稼働状況
 - ・ 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する）
 - ・ 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する）
 - ・ 血液、医薬品、資器材の状況
 - ・ 医師、看護師等医療スタッフの状況
- ② 消防部は、以下の情報を把握し、災害対策本部に連絡する。
 - ・ 要救助現場に関する情報
 - ・ 救急車の稼働状況
 - ・ 119番通報の状況
- ③ 医療班は、災害対策本部から以下の情報を入手し把握する。
 - ・ 特に甚大な被害を受けている地区の状況
 - ・ 道路交通の状況（交通規制、渋滞）
 - ・ 使用可能なヘリポートの状況
- ④ 医療班は、把握した情報を随時、医療機関、災害対策本部に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。
- ⑤ 広報情報班は、災害対策本部の指示に基づき、市民等に広報する。

2. 初動医療体制の確立

(1) 救護所の設置

医療班は、被災情報に基づき、すこやかセンターに救護所を設置するとともに、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を運搬する。

なお、施設のライフラインが被災した場合は、関係事業者に早期復旧を要請する。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

東
海
地
震

災害
復旧
計画

資
料
編

(2) 医療チームの派遣要請

医療班は、印旛市郡医師会及び印旛市郡歯科医師会に医療救護チームの出動を要請する。市で対応ができない場合、合同救護本部（印旛保健所（健康福祉センター））に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）、CLDMAT（Chiba Limited DMAT）、日赤救護班、日本医師会災害医療チーム等の医療チームの派遣を要請する。

(3) 救護所での活動

医療班及び消防部は、医療救護チームの到着までの間、連携して次の活動を行う。医療救護チーム到着後、医療チームを中心として次の活動を行う。

■ 救護所での活動

- ① 負傷者の緊急度の判定（トリアージ）
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 傷病者への応急処置
- ④ 軽症者等に対する医療
- ⑤ 助産
- ⑥ 死亡の確認

【様式40】『医療救護関係』参照

(4) 医薬品・医療用資機材等の確保

医療班は、救護のための医療器具・医療資機材等及び薬品を、印旛市薬剤師会及び薬品業者を通じて確保する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

3. 負傷者等の搬送

負傷者等の救護医療機関への搬送方法は、次のとおりである。

(1) 地域医療搬送

市域及び周辺地域の救護医療機関への搬送は、原則として次の方法で実施する。

■ 地域医療搬送の方法

- ① 医療班が消防部に搬送を要請する。
- ② 公用車、又は市内医療機関や救護所の班員が使用している自家用車により搬送する。
- ③ 自主防災組織、事業者等の協力を得て搬送する。

■ 地域医療機関（印旛保健所（健康福祉センター）管内）

区分	名称	備考
千葉県救急告示医療機関	日吉台病院	救急告示医療機関
	成田富里徳洲会病院	救急告示医療機関

(2) 救護医療機関の受入れ要請

医療班及び消防部は、「本編 第1章 第2節 第6 1. 医療施設の被災情報等の収集」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 広域医療搬送

広域医療搬送の方法は、次のとおりである。

■広域医療搬送の方法

- ① 医療班は、市内及び周辺の救護医療機関で対応できない傷病者に対しては、印旛市郡医師会、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。
- ② 遠隔地の医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県（災害医療本部）に対して千葉県ドクターヘリ等の要請を行う。

■広域医療機関（印旛保健所（健康福祉センター）管内）

区分		名称
災害拠点病院	基幹災害医療センター （隣接ヘリコプター離着陸場）	日本医大千葉北総病院 （専用臨時ヘリポート）
	地域災害医療センター （隣接ヘリコプター離着陸場）	成田赤十字病院 （専用臨時ヘリポート）
		東邦大学医療センター佐倉病院 （佐倉市王子台小学校）

【資料46】『ドクターヘリポート』参照

4. 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限にとどめるための対策を講じる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、災害対策本部（医療班）に連絡し、協力を要請する。

医療班は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会等に協力を要請し、積極的にこれに協力する。

5. 透析患者等要配慮者への対応

医療班は、人工透析、ぼうこう又は直腸機能障害者及び人工呼吸器使用者等の応急措置について状況確認するとともに、印旛市郡医師会に医療機関の被災状況及び対応の可否について確認し、透析患者等要配慮者へ確認した情報を提供する。

また、必要に応じて受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

第7 行方不明者の捜索

市は、大規模地震に伴い多数の行方不明者の発生が予想されるため、関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索を適切に実施する。

項目	担当部署
1. 行方不明者情報の収集	市民班、広報情報班
2. 行方不明者情報の共有	市民班、消防部、消防団、成田警察署、自衛隊
3. 捜索活動	消防部、消防団、成田警察署、自衛隊

1. 行方不明者情報の収集

市民班は、災害相談窓口で受け付けた捜索願及び行方不明者の情報を収集し、広報情報班と連携して、行方不明者のリストを作成する。

2. 行方不明者情報の共有

市民班は、行方不明者のリストを消防部、消防団、成田警察署及び自衛隊に提出し、情報の共有を図る。

3. 捜索活動

消防部は、消防団、成田警察署及び自衛隊と協力して行方不明者の捜索活動を行う。捜索活動においては、災害救助法の適用の有無、住家の被害状況、原因は問わない。なお、被害の状況等から死亡していると推定される者の捜索（遺体の捜索）は、「本編 第1章 第2節 第13 1. 遺体の捜索」を準用する。

第8 交通・緊急輸送

市は、災害時の制約された条件下で地震による負傷者の救急搬送、災害応急対策要員、救援物資や資機材の輸送等に必要な緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に緊急輸送道路の被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。また、緊急輸送に使用する緊急通行車両やヘリコプター等の輸送手段を速やかに確保する。

項目	担当部署
1. 交通対策	市民活動推進班、建設班、成田警察署、道路管理者、広報情報班
2. 緊急輸送道路の確保	建設班、市民活動推進班、成田警察署、道路管理者
3. 緊急輸送	財政班、防災班、市民活動推進班
4. 緊急通行車両の確認等	財政班、成田警察署

1. 交通対策

(1) 交通情報の収集

市民活動推進班及び建設班は、警察署及び道路管理者と連絡をとり、交通の状況、道路の被災状況等の情報を収集する。収集する交通情報は、次のとおりである。

■収集する交通情報

- ① 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- ② 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- ③ 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- ④ その他必要な事項

(2) 交通規制

ア 交通規制の実施

成田警察署又は道路管理者等は、応急対策活動上重要な路線について交通規制を実施する。

建設班は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、成田警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとるとともに、規制情報を広報情報班に伝達して市民へ広報する。

イ 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置は、次のとおりである。

■運転者のとるべき措置

- ① 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 ○直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 ○停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 ○車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- ② 避難のために車両を使用しないこと
- ③ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること
 ○車両を道路外の場所に置くこと
 ○道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
 ○速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

2. 緊急輸送道路の確保

(1) 県の緊急輸送道路

県（成田土木事務所）は、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」等交通上重要と認められる路線を最優先に路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

■県指定の緊急輸送道路（市関連）

路線区分	目的	市内の該当路線
一次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	東関東自動車道 一般国道 296 号 一般国道 409 号
二次路線	一次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	該当なし

【資料45】『緊急輸送道路』参照

(2) 市の緊急輸送道路

市は、県が指定している緊急輸送道路とは別に、市域での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定している。

建設班は、市の緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧等を行い、通行を確保する。

市民活動推進班は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について警察署と連絡をとる。

【資料45】『緊急輸送道路』参照

(3) 道路啓開

建設班は、被害を受けた市道について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に市指定の緊急輸送道路等交通上重要と認められる路線を最優先に関係事業者と連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるときや、緊急通行車両の通行を確保するため

総則
災害予防
震災
災害応急対策計画
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、建設班等は、あらかじめ市民等に対し、災害時において、災対法第76条の6の規定により、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

道路管理者等は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して以下を実施する。

■放置車両対策

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

3. 緊急輸送

(1) 車両による輸送

ア 車両の確保

財政班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者に輸送を要請する。

イ 燃料の確保

財政班は、災害時に使用する公用車、応援車両等に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

(2) ヘリコプターによる輸送

ア ヘリコプターの要請

防災班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

イ 臨時ヘリポートの開設

市は、ドクターヘリの臨時ヘリポートとして市内の小・中学校の校庭及び公園等を指定している。また、自衛隊の指揮連絡用ヘリコプター発着場として、富里中央公園野球場を臨時ヘリポートに指定している。

市民活動推進班は、ヘリポートの開設時、施設の被災状況等の点検を行い、立入制限等の必要な措置をとる。

【資料46】『ドクターヘリポート』参照

■臨時ヘリポートの開設場所

名称	所在地	管理者
富里中央公園野球場	七栄 652-12	教育部 生涯学習課

総則

災害
計画
予防

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

4. 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の事前届出について

公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

【様式9】『緊急通行車両関係』参照

(2) 緊急通行車両の申請手続

知事又は公安委員会は、災対法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により災対法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

財政班は、届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して、標章及び確認証明書の交付を受ける。

財政班は、届出済証の交付を受けていない車両については、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

第9 二次災害の防止

担当部署は、地震発生後の余震等による建築物・宅地やがけ地等の二次災害及び危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を図り、市民の安全を確保する。

項目	担当部署
1. 被災建築物の応急危険度判定	都市計画班
2. 被災宅地の危険度判定	都市計画班
3. がけ地等の危険防止対策	建設班、農政班
4. 危険物施設等の対策	消防部、防災班、施設管理者
5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ	広報情報班、防災班、関係各班

1. 被災建築物の応急危険度判定

(1) 判定実施体制の準備

都市計画班は、班の下に応急危険度判定チームを設置し、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。

また、地元の応急危険度判定の有資格者を確保するとともに県に要請して、他市町村、千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

(2) 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（平成10年1月、財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定を実施する。

2. 被災宅地の危険度判定

市は、被災した宅地の二次災害を防止し、市民の安全を図るため被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市計画班は、県に被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（平成26年3月、被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

総
則

災害
計画
予防

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画

災
害
復
旧

資
料
編

3. がけ地等の危険防止対策

建設班及び農政班は、成田土木事務所、北部林業事務所と連携してがけ地及び山地の応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、防災班は、建設班の報告に基づき、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入りを制限し、状況に応じて避難指示又は緊急安全確保を行う。

4. 危険物施設等の対策

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防部及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

(2) 避難及び立入制限

消防部、防災班及び危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、消防部は、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ

広報情報班は、災害対策本部の指示に基づき、二次災害防止のため市民への呼びかけを行う。二次災害防止のため市民への呼びかけの詳細は、「本編 第1章 第2節 第2 広報活動」を準用する。

第10 避難活動

市直下地震が発生した場合は、市域の全壊棟数が1,811棟、断水人口が25,672人（断水率64.7%）と想定され、市民の避難を要する地域が数多く発生する。

このため、市は、発災後直ちに避難に関する情報を収集し、市民に対して避難指示・指示（緊急）を発令し、避難誘導を行うとともに、避難所の開設を迅速に進める。

項目	担当部署
1. 避難に関する状況把握	防災班、広報情報班、建設班、都市計画班、消防部、避難所担当職員、成田警察署
2. 避難指示等、警戒区域の設定	防災班、広報情報班、消防部
3. 避難誘導	福祉班、消防部、消防団、成田警察署、民生委員・児童委員、富里市社会福祉協議会、社会教育施設等管理者
4. 避難所の開設	避難所担当職員
5. 広域避難（市外への避難）	防災班、都市計画班
6. 広域避難（市外からの避難）	防災班、避難所担当職員、都市計画班

1. 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握の手順は、次のとおりである。

■避難に関する状況把握の手順

- ① 消防部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、広報情報班に報告する。
- ② 建設班は、道路、橋りょう等の状況を広報情報班に報告する。
- ③ 都市計画班は、避難所担当職員と連携し、点検を行った指定避難所の状況を広報情報班に報告する。
- ④ 広報情報班は、収集した情報を防災班に報告する。
- ⑤ 防災班は、成田警察署と被害状況等の情報を交換する。
- ⑥ 防災班は、①～⑤の情報を整理し、避難指示等、警戒区域の設定等避難の必要性を本部員会議に要請する。

2. 避難指示等、警戒区域の設定

防災班から「本編 第1章 第2節 第10 1. 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた本部長は、必要に応じて避難指示、警戒区域の設定を行う。

なお、警察官、自衛官等にも避難指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、防災班はこれらの機関と十分な連携をとる。

(1) 避難指示等の発令

ア 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、緊急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため高齢者等避難を伝達する。防災班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

■避難指示の発令権者及び要件

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
市長	○指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災対法第60条第1項
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災対法第60条第6項
警察官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災対法第61条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条

■避難情報の種類及び発令の目安

種類	内容	発令の目安
高齢者等避難	次に示す避難行動を促す情報 ○避難に時間を要する人とその支援者の避難の開始 ○その他の人の避難の準備	避難指示や緊急安全確保を発令することが予想される場合
避難指示	次に示す避難行動を促す情報 ○速やかな避難場所への避難 ○外出することで命に危険が及び状況で、近くの安全な場所又は自宅内の安全な場所への避難 次に示す避難行動を促す情報 ○避難していない場合、緊急に避難場所へ避難	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合
緊急安全確保	○外出することで命に危険が及び状況で、近くの安全な場所又は自宅内の安全な場所への避難	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

イ 避難指示等の解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断される場合は、避難指示等を解除する。

(2) 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法 第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災対法 第73条
消防長、 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法 第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法 第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法 第28条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法 第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災対法 第63条

(3) 関係機関との連絡調整

避難指示等、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、警察署、知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためには、これら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

そのため、防災班は、これらの機関と連絡調整を行い、市民等に混乱を招くことのないよう注意する。

(4) 避難情報等の伝達

ア 市民への伝達

防災班、広報情報班及び消防部は、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令若しくは解除した場合、防災行政無線、広報車等で伝達する。

■避難情報の発令に伴い明示すべき伝達内容

- ① 差し迫っている具体的な危険予想
- ② 避難対象地区名
- ③ 避難日時、避難先及び避難経路
- ④ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・火気等の始末
 - ・食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ・動きやすい運動靴等を履き、必ず帽子・ヘルメット等を着用
 - ・声かけをして隣近所そろって避難すること 等

イ 県に対する報告

防災班は、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令若しくは解除した場合、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」（平成29年4月、千葉県）に基づき、県災害対策本部事務局及び印旛地域振興事務所に報告する。

3. 避難誘導

(1) 危険地域における避難誘導

危険地域における市民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が、自主防災組織等の協力を受けて実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、福祉班は、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、富里市社会福祉協議会、区・自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、「富里市災害時等避難行動要支援者避難支援計画」（令和3年10月）に基づき、避難行動要支援者名簿情報を共有して、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

(3) 学校等施設における誘導

学校、社会教育施設等の避難誘導は、各施設の管理者等が実施する。

4. 避難所の開設

(1) 開設避難所の決定

災害対策本部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。また、災害の状況によっては、必要に応じて市の公共施設を避難所として開設する。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外に災害が発生した場合は、避難所担当職員が鍵を携行して開設する。

■ 避難所の開設区分及び方法

開設区分	基準	方法
警戒体制	原則として震度5弱	防災担当部長が、災害状況に応じて開設準備を指示する。
非常体制	原則として震度5強以上	安全確認の上、判断を待たずに避難所全てについて開設を行う。

【参照】「富里市避難所開設運営マニュアル」（平成31年3月）

(2) 避難者の受入れ

避難所担当職員は、施設管理者及び自主防災組織と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難者数等を確認し、広報情報班に報告する。

【様式6】『避難所関係』参照

5. 広域避難（市外への避難）

本部長は、避難者が多数となり、市内の避難所等では収容できない場合は、近隣市町及び県に対し、市外への広域避難を要請し、防災班は、都市計画班とともに、避難先や移動手段等広域避難の支援に努める。

6. 広域避難（市外からの避難）

市は、県と連携し、防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

(1) 避難所の開設・運営

災害対策本部は、災害の状況を考慮し、広域避難者に向けて、避難所の開設を決定する。避難所担当職員は、災害対策本部の指示に基づき、避難所を開設する。

避難所の運営は、「本編 第1章 第3節 第3 避難所の運営」を準用する。

なお、協定を締結した市町村は、協定内容に基づき、避難所の開設・運営を実施する。

(2) みなし仮設住宅等の提供

災害対策本部は、災害の状況を考慮し、広域避難者に向けて、みなし仮設住宅等の提供を決定する。

都市計画班は、災害対策本部の指示に基づき、民間賃貸住宅等の借上げ（みなし仮設住宅）等による滞在施設の提供に努める。

なお、協定を締結した市町村は、協定内容に基づき、みなし仮設住宅等の提供を実施する。

第11 要配慮者への支援

要配慮者が災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関及び地域市民等は、その支援に特に配慮する必要がある。「富里市災害時等避難行動要支援者避難支援計画」（令和3年10月）に基づき、避難支援等関係者は、地域の要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導及び安全確保を実施する（共助）。

項目	担当部署
1. 避難行動要支援者の避難支援	福祉班、防災班、消防部、消防団、成田警察署、民生委員・児童委員、富里市社会福祉協議会、地域包括支援センター
2. 被災要配慮者への支援	福祉班、富里市社会福祉協議会、地域包括支援センター、避難所担当職員、広報情報班
3. 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉施設管理者、福祉班、地域包括支援センター

1. 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の安否確認及び避難支援は、「富里市災害時等避難行動要支援者避難支援計画」（令和3年10月）に基づき、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、富里市社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、地域包括支援センター等の避難支援等関係者の協力を得て行う。

【参照】「富里市災害時等避難行動要支援者避難支援計画」（令和3年10月）」

(1) 体制の確立

福祉班は、防災班と連携して、避難行動要支援者の避難支援を行う。

(2) 情報伝達

福祉班は、避難行動要支援者、避難支援等関係者に対し、次の方法で情報伝達する。
なお、緊急の場合や情報伝達手段がない場合は、避難支援等関係者は、状況に応じて、直接訪問等により情報伝達する。

■情報伝達手段

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ① 防災行政無線の活用（戸別受信機含む） | ④ 放送事業者への情報提供 |
| ② F A Xの活用 | ⑤ 消防団等による広報等 |
| ③ インターネットの活用（防災・防犯メール等） | |

(3) 避難支援

消防機関、警察署、民生委員・児童委員、富里市社会福祉協議会、区・自治会・自主防災組織、地域包括支援センター等の避難支援等関係者は、「富里市災害時等避難行動要支援者避難支援計画」（令和3年10月）に基づき避難行動要支援者の避難を支援する。

2. 被災要配慮者への支援

(1) 体制の確立

福祉班は、要配慮者支援のため、福祉班の下に「要配慮者チーム」及び「福祉避難所チーム」を設置し、その運営を行う。

■要配慮者チーム及び福祉避難所チームの所掌事務

組織名	所掌事務
要配慮者チーム	① 要配慮者の安否確認、避難援護に関すること ② 避難所における要配慮者への支援に関すること ③ 避難所外の要配慮者の把握、支援に関すること ④ 社会福祉施設への支援に関すること ⑤ 避難所から福祉避難所への移送等の支援に関すること
福祉避難所チーム	① 福祉避難所（協定締結施設も含む）の被災状況の確認に関すること ② 福祉避難所の開設、運営体制の整備に関すること ③ 福祉避難所における要配慮者への支援に関すること ④ 福祉避難所協定施設との連絡、調整及び受入に関すること ⑤ 福祉用具等（介護用品等）に関する協定締結団体等からの福祉用具等の調達に関すること

【参照】「富里市福祉避難所運営マニュアル」（平成31年3月）

【参照】「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月、内閣府）

【資料32】『災害応援協定等』参照

(2) 避難所における支援

福祉班は、要配慮者が求めるニーズを把握し、富里市社会福祉協議会、避難所担当職員、福祉ボランティア等の協力を得て、次に掲げる対策を行う。

■避難所での要配慮者への支援例

区分	内容
施設	障害者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切り等の設備の設置、騒音や出入口等の配慮を行う。
生活必需品、食料	要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。
介護等支援	必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護、相談等を行う。また、手話通訳者、外国語通訳者を確保する。

(3) 福祉避難所の開設・移送

福祉班は、避難所に避難した要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、必要と認める場合、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設する。

福祉班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

■福祉避難所の設置場所

施設名	所在地	管理者
富里市保健センター	富里市七栄 652-1	企画財政部財政課
富里市福祉センター	富里市七栄 653-2	健康福祉部社会福祉課

【参照】「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月、内閣府）

(4) 社会福祉施設等への入所

福祉班は、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している民間福祉施設等に、避難所での介護等が困難な要配慮者の受け入れを要請する。

【資料32】『災害応援協定等』参照

(5) 緊急入所

福祉班は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等について、福祉施設等への緊急入所、ショートステイ、緊急入院等の対応措置をとる。

3. 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合は、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

総則

災害予防
計画

震災

災害
応急
対策
計画

風水害
事故
災害

東海地震

災害
復旧
復興
計画

資料
編

第12 生活救援

市は、地震災害に伴う断水や水質汚染等により、市民が飲料に適する水を得ることができない被災者に応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策を実施する。

また、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、行政備蓄や炊き出しその他によって食料を供給するとともに、地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給する。

ただし、大規模災害の場合、市は総力を挙げて生活救援活動を実施するが、被災市民に対する対応が困難である場合も想定されるため、市民は、食料・飲料水及び生活必需品の備蓄（最低3日分（推奨1週間分））を励行し、発災から3日間は「自らの命は自らで守る」を心がけるものとする。

項目	担当部署
1. 飲料水の供給	上下水道班、避難所担当職員
2. 食料の供給	総務班、商工観光班、避難所担当職員、学校教育班
3. 物資の供給	商工観光班
4. 救援物資の受入れ・管理	商工観光班、福祉班

1. 飲料水の供給

(1) 需要の把握

上下水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。需要の把握は、災害対策本部が収集した情報を用いて行う。把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数とする。

(2) 応急給水活動

ア 給水活動の準備

上下水道班は、次のように給水活動の準備を行う。

■ 給水活動の準備

項目	内容
給水所の設定	小中学校・公共施設
給水活動計画作成	○給水ルート ○給水方法 ○給水量 ○人員配置 ○広報の内容・方法等 ○資機材の準備 ○水質検査
応援要請	自衛隊、他水道事業者、社団法人日本水道協会、管工事業協同組合
給水資機材の確保	水槽積載車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）

総則

災害
計画
予防

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画
復
旧

資
料
編

イ 優先給水

上下水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設（医療機関、救護所、福祉避難所等）に対し優先給水を行う。

なお、給水は、必要に応じて県・他水道事業者の応援を得て、市所有の車両、資機材及び応援車両等を用いて行う。

ウ 給水活動

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行うものとする。

上下水道班は、浄水場から給水拠点に水槽積載車で運搬するとともに、給水拠点において、応援の他水道事業者や避難所運営委員会の協力を得て、市民が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

指定避難所に備蓄してある飲料水は、避難所担当職員が避難者に支給する。また、復旧が長期化するときは、応急仮設配管等の措置をとる。

なお、搬送用車両及び容器等が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

■給水量の基準

経過日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面等最低限生活に必要な水	運搬給水と耐震性貯水槽、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低限の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次本給水に移行する

(3) 水源の水質検査及び保全

上下水道班は、水源が飲料水として適当かどうか検査し、消毒等により水源の水質保全に努める。

2. 食料の供給

(1) 食料の確保

ア 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、次のとおりである。

■食料の支給対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- ④ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑥ 応急対策活動従事者

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

イ 需要の把握

商工観光班は、次の方法で把握した必要量をまとめる。

■需要把握の方法

- ① 避難所での必要量は、避難所担当職員が把握する。また、避難所生活者並びに自宅及び避難所外で避難している被災者も供給の対象者とし、地域の避難所等で把握する。
- ② 職員の必要量は、総務班が把握する。
- ③ 応援者の必要量は、各担当班が把握し、総務班に集約する。

ウ 市備蓄食料の供給

災害対策本部は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合、避難所担当職員に指示し、備蓄倉庫の開放を行う。

商工観光班は、備蓄倉庫から食料の輸送を行う場合、必要に応じて民間の輸送業者等の協力を得る。

エ 食料の確保

商工観光班は、パン、弁当、牛乳類等、直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、民間業者に対して食料の確保及び避難所への輸送を要請する。必要量の確保が困難と考えられるときは、県に対して供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて農林水産省農産局長を通じ受託事業者から受領する。

なお、ミルクやベビーフードを必要とする乳幼児、かむ力が弱まった者、食物アレルギーの配慮が必要な者等に配慮して食料を確保する。

オ 炊き出し物資等の支援

商工観光班は、学校教育班を介して、給食センターに支給対象者への食料の提供を要請する。また、商工観光班は、市民活動推進班と連携して自主防災組織等に対して炊き出しのため、資機材の貸出、食材を提供する。

(2) 食料の供給

食料の輸送は、原則として食料調達業者に依頼する。食料調達業者による輸送が困難と考えられる場合、商工観光班は、輸送業者に要請する。避難所での配布は、避難所運営委員会に一任する。

3. 物資の供給

(1) 物資の確保

ア 物資の支給対象者

物資の支給対象者は、住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって、次に掲げる者とする。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

風水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復
旧
計
画

資
料
編

■物資の支給対象者の条件

- ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限の家財を喪失した者
- ② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

ウ 物資の確保

災害対策本部は、市備蓄物資の供給が必要と判断した場合、商工観光班に指示し、備蓄倉庫を開放する。

商工観光班は、事業者等に生活必需品の供給を要請する。確保が困難と考えられるときは、県に供給を要請する。また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

(2) 物資の供給

物資の輸送は、原則として協定締結業者に依頼する。協定締結業者による輸送が困難と考えられる場合、商工観光班は、輸送業者に要請する。避難所での配布は、避難所運営委員会に一任する。

なお、調達した物資は、食料・物資集配拠点に指定した社会体育館に受け入れる。

第13 遺体の処理・埋葬

市は、大規模地震の発生に伴い多数の死者の発生が予想されるため、関係機関の協力のもと、これらの処理・埋葬等を適切に実施する。

項目	担当部署
1. 遺体の搜索	市民班、成田警察署、自衛隊
2. 遺体の処理	市民班、医療班、成田警察署、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会
3. 遺体の埋葬	市民班

1. 遺体の搜索

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

市民班は、搜索箇所が多数存在する場合、また、活動が長期間に及ぶ場合は、行方不明者に関する相談窓口を設け、問合せ等に対応する。

【様式50】『行方不明者等受付簿』参照

2. 遺体の処理

(1) 遺体の検視・検案

市民班は、警察官の検視（見分）、県、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会等による遺体の検案及び印旛郡市歯科医師会等による身元確認のための歯科所見の採取が実施された後、警察署、区・自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受者の発見に努め、身元が判明した遺体は遺族に引き渡す。

(2) 遺体の安置・処理

ア 遺体安置所の設置

市民班は、市に引き渡された遺体を安置するための遺体安置所を民間葬儀場等に開設できるよう要請する。

遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

イ 遺体の処理

医療班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行うため、県、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会等に検案医師及び印旛郡市歯科医師会等に身元確認のための歯科所見の採取を行う歯科医師の派遣を要請する。

遺体の処理は遺体安置所で行い、処理が終了した後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【様式51】『遺体処置台帳』参照

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

風水
害
事故
災害

東
海
地
震

災害
復
旧
計画

資
料
編

■ 遺体の処理の内容

項目	内容
① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難と考えられる遺体は、そのまま一時保存する。
③ 検案	死因その他の医学的検査をする。

ウ 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

市民班は、遺族では遺体の搬送が困難と考えられるときは、葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

3. 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬

ア 埋葬の受け付け

市民班は、市民相談窓口で埋火葬許可証を発行する。

イ 埋葬

遺体は八富成田斎場にて火葬する。市民班は、遺体が多数のため、八富成田斎場で対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」（平成20年4月、千葉県）に基づき、県に広域応援要請を行う。

【様式52】『埋葬台帳』参照

(2) 遺骨の保管

市民班は、引取人のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取人のない身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成14年4月）により扱うものとする。

【様式53】『遺骨及び遺留品処置表』参照

第14 ライフライン施設等の応急対策

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、市及び各ライフライン関係者は、連携を図りながら、各施設の応急復旧体制を確立し、迅速・的確に応急復旧を実施する。

項目	担当部署
1. 上水道施設	上下水道班、広報情報班
2. 下水道施設	上下水道班、広報情報班
3. 電力施設	東京電力パワーグリッド株式会社
4. ガス施設	東京ガス株式会社、日本瓦斯株式会社、LP ガス販売業者
5. 通信施設	東日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社
6. 道路・橋りょう	建設班、道路管理者
7. 公共施設	関係各班、施設管理者

1. 上水道施設

(1) 体制の確立

上下水道班は、上水道の応急復旧に必要な人員及び資機材等を確保する。

なお、市の体制での早期の応急復旧が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」（平成7年11月）に基づき、県内水道事業者等の応援を得て、応急復旧活動を実施する。

(2) 応急復旧対策

上下水道班は、被害状況を調査し、上水道施設、配水管等について優先順位を付けて応急復旧を実施する。

広報情報班は、災害対策本部の指示に基づき、上水道施設の被害状況、復旧の見込み等に係る広報活動を実施する。

上水道施設の応急復旧作業は、次のとおりである。

■上水道施設の応急復旧作業

- ① 管類等の資機材の確保
- ② 応急復旧に必要な人員の確保
- ③ 被害状況、応急復旧の見込み等の広報
- ④ 他水道事業者への応援要請

総則

災害予防計画

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害復旧復興計画

資料編

2. 下水道施設

(1) 体制の確立

上下水道班は、下水道施設が被災した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

なお、市の体制での早期の応急復旧が困難な場合は、事業者等の応援を得て、応急復旧活動を実施する。

(2) 応急復旧対策

上下水道班は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行い、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業に当たる。

広報情報班は、災害対策本部の指示に基づき、下水道施設の被害状況、復旧の見込み等に係る広報活動を実施する。

下水道施設の応急復旧作業は、次のとおりである。

■下水道施設の復旧作業

- ① 資機材の確保
- ② 復旧に必要な人員の確保
- ③ 被害状況、復旧の見込み等の広報
- ④ 他下水道事業者への応援要請

3. 電力施設

(1) 体制の確立

東京電力パワーグリッド株式会社成田支社は、非常災害対策支部を設置し、応急復旧活動を実施する。

市は、東京電力パワーグリッド株式会社と連携し、被害情報等の情報共有に努める。

(2) 広報活動

東京電力パワーグリッド株式会社は、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、必要に応じて広報車等により直接該当する地域へ周知する。

■電気に関する広報事項

- ① 無断昇柱、無断工事を禁止すること。
- ② 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。
- ③ 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

4. ガス施設

(1) 都市ガス

東京ガス株式会社等のガス供給事業者は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

■ ガスに関する広報事項

区分	内容
地震発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス栓を全部閉めること ○ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること ○ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること ○換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること
マイコンメーター※のランプが点滅してガスが出ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス栓を閉止し、ガスの使用を止める（ガスメーターそばのメーターガス栓は開けておく。） ○左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかり押し、すぐ離す ○ランプの点滅が3分間続いている間は、ガスの使用はせず、マイコンにて安全確認後、ランプの点滅が消えたのを確認してからガスを使用する ○ガスメーターが復帰しない場合や、ガス臭い場合はメーターガス栓を閉めてガス事業者に連絡する
供給を停止した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス栓を開いてもガスが出ない場合で、マイコンメーターが復帰しない場合は、供給を停止していることがあるので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと ○ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

※ 前面に赤いランプがあるメーター

(2) LPガス

LPガス販売者は、使用者への広報について、都市ガスの場合と同様に実施する。

5. 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

東日本電信電話株式会社は、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急復旧活動を実施する。

株式会社NTTドコモは、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急復旧活動を実施する。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急復旧活動を実施する。

各事業者は、設備、資機材の点検等を行い、通信施設に被害が生じた場合又はふくそう等の発生により通信が途絶等する場合の応急措置を実施する。

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、テレビ、ラジオ等によって次の事項を利用者に周知する。

総則
災害予防計画
震災
災害応急対策計画
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

■ 電話に関する広報事項

- ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ② 災害復旧措置と復旧見込み時期
- ③ 通信利用者に協力を要請する事項
- ④ 各事業者の情報提供サービス*の開始
- ⑤ 災害時用公衆電話の設置

* 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービス等

(2) KDDI株式会社

KDDI株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。また、通信にふくそうが発生した場合は、ふくそう制御を行い、必要な通信を確保するとともに、「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(3) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

災害時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行う。また、通信にふくそうが発生した場合は、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

6. 道路・橋りょう

道路管理者等は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋りょう等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定、通行の禁止、制限等の措置等の安全策を講じる。また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうの応急復旧措置を行う。

建設班は、市管理道路について、通行の禁止又は制限等の措置等を講ずるとともに、被災道路、橋りょうについては応急措置を行う。

7. 公共施設

所管施設を管理する関係各班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

風
水
害
事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復
旧
計画

資
料
編

第15 文教・保育対策

大規模地震時、こども園、幼稚園、小学校及び中学校の施設管理者は、直ちに幼児、児童及び生徒の安全を確保するとともに、施設の被害状況を調査する。

また、市立小学校及び中学校は全て避難所に指定されており、教育部は、避難所開設を行う。

項目	担当部署
1. 学校等における対策	福祉班、教育総務班、学校教育班
2. 避難所支援	教育総務班、学校教育班、生涯学習班、商工観光班
3. 社会教育施設等の対策	生涯学習班

1. 学校等における対策

(1) 幼児、児童及び生徒の安全確保

園長及び学校長は、地震が発生した場合、学校安全計画等に基づき、情報を収集するとともに幼児、児童及び生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

幼児、児童及び生徒は、保護者の引取りがあるまで、一時的に保護する。福祉班及び学校教育班は、学校等からの報告に基づき幼児、児童及び生徒の安否情報を把握する。

(2) 施設の被害調査

園長及び学校長は、施設の被害状況等について調査する。福祉班及び教育総務班は、学校等からの報告に基づき施設の被害状況について把握する。

(3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、こども園、幼稚園、小学校及び中学校の教員等が、幼児、児童及び生徒の安否を確認する。福祉班及び学校教育班は、これら安否情報について把握する。

2. 避難所支援

(1) 避難所開設・運営支援

市内の各小中学校は、全て避難所に指定されていることから、施設管理者である学校長は、災害警戒本部又は災害対策本部による避難指示等の発令に応じて、教育総務班、学校教育班及び生涯学習班とともに施設の安全確認、避難所の開設を行い、本部から派遣された避難所担当職員及び自主防災組織等と連携して避難者の受入れを行う。

また、施設管理者及び施設管理職員は、避難所担当職員及び避難所運営委員会による避難所運営を支援する。

(2) 炊き出しの実施

学校教育班は、給食センターが災害時に大量の炊き出しができる施設であることから、施設の被災状況の把握、応急措置を行い、速やかに関係各班と連携し食材等の確保を行い、炊き出しを実施し避難所等へ配送する。

3. 社会教育施設等の対策

(1) 社会教育施設の応急措置

生涯学習班は、災害が発生した場合、社会教育施設の利用者を安全な場所に誘導する。幼児、児童及び生徒の場合は、保護者の引取りがあるまで、一時的に保護する。生涯学習班は、施設利用者の安否情報等を把握する。

(2) 文化財に対する処置

生涯学習班は、災害が発生した場合、文化財の被害状況を調査・把握し、その結果を県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定及び登録の文化財にあっては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告する。また、文化財保存活用計画等において、災害発生時の対応等を定めている場合は、その対応を適宜実施する。

総則
災害予防計画
震災
災害応急対策計画
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第16 帰宅困難者への対策

市直下地震が発生し公共交通機関が停止した場合、市への帰宅困難者が約 5,800 人、市内での帰宅困難者（滞留者）が約 2,400 人発生すると想定されている。

これだけ多数の帰宅困難者に対応するためには、市による対応だけでは限界があり、特に、発災直後、市及び関係機関は、救出・救助を優先するため、帰宅困難者に対する十分な対応は困難である。

そのため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要がある。併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校等での一時的滞在等、安心してとどまれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援等の対策を実施する。

項目	担当部署
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	経営戦略班、広報情報班
2. 学校、事業者等関係機関における施設内待機	施設管理者
3. 帰宅困難者等の把握と情報提供	経営戦略班、広報情報班、関係機関
4. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	経営戦略班、一時滞在施設管理者、防災班、成田警察署
5. 徒歩帰宅支援	経営戦略班、広報情報班
6. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	経営戦略班、福祉班

【参照】「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（平成27年3月、内閣府）

【参照】「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針」（平成29年3月、千葉県）

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、経営戦略班及び広報情報班は、防災行政無線等を通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2. 学校、事業者等関係機関における施設内待機

学校、事業者等関係機関の施設管理者は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認し、従業員、顧客、児童生徒等を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3. 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

経営戦略班は、市域で発生した滞留者や徒歩により移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

経営戦略班及び広報情報班は県と連携し、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送や市公式ホームページ等を活用し、情報提供を行う。さらに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール等を活用した情報提供についても検討し、実施する。

4. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

経営戦略班は、あらかじめ一時滞在施設として指定した施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。また、必要に応じて区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

経営戦略班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、防災班を通じて県へ報告するとともに、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。また、県は、県内の一時滞在施設の開設状況を市公式ホームページ等に掲載する等して提供する計画である。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

経営戦略班は、バスターミナル等市内で滞留した帰宅困難者を、警察等と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

また、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

5. 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

経営戦略班は、県を通じて、上記事業者に徒歩帰宅支援を要請する。

(2) 徒歩帰宅支援

事業所等や一時滞在施設にとどまった帰宅困難者等は、救急救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

総
則

災
害
予
防
計
画

震
災

災
害
応
急
対
策
計
画

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

その際、広報情報班及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報等をテレビ・ラジオ放送や市公式ホームページ等を活用し提供する。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

6. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

経営戦略班は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方等、災害により自力での徒歩が困難な特別搬送者に対し、関係機関と連携し、臨時バスやタクシー等による搬送手段の確保に努める。

また、福祉班は、障害者、高齢者においては、福祉避難所設置・運営に関する協定団体と連携し、一時的な利用者の施設預かりの協力要請を図る。

総
則

災害
計画
災害
予防

震
災

災害
応急
対策
計画
風水
害
事故
災害

東
海
地
震

災害
復
旧
復興
計画

資
料
編

第3節 救援期の応急対策活動

本節では、救援期における応急対策活動について定める。

救援期とは、救急救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

災害の規模によっては、避難生活が長期化し、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合があるため、交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 情報の収集・伝達

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達を実施していくものとする。

活動項目	担当部署
1. 救援期の被害状況の把握・伝達	防災班
2. 災害情報の共有	広報情報班、関係各班

1. 救援期の被害状況の把握・伝達

防災班は、救援期においても、引き続き「本編 第1章 第2節 第1 情報の収集・伝達」による県への報告を、適時更新する。

■市から県への報告（災害総括報告）

種類	内容	時期・方法
定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 ① 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） ② 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [システム、電話、FAX]
確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 ① 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） ② 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況 ③ 被害額情報 各市町村内の施設被害及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [システム及び文書]
年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [システム及び文書]

総則

災害予防計画

震災

災害応急対策計画

風水害

事故災害

東海地震復興計画

資料編

■市から県への報告（災害詳細報告）

種類	内容	時期・方法
災害詳細報告	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [システム、電話、FAX]

2. 災害情報の共有

広報情報班は、関係各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

■災害情報の共有

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ○ 避難所の開設地点及び避難人数等 | ○ 通行不能区間 |
| ○ ヘリポート | ○ 交通規制区間 |
| ○ 物資集配拠点 | ○ 停電、断水、ガス供給停止状況及びその区域 |
| ○ 災害廃棄物の集積地 | ○ 給水地点 |
| ○ 応急仮設住宅の建設予定地 | ○ その他必要な情報 |

総則

災害予防

震災

災害応急対策計画

東海地震

災害復旧

資料編

第2 広報・広聴活動

救援期においても、引き続き「本編 第1章 第2節 第2 広報活動」による市民への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班が相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

項目	担当部署
1. 広報活動	防災班、広報情報班
2. 広聴活動	市民班、市民活動推進班、関係各班

1. 広報活動

防災班、広報情報班は、災害の状況に合わせて次に示す広報を行う。

(1) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

■救援期における広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガス、水道等の復旧状況 ・ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ・ 公共交通機関の復旧情報 ・ 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ・ 安否情報 ・ 救護所、避難所の開設状況 ・ 給水、給食等の実施状況 ・ 相談窓口開設の情報
2～3週間目	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p>
4週間目以後	<p>避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連の行政施策情報 ・ 通常の行政サービス情報

(2) 救援期及びそれ以降の広報手段

救援期及びそれ以降に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容となるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

■広報対象者別の広報手段

広報対象者	広報手段
避難所収容者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、臨時広報紙の配布 ○ 防災行政無線による伝達 ○ インターネット（防災・防犯メール、市公式ホームページ等） ○ 広報車による広報 ○ 掲示板への掲示（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）
避難所外市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線による伝達 ○ インターネット（防災・防犯メール、市公式ホームページ等） ○ 地域の各公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲示 ○ 報道機関への情報提供による広報
市外避難者	<ul style="list-style-type: none"> ○ FAX サービス ○ インターネット（防災・防犯メール、市公式ホームページ等） ○ 報道機関への情報提供による広報

2. 広聴活動

(1) 相談窓口の設置

市民班及び市民活動推進班は、関係部班と連携して、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所及び日吉台出張所に相談窓口を設置する。

(2) コールセンターの設置

市民班及び市民活動推進班は、関係各班と連携して、市民等からの電話での問合せに対応するため、必要に応じて電話を増設し、コールセンターを設置し、対応要員を配置する。

(3) 被災者相談

市民班及び市民活動推進班は、関係部班と連携し、市民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口各班の担当者等を配置する。

相談窓口で扱う事項及びその担当部署は、次のとおりである。

総則

災害予防
計画

震災

災害
風水
水害
事故
災害
対策
計画

東海地震

災害
復旧
復興
計画

資料
編

■ 相談事項の例

相談事項	担当部署
搜索依頼の受付	市民班
罹災証明書の発行	税務班
埋葬許可証の発行	市民班
その他各種証明書の発行	市民班、関係各班
仮設住宅等の申込み	都市計画班
住宅の応急修理の申込み	都市計画班
生活再建支援金の申込み	財政班
災害見舞金、義援金の申込み	会計班、財政班
生活資金等の相談等	福祉班
商・工・農林業への支援	商工観光班、農政班
健康、福祉等の相談	医療班、福祉班
法律等の相談	関係各班

(4) 安否情報の提供

東日本大震災において被災者の安否については、一部の自治体では、個人情報保護に係る条例との関係から被災者の家族等に回答することも逡巡したことを踏まえ、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、これにより、知事又は市長は、災害発生時に、被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者への回答が可能になった。

市民班は、被災者の安否に関する問合せに対応するため、内閣府令等に基づき個人情報保護に留意して提供の手続を行う。

なお、照会者への回答に係る具体的な運用については、「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成26年1月、内閣府）を参照のこと。

第3 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は市職員が主体となって運営し、その後は、区・自治会及び自主防災組織等の地区組織及び避難者による自主運営組織が、市、関係団体及びボランティアの協力のもと運営する。

項目	担当部署
1. 避難所の運営体制	避難所担当職員
2. 食料・物資の供給	避難所担当職員、商工観光班
3. 避難所での設備等	避難所担当職員、防災班、環境班、商工観光班
4. 要配慮者への支援	避難所担当職員、福祉班
5. 避難所での医療	医療班
6. 避難所外避難者への支援	市民班、広報情報班
7. 避難所の閉鎖	防災班、避難所担当職員

【参照】「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）

【参照】「富里市避難所開設運営マニュアル」（平成31年3月）

1. 避難所の運営体制

(1) 避難所運営

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。

避難所担当職員は、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自主防災組織、市民組織のリーダーからなる避難所運営委員会の立上げを支援する。

特に、避難所運営委員会には、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

また、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策等についても適切に対応するよう努める。

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

なお、運営の詳細は、「富里市避難所開設運営マニュアル」（平成31年3月）を準用する。

■ 避難所運営の役割分担

区分	担当
避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○運営方法等の決定 ○避難者カード・名簿の作成支援 ○食料・物資の配給 ○避難者の要望等のとりまとめ ○生活ルールの作成 ○市からの連絡事項の伝達 ○ボランティア等との調整
避難所担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者カード・名簿の作成 ○広報 ○避難所運営記録 ○災害対策本部との連絡 ○施設管理者、ボランティア等との調整

(2) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。

(3) 女性への配慮

避難所担当職員及び避難所運営委員会は、避難所運営に関する女性への配慮を行う。

■女性への配慮事項の例

区分	内容
避難所施設	<ul style="list-style-type: none"> ○物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り ○乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のみので世帯用エリア ○安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置 ○女性専用スペースへの女性用品の常備
運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営委員会への女性の参画 ○女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握 ○女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布 ○避難者平等の食事作り・片付け、清掃等の役割分担 ○女性相談窓口の設置、専門職と連携した心のケア・健康相談の実施 ○配偶者等からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底 ○就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備 ○防犯ブザーやホイッスルの配布

2. 食料・物資の供給

避難所担当職員は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を商工観光班に請求する。避難所に供給された食料、物資は、避難所運営委員会が配給する。

なお、食料・物資の供給は、自宅や指定避難所以外に避難している地域の被災者を含めて行う。

3. 救援物資の受入れ・管理

(1) 救援物資の要請

ア 全国への要請

商工観光班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合、県及び協定先の自治体に救援物資の要請を行う。要請の際は、必要とする物資の内容、量、送付方法等の事項を明示する。

イ 日本赤十字社千葉県支部への要請

福祉班は、日本赤十字社千葉県支部に救援物資の要請を行う。

(2) 救援物資の受入れ

ア 救援物資の受け付け

救援物資の受入れは、企業、自治体、団体からのみとすることを原則とする。商

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
資料編

工観光班は、供給の申出があった場合は、登録して、必要がある時期に供給先に要請する。

イ 救援物資の受入れ

商工観光班は、社会体育館に救援物資集配センターを開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。

4. 避難所での設備等

避難所担当職員は、避難所の開設時、関係各班と連携し、以下に示す避難所設備の例を参考に設備等の充実に努める。

なお、開設時期により冷暖房等の設備にも配慮する。

総則
災害予防
震災
災害応急対策計画
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

■避難所設備の例

区分	設備内容		
特設コーナー	・広報広聴コーナー ・情報連絡室（電話、FAX等）	・避難所救護センター（保健室等） ・更衣室	
資機材等	・寝具 ・簡易シャワー ・常備薬 ・納戸 ・特設・臨時電話 ・洗濯機 ・給水設備（給水車）	・テレビ、ラジオ ・日用品（タオル、歯ブラシ等） ・扇風機 ・炊き出し備品 ・畳、カーペット ・掲示板 ・間仕切り	・被服 ・仮設風呂 ・仮設トイレ ・暖房機 ・電源設備 ・パソコン
スペース	・駐車場 ・仮設トイレ（※1） ・資機材置場	・給水場所 ・掲示板 ・ペット飼育場（※2）	・福祉避難室 ・仮設風呂 ・喫煙所

※1 仮設トイレは、車椅子対応型仮設トイレ（オストメイト対応）が望ましい。

※2 避難所でのペットの飼育は、「第3編 第1章 第3節 第5 7.（3）ペットへの対応」を準用する。

《参考》

◆「オストメイト対応トイレ」

直腸がんや膀胱がん等が原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工肛門や人工膀胱を造設した人を「オストメイト」と言います。そのため、オストメイトが排泄物の処理、ストーマ装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄等ができるトイレのことです。

5. 要配慮者への支援

(1) 避難生活での配慮

避難所担当職員は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。

また、福祉班（要配慮者チーム）と連携し、一般避難所に避難してきた要配慮者の中から、早急に福祉避難所へ移送すべき要配慮者を選別し、福祉避難所が開設された場合は、関係機関と協力し移送する。

福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

(2) 福祉避難所の開設

福祉班（福祉避難所チーム）は、避難生活が長期化する等必要と認める場合に、避難所での生活が困難と考えられる要配慮者に対して、富里市すこやかセンター及び富里市福祉センターを福祉避難所として開設し収容する。

また、これらの福祉避難所だけでは要配慮者の収容が困難と考えられる場合、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している民間施設に協力を要請する。

【参照】「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月、内閣府）

【資料32】『災害応援協定等』参照

(3) 避難所外要配慮者への福祉サービスの継続的提供

福祉班は、災害による精神的不安定及び避難生活の長期化に対応するため、被災した在宅の要配慮者に対し、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、災害相談窓口で保健・福祉の相談を受け付ける。

6. 避難所での医療

(1) 避難所救護所の設置

医療班は、避難所における避難生活が長期化する場合、県、日本赤十字社等と連携して避難所に避難所救護所を設置する。

(2) 巡回診療の実施

避難所救護所では、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び印旛郡市薬剤師会の協力を得て精神科、歯科等を加えた巡回診療を実施する。

(3) 健康管理

医療班は、PTSD等の被災者特有の疾病を予防するために、印旛保健所（健康福祉センター）と連携して、チラシの配布や保健師等による指導、カウンセリング等の心のケア等を実施する。

特に、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

《参考》

◆「PTSD」

強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなり、時間が経過したのちも、その経験に対して強い恐怖を感じるもの。震災等の自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害等が原因とされている。

突然、怖い体験を思い出す、不安や緊張が続き、めまいや頭痛、眠れないといった症状が出る。

(4) 医療情報の提供

医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で市民に提供する。

7. 避難所外避難者への支援

(1) 避難所外避難者の把握及び支援

市民班は、在宅の避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供等必要な支援に努める。

(2) 市外避難者への対応

市民班及び広報情報班は、市外へ避難した市民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市公式ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、市民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した市民の把握に努める。

8. 避難所の閉鎖

災害対策本部は、避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

第4 災害警備・防犯対策

災害時、様々な社会的混乱が予想されるところである。このため、市及び成田警察署は、市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り等について万全を期する。

項目	担当部署
1. 災害警備活動	成田警察署
2. 防犯対策	市民活動推進班、避難所担当職員、成田警察署

1. 災害警備活動

成田警察署は、災害時、他の防災関係機関と連携し、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

■災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

2. 防犯対策

市民活動推進班及び避難所担当職員は、被災地、避難所周辺における犯罪等を防止するため、成田警察署、防犯指導員、避難所運営委員会と連携して、市民等への注意喚起、不審者の通報等の対策を実施する。また、避難所や仮設住宅においては、女性への犯罪防止のための巡回や女性の相談窓口を設置する。

成田警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪を防止するため、地域の巡回パトロールを行う。

第5 防疫・清掃・廃棄物対策

大規模災害時には、発生が懸念される感染症を予防し、生活環境の悪化を防止する必要がある。そのため、家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について定めるとともに、必要に応じて食中毒や感染症予防等の対応を行う。

また、被災地におけるし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

また、死亡家畜の処理、被災時に飼育が困難になると想定されるペット、及び管理が必要な危険動物の保護対策についても実施する。

項目	担当部署
1. 防疫活動	医療班、環境班、印旛保健所（健康福祉センター）
2. 保健活動	医療班、上下水道班、印旛保健所（健康福祉センター）
3. し尿の処理	環境班、防災班、上下水道班、印旛衛生施設管理組合
4. 清掃・廃棄物処理	環境班、関係事業者
5. 障害物の除去	建設班、関係事業者
6. 環境汚染の防止	環境班、県、千葉労働局
7. 動物対策	農政班、環境班、北部家畜保健衛生所、印旛保健所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会

1. 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

医療班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

印旛保健所（健康福祉センター）は、医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。医療班は、これに協力する。

イ 感染症患者への措置

印旛保健所（健康福祉センター）は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、次の措置をとり、医療班は、これに協力する。

■ 感染症患者等への措置

- ① 発生状況、動向及び原因の調査
- ② 健康診断
- ③ 就業制限
- ④ 感染症指定医療機関への入院勧告
- ⑤ 消毒の指導・指示等

総
則

災害
計画
防疫

震
災

災害
応急
対策
計画

風水
害
事故
災害

東
海
地
震

復興
計画
復旧

資
料
編

ウ 消毒の実施

環境班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。
また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。
なお、防疫用資機材・薬剤は、県、事業者等から調達する。

エ 報告

医療班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

2. 保健活動

(1) 被災者の健康管理

印旛保健所（健康福祉センター）は、医療班と連携して次の活動を行う。

■感染症患者等への措置

- ① 要配慮者の健康把握
- ② 巡回による被災者の健康把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理
- ③ 心のケア、食中毒、感染症の発生予防等
- ④ 避難所等における健康相談（人・場所の支援、感染症予防、旅行者血栓症等の予防）

(2) 飲料水の安全確保

上下水道班は、印旛保健所（健康福祉センター）と連携して、飲料水に汚染のおそれがある場合は、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。

3. し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境班は、防災班と連携して、断水地域の避難所及び下水道区域外に仮設トイレを設置する。

上下水道班は、下水道区域内に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、市が備蓄している組立式簡易トイレ及びレンタル業者から確保したものを活用する。

(2) 自己処理

住家の被害はないが断水のためにトイレが使用できない場合は、自宅トイレで簡易トイレを使用し対応する。

(3) 収集処理体制の確立

し尿の収集・処理は印旛衛生施設管理組合が実施する。

環境班は、し尿収集・処理が困難と考えられる場合に、県、近隣市町村、民間し尿処理関連業者へ応援を要請する。

4. 清掃・廃棄物処理

(1) がれきの処理

ア 処理体制の確立

環境班は、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」（平成25年3月、千葉県）等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

処理が困難と考えられる場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県が関係団体と締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、事業者等の協力を求める。

イ 処理の実施

環境班は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し、処理の効率化や分別処理を行い、適正に処分する。

また、適切な処理方法を市民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

(2) 粗大ごみ、生活ごみの処理

ア 処理体制の確立

環境班は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検証し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。ごみの収集及び処理は、市委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

イ 処理の実施

環境班は、平常時と同様な方法でごみの処理を行う。

5. 障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物の除去

建設班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理することが不可能な場合、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

なお、障害物の除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

■住宅関係の障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

(2) 河川関係の障害物の除去

建設班は、排水路等の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

(3) 道路上の障害物の除去

建設班は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

6. 環境汚染の防止

環境班は、必要に応じて、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

なお、県は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月、環境省）を参考に環境汚染防止体制の強化を図るとともに、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、千葉労働局は、平常時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導しており、震災後においても、平常時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

7. 動物対策

(1) 死亡家畜の処理

農政班は、家畜の死亡が確認された場合は、北部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合、印旛保健所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

環境班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンド等へのペットスペースの設置や飼育ルールづくり等について準備する。原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任とする。

環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、印旛保健所（健康福祉センター）及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。「災害時動物救護活動マニュアル」（平成21年3月、千葉県）に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。

なお、市は、公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と「災害時における動

物救護活動に関する協定」を締結している。

【資料32】『災害応援協定等』参照

総 則
計 画 災 害 予 防
震 災
災 害 応 急 対 策 計 画
風 水 害
事 故 災 害
東 海 地 震
復 興 計 画 災 害 復 旧
資 料 編

第6 住宅対策

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給等）の適用の判断材料として幅広く活用されている。そのため、市長は、市の地域に災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供又は応急修理を実施する。

項目	担当部署
1. 住家の被災調査・罹災証明書の発行	税務班、都市計画班
2. 被災住宅の応急修理	都市計画班
3. 応急仮設住宅の供給	都市計画班、福祉班
4. みなし仮設住宅等の提供	都市計画班

1. 住家の被災調査・罹災証明書の発行

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

税務班及び都市計画班は、地震により被災した住家に対する被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、被害調査を行う。

被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施するが、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することを検討する。

被害調査は、液状化等に伴う地盤被害による被害も含め「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月、内閣府）に基づき行う。

火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

なお、調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
 また、応急危険度判定チームとは非常時の情報共有体制の確立に努める。

■地震による住家被害調査の概要

区分	内容
1次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
3次調査	被災者から再調査の依頼があった場合は、被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施する。

【参照】「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月、内閣府）

イ 留意事項

収集報告に当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

■留意すべき事項

- ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(2) 罹災証明書の発行

税務班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等において、罹災証明書を発行する。家財や門扉等の被災には、罹災届出証明書を発行する。

なお、火災証明は、消防部が担当し、火災原因調査に基づき消防部窓口で、罹災証明書を発行する。

《参考》

◆「災対法第90条の2（罹災証明書の交付）」

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【様式44】『罹災証明関係』参照

2. 被災住宅の応急修理

(1) 需要の把握

都市計画班は、災害相談窓口又は避難所にて被災住宅の応急修理の申込みを受け付ける。対象者は、災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者とする。

(2) 修理の実施

修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

3. 応急仮設住宅の供給

(1) 需要の把握

都市計画班は、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
災害復旧
資料編

また、災害相談窓口又は避難所において、応急仮設住宅入居の申込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明書の発行を受けている等次の全ての条件に該当する者とする。なお、これ以外の者への適用は、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の入居対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
例) 生活保護法の被保護者及び要保護者
特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等上記に準ずる者
※ 市民登録の必要はなく、市域に居住していることが明らかな者であればよい

(2) 用地確保

都市計画班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、ライフライン、交通等の利便性を考慮して適当な土地を確保する。不足が生じた場合は、私有地を借用する。

(3) 応急仮設住宅の建設

都市計画班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」(平成26年4月、千葉県)に基づき仮設住宅を建設する。応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

なお、災害救助法が適用された場合の建設は、県が実施し、それに協力する。

(4) 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、「応急仮設住宅の入居対象者」に該当する者から入居者を選定する。

なお、入居者の選定時、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

ア 仮設住宅に係る配慮

都市計画班は、県と協力し、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者の状況を配慮する。また、入居者の選定時、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。

イ 福祉仮設住宅の設置

福祉班は、都市計画班と連携して、応急仮設住宅として、要配慮者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設(福祉仮設住宅)の設置について検討する。

(6) 応急仮設住宅の管理

都市計画班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

4. みなし仮設住宅等の提供

都市計画班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、民間賃貸住宅等を借り上げて（みなし仮設住宅）提供するよう努める。

総
則

災害
計画
予防

震
災

災害
応急
対策
計画

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復興
計画
復旧

資
料
編

第7 文教・保育対策

市は、災害のため、平常の学校での教育の実施や福祉施設での保育が困難と考えられる場合、関係機関の協力を得て幼児、児童及び生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

項目	担当部署
1. 応急教育	教育総務班、学校教育班、生涯学習班
2. 応急保育	福祉班

1. 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、学校等で定める方針に基づき、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校教育班は、他市町村へ避難する児童生徒等について、教職員の分担を定めて就学手続の臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問する等の措置をとる。

■応急教育の留意事項

項目	内容
教育内容	① 教科書、学用品等の紛失又は使用不可の場合を考慮する。 ② 健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	① 児童生徒等相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童生徒等の「こころのケア」対策を行う。

(2) 健康管理

校内における児童生徒等の健康管理は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

学校教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員、児童生徒等に対し感染症予防接種、健康診断及び心のケアについて、医療班と連携して印旛保健所（健康福祉センター）、学校医、関係機関等と協議し、実施する。

(3) 避難所との区分

教育総務班、学校教育班、生涯学習班及び学校長等は、校舎が避難所として使用されることになったとき、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

(4) 学校給食の措置

学校教育班は、学校の再開、給食用の物資や施設の復旧状況等を考慮して、学校給食を再開する。

(5) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

学校教育班は、災害により学用品を失った児童生徒等に対し、必要な教材、学用品を給与する。

2. 応急保育

福祉班は、保育施設の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園等を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害応急対策計画
復興計画
資料編

第8 労働力の確保

市は、地震災害時において、市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

活動項目	担当部署
1. 労働力の確保	総務班、経営戦略班、関係各班
2. 災害救助法が適用された場合の実施基準	福祉班

1. 労働力の確保

総務班及び関係各班は、地震災害時における労働力を確保する。労働力の確保の手順は、次のとおりである。

- ① 関係各班は、関係団体に対し協力要請する。
- ② 総務班は、成田公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
- ③ 成田公共職業安定所に該当する求職者が存在しない場合、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。
- ④ 経営戦略班は、千葉県に対しあっせん要請する。

2. 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

また、県知事の職権の一部を委任された場合、又は県知事の実施を待つことができない場合についても、市長が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 被災者の避難 | <input type="checkbox"/> 飲料水の供給 | <input type="checkbox"/> 救済用物資の整理分配及び輸送 |
| <input type="checkbox"/> 被災者の救出 | <input type="checkbox"/> 遺体の捜索・遺体の処置 | <input type="checkbox"/> 医療及び助産における移送 |

(3) 費用

当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、内閣府の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合は、内閣府の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇上げることができる（特別基準）。

第2章 風水害応急対策

風水害に関する応急対策活動は、前ぶれもなく突然発生する地震災害と異なり、台風等が市へ接近するに伴い、徐々に影響の程度及び被害の増加に応じて、段階的に実施することになる。

まず、災害発生前の気象警報等による注意喚起、水防活動等の災害未然防止活動、避難及び避難誘導等の事前対策が必要である。

災害発生後は、初動調査による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、救助・救急・医療活動、二次災害の防止、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが必要となる。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要となる。

そのため、市は風水害の特性を考慮して、状況に応じた次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策を準用する。)

風水害応急対策

第1節 活動体制の確立

第2節 警戒活動期の応急対策活動

第3節 初動対応期の応急対策活動

第4節 救援期の応急対策活動

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復旧
復興
計画

資
料
編

総則
災害予防計画
震災 風水害 事故災害 東海地震
災害応急対策計画
災害復旧復興計画
資料編

第1節 活動体制の確立

本節では、風水害時の市の応急対策活動の体制について定める。

市は、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に基づき、災害対応のために必要な活動体制を確立する。また、台風等が接近するに伴い、徐々に影響の程度及び被害の増加に応じて、段階的に変化し、臨機応変に活動する体制を確立する。

第1 市の活動体制

市は、風水害等により災害の危険性が高まった場合、又は災害が発生した場合、災害対応のために必要な活動体制を確立する。

項目	担当部署
1. 活動体制と配備基準	各課・各班
2. 情報収集体制	各課
3. 警戒体制	各班
4. 非常体制	各班

1. 活動体制と配備基準

市の風水害対策に係る活動体制及び配備基準等は、次のとおりである。防災担当部長は、市長へ災害情報等を報告し、市長が活動体制・配備区分を判断する。

災害対策本部設置前における避難指示等の発令による活動は、次のとおりである。

2. 情報収集体制

(1) 活動内容

市は、情報収集体制をとった場合、気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、関係機関との連絡活動等に万全を期する。

防災課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、市管内図を用意する。

(2) 活動組織

情報収集体制は、総務部長の指揮の下、本部を設置せずに通常の組織で防災課の職員をもって組織する。

情報収集体制は、状況に応じて警戒体制に速やかに移行しうる体制とする。

(3) 情報収集体制の解除・移行

情報収集体制の解除・移行は、「本編 第1章 第1節 第1 4. (3) 情報収集体制の解除・移行」を準用する。

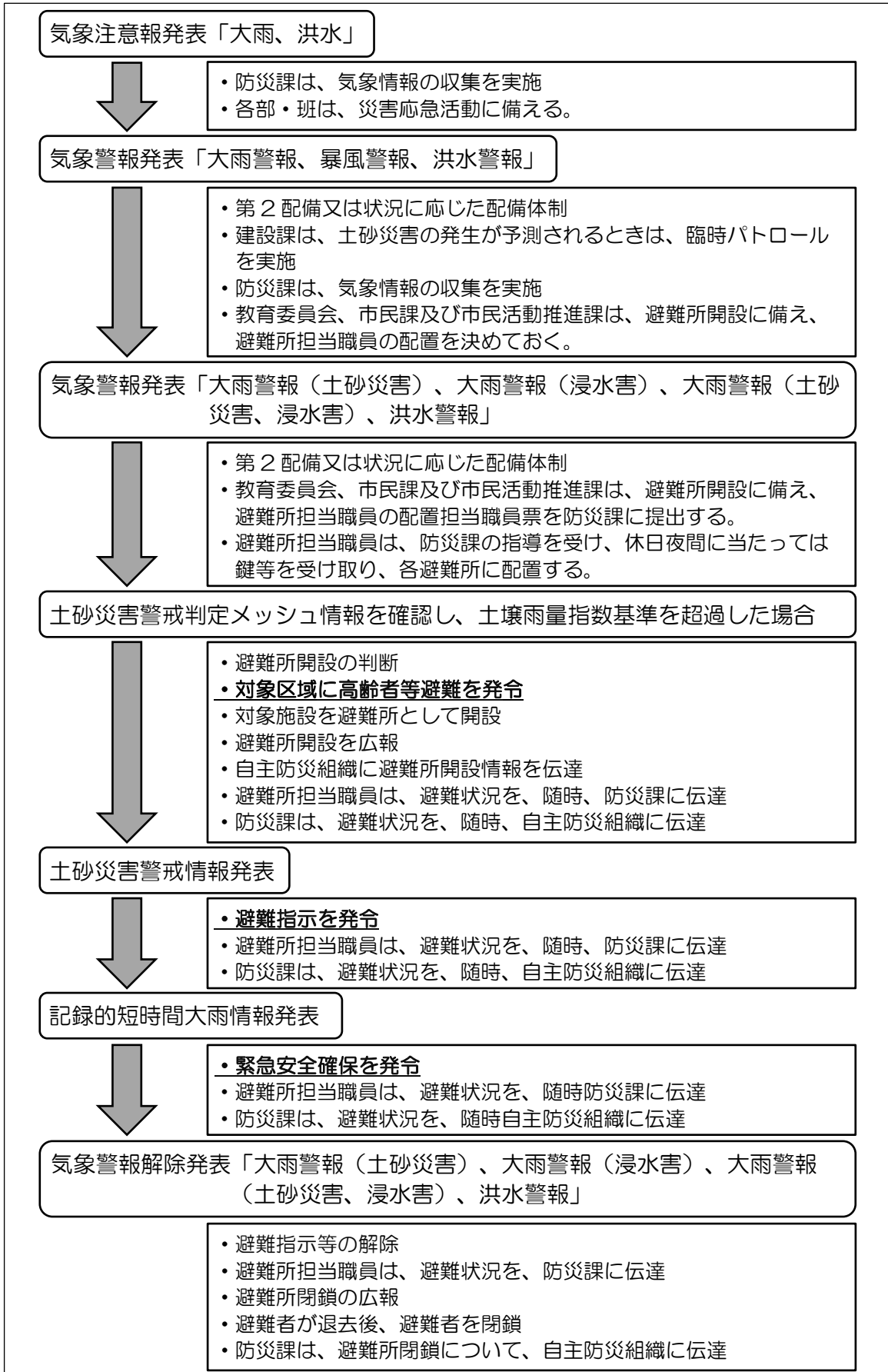
■【風水害等対策】活動体制と配備基準等

活動体制	配備区分	配備基準	本部の設置
情報収集体制	第1配備	① 次の防災気象情報の1以上が富里市に発表され、市長が必要と認めたとき ○大雨注意報 ○強風注意報 ○洪水注意報 ○竜巻注意情報 ② 台風の接近等が予想され、市長が必要と認めたとき ③ 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する事故が発生し、市長が必要と認めたとき ④ その他市長が必要と認めた場合	防災担当部長の指示のもと、本部を設置しない通常の組織体制
	初動警戒体制	① 次の警報の1以上が富里市に発表された場合 ○大雨警報 ○暴風警報 ○洪水警報 ② 勢力の強い台風の接近等が予想される場合 ③ その他市長が必要と認めた場合	
警戒体制	第2配備	① 次の警報の1以上が富里市に発表され、避難所等の開設が決定された場合 ○大雨警報 ○暴風警報 ○洪水警報 ② 勢力の強い台風の接近等が予想され、避難所等の開設が予想される場合 ③ 土砂災害警戒メッシュ情報が継続して「赤」以上の場合 ④ 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する事故が発生し、避難所等の開設が予想される場合 ⑤ その他市長が必要と認めた場合	防災担当部長を本部長とする災害警戒本部を設置
	第3配備 本部設置	① 次の警報の2以上が富里市に発表され、災害発生の危険度が高まり、市長が必要と認めたとき ○大雨警報 ○暴風警報 ○洪水警報 ② 24時間以内に台風の上陸又は300mm以上の集中豪雨が予想され、市長が必要と認めたとき ③ 市域に土砂災害警戒情報が発表された場合 ④ 局地的な災害が発生し、市長が必要と認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めた場合	
非常体制	第4配備	① 大雨特別警報又は暴風特別警報が発表され、市長が必要と認めたとき ② 市域の広範囲にわたり災害が発生し、市長が必要と認めたとき ③ 広範囲でなくとも被害が甚大で、市長が必要と認めたとき	市長を本部長とする災害対策本部を設置

【資料58】『火災・災害等即報要領の直接即報基準』参照

総則
 計画
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復旧計画
 災害復旧
 資料編

■災害対策本部設置前における避難指示等による活動



【参照】「災害対策本部設置前における避難指示等による活動マニュアル（土砂災害・水害）」
 （令和3年5月）

総則
 計画
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 復興計画
 資料編

3. 警戒体制

(1) 活動内容

市は、警戒体制をとった場合、災害に対する警戒レベルに応じて「第2 配備」と「第3 配備」に区分され、防災担当部長の指揮の下、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）の別表第1-2に基づく職員をもって組織する。

市は、警戒体制をとった場合、災害警戒本部をすこやかセンター2階に設置し、台風等の災害要因の接近に対し、応急活動に即応できる職員を配備して、情報の収集伝達、避難所の開設、市域の巡回、応急措置等の対策を実施する。

なお、第3 配備は、応急対策活動を実施する。

警戒体制の活動内容は、おおむね次のとおりである。

■警戒体制の活動内容

第2 配備において、次の活動を実施する。

- 災害に関する情報（気象情報、浸水等の被害情報等）の収集・伝達
- 避難所の開設
- 市域の巡回（道路、河川、排水路等）

第3 配備において、次の活動を実施する。

- 災害警戒本部体制による災害対応準備
- 応急措置

(2) 活動組織

警戒体制の配備区分は、防災担当部長を本部長、都市建設部長を副本部長に、下表の本部員及び配備職員をもって組織する。

■災害警戒本部の組織

【本部長】 防災担当部長

【副本部長】 都市建設部長

【本部員】 企画財政部長、健康福祉部長、経済環境部長、教育部長、議会事務局長、消防長

【本部事務局】 防災課

【配備職員】 ・第2 配備初動警戒体制：防災課、市民課※、市民活動推進課※、都市建設部、教育委員会※

・第2 配備：関係各課

・第3 配備：関係各課

・第4 配備：全部署

※ 状況に応じて参集する部署

(3) 警戒体制の解除・移行

警戒体制の解除・移行は、「本編 第1章 第1節 第1 3. (3) 警戒体制の解除・移行」を準用する。

4. 非常体制

市は、非常体制をとった場合、災害対策本部をすこやかセンター2階に設置して応急対策活動を実施する。

非常体制の動員配備は、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に定める。

非常体制の組織は、「本編 第1章 第1節 第1 2. (1) 災害対策本部の組織編成」を準用する。

災害対策本部の各部・班の所掌事務は、「本編 第1章 第1節 第1 2. (2) 災害対策本部の各部・班の所掌事務」を準用する。

総則

災害
計画
予防震
災災害
応急
対策
計画事
故
災
害東
海
地
震災害
復興
計画
復旧資
料
編

第2 職員の動員計画

職員は、災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合、応急対策活動又は未然防止活動に従事しなければならない。

この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。

項目	担当部署
1. 活動体制と動員計画	各課
2. 勤務時間内における動員・参集	各班
3. 勤務時間外及び休日における動員・参集	各班
4. 参集における留意事項	各班

1. 活動体制と動員計画

活動体制と動員計画は、「本編 第1章 第1節 第2 1. 活動体制と動員計画」を準用する。

2. 勤務時間内における動員・参集

勤務時間内における動員・参集は、「本編 第1章 第1節 第2 2. 勤務時間内における動員・参集」を準用する。

3. 勤務時間外及び休日における動員・参集

勤務時間外及び休日における動員・参集は、「本編 第1章 第1節 第2 3. 勤務時間外及び休日における動員・参集」を準用する。

4. 参集における留意事項

職員の参集における留意事項は、「本編 第1章 第1節 第2 4. 参集における留意事項」を準用する。

総則

災害予防
計画

震災

災害
風水害
事故災害
対策計画

東海地震

災害
復興
計画

資料
編

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、市域で水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、富里市災害対策本部条例（令和元年12月）及び富里市災害対策本部設置規定（平成31年3月）に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び各部・班を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

【資料3】『富里市災害対策本部条例』参照

【資料4】『富里市災害対策本部設置規程』参照

項目	担当部署
1. 災害対策本部の設置	全部署
2. 災害対策本部の運営	全部署
3. 災害対策本部の組織編成、所掌事務	全部署
4. 災害対策本部の廃止	全部署
5. 災害対策本部運営の留意事項	全部署、総務班、医療班

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

風水害においては、気象情報等を考慮し、災害対策本部を設置する。

設置基準の詳細は、「本編 第1章 第1節 第3 1. (1) 設置基準」を準用する。

(2) 設置場所

設置場所は、「本編 第1章 第1節 第3 1. (2) 設置場所」を準用する。

(3) 実施責任者

実施責任者は、「本編 第1章 第1節 第3 1. (3) 実施責任者」を準用する。

(4) 災害対策本部設置・廃止の公表

災害対策本部設置の公表は、「本編 第1章 第1節 第3 1. (4) 災害対策本部設置・廃止の公表」を準用する。

2. 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、「本編 第1章 第1節 第3 2. 災害対策本部の運営」を準用する。

3. 災害対策本部の組織編成、所掌事務

災害対策本部の組織編成、所掌事務は、「本編 第1章 第1節 第1 2. (1) 災害対策本部の組織編成」及び「本編 第1章 第1節 第1 2. (2) 災害対策本部の各部・班の所掌事務」を準用する。

総
則

計
画
災
害
予
防

震
災

災
害
応
急
対
策
計
画

事
故
災
害

東
海
地
震

復
興
計
画
災
害
復
旧

資
料
編

4. 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、「本編 第1章 第1節 第3 3. 災害対策本部の廃止」を準用する。

5. 災害対策本部運営の留意事項

災害対策本部の留意事項は、「本編 第1章 第1節 第3 4. 災害対策本部運営の留意事項」を準用する。

第4 情報通信手段の確保

風水害においては、台風等災害要因の時間的推移に応じて、状況の変化を市民等に伝達することが重要であるため、市は、多様な通信手段を用いて情報を伝達する。情報通信手段の確保を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第4 情報通信手段の確保」を準用する。

第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼

市は、災害対策を市だけで対応するのが困難と考えられる場合、市内の公共的団体や災害時の協定を締結している民間団体へ協力を依頼する。公共的団体及び民間団体への協力依頼を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼」を準用する。

第6 応援要請

市は、災害対策を市だけで対応するのが困難と考えられる場合、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。応援要請を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第6 応援要請」を準用する。

第7 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害の発生に伴う自衛隊の災害派遣要請依頼を、以下に定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第7 自衛隊の災害派遣要請依頼」を準用する。

第8 ボランティアの協力

水害においては、避難所運営等だけでなく、被災後の片付けにおける人員が必要となることから、ボランティアによる協力は必要不可欠となる。

ボランティアの協力を、以下に定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第8 ボランティアの協力」を準用する。

第9 災害救助法の適用

水害により居室、炊事場、玄関等に障害物が流れ込んだ世帯に対しては、障害物の除去について災害救助法が適用される。

災害救助法の適用を、以下に定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第9 災害救助法の適用」を準用する。

第2節 警戒活動期の応急対策活動

本節では、気象警報発表時等災害の警戒期において、市が実施する災害未然防止活動について定める。

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、銚子地方気象台から発表される防災気象情報は、千葉県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

活動項目	担当部署
1. 風水害に関する情報の収集	防災班、建設班
2. 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	防災班
3. 水防情報	防災班
4. 土砂災害警戒情報	防災班
5. 火災気象通報	消防本部、防災班
6. 異常な現象発見時の通報	防災班
7. 被害の未然・拡大防止のための市民への注意喚起	防災班、広報情報班

1. 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、防災班が一元的に収集する。

なお、市域を流れる根木名川には重要水防箇所があるものの、市は、洪水予報・水防警報及び水位情報の通知の受報者に指定されていないため、防災班は、建設班と連携し、積極的に水防関係情報を収集する。

■風水害に関する情報の収集

区分	内容
銚子地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに銚子地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、千葉県防災情報システム、NTTからのFAX（警報のみ）及びテレビ・ラジオを通じて入手する。
水位・雨量情報	防災班は、根木名川及び利根川の水位情報、並びに銚子地方気象台が発表する雨量情報を収集・整理する。
警戒パトロール情報	警戒体制をとった場合、建設課は、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施する。防災課は、収集された情報を整理する。
被害情報等	防災班は、119番通報の状況等消防本部の把握している情報を入手するとともに、成田警察署とも連絡を取り、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。

2. 気象注意報・警報等の種類、発表基準等

銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがある場合に「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある場合に「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を発表し、関係機関に通知する。

銚子地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

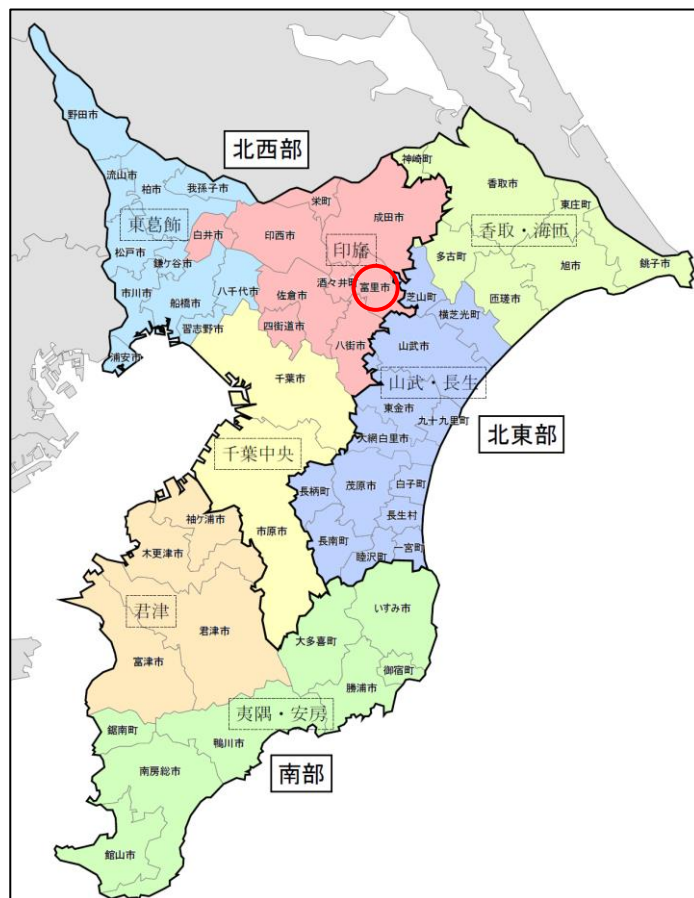
(1) 対象地域

銚子地方気象台は、防災機関の防災活動が円滑に行えるように、平成22年5月から原則として市町村単位で気象警報・注意報を発表している。

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合は、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細区分として千葉県内を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として南部を2地域、北西部を3地域、北東部を2地域に細分し、市は、北西部の印旛区域に位置する。

千葉県の注意報・警報の発表区域図は、次のとおりである。

■千葉県の発表区域図 [平成25年1月1日現在]



総則

災害予防

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害復旧

資料編

(2) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

銚子地方気象台が発表する注意報・警報及び特別警報の種類と発表基準は、次のとおりである。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年11月24日現在
発表官署 銚子地方気象台

富里市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	141	
	洪水	流域雨量指数基準	根木名川流域=12.5、高崎川(新中沢)流域=9.6、高崎川(高野)流域=7.3	
		複合基準 ^{*1}	高崎川(高野)流域=(8, 4.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	根木名川流域=10、高崎川(新中沢)流域=7.6、高崎川(高野)流域=5.8	
		複合基準 ^{*1}	高崎川(高野)流域=(5, 3.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	なだれ			
低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			
霜	晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

総則
計画
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
資料編

■特別警報の種類及び発表基準（市関連）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■雨に関する富里市の50年に一度の値

[令和4年3月24日現在]

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48 (48時間降水量 (mm))	RO3 (3時間降水量 (mm))	SWI (土壌雨量指数 (Soil Water Index))
千葉県	千葉県	北西部	印旛	富里市	355	160	232

注1) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) R48、RO3、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注3) 特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注4) 特別警報の判定に用いる RO3 の値は、3時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。

(4) 竜巻注意情報

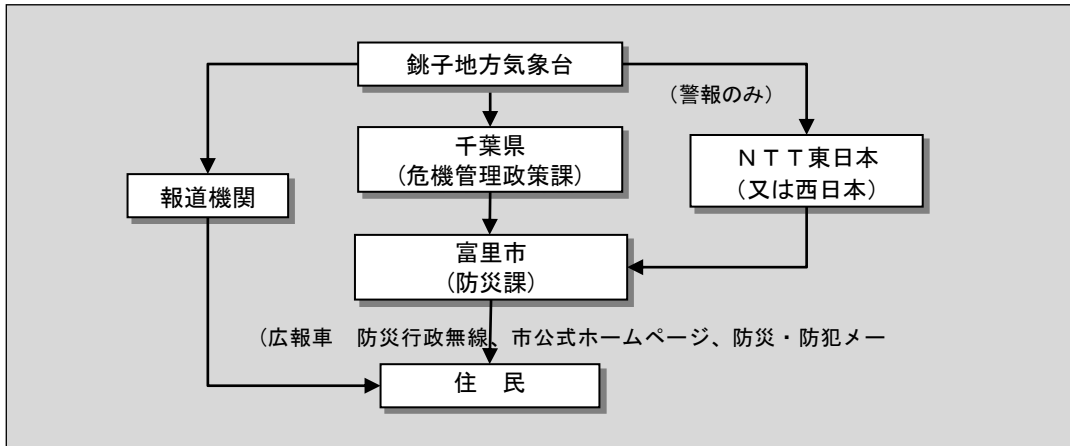
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、比較的広い範囲（おおむね 1 つの県）を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

総則
 災害予防
 震災
 災害応急対策計画
 東海地震
 災害復旧
 復興計画
 資料編

(5) 注意報及び警報等の伝達系統

銚子地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

■ 気象注意報・警報等の伝達系統図（市及び市民への伝達系統のみ記載）



(6) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用

銚子地方気象台は、気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、防災課の責任者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、市長に直接連絡を行う。

また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、銚子地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

3. 水防情報

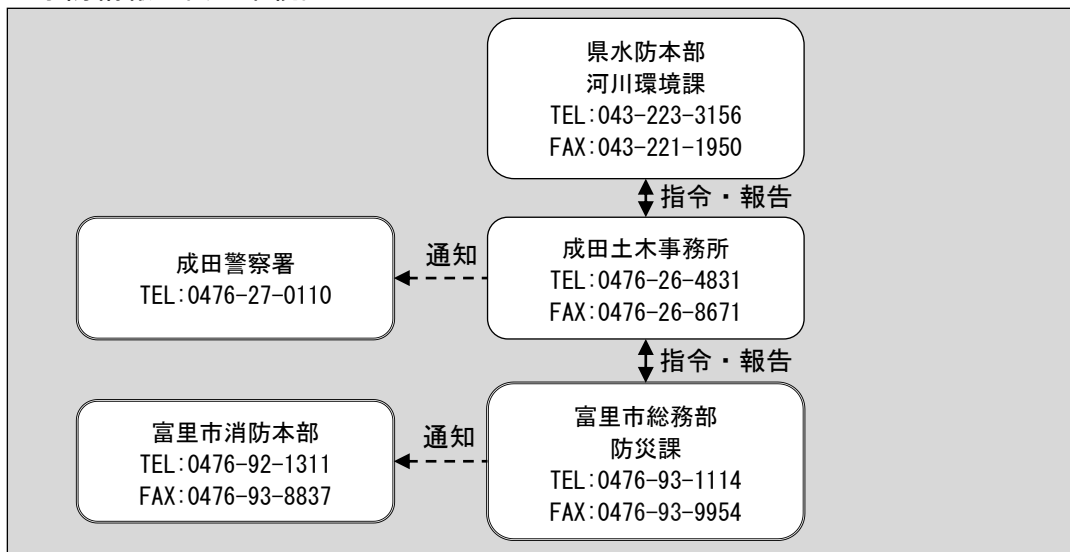
知事は、知事が指定した河川について洪水予報を発表したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市民等に周知する。

知事は、知事が指定した河川については、避難のための立退きの指示の判断について、関係市町村の長に通知する。

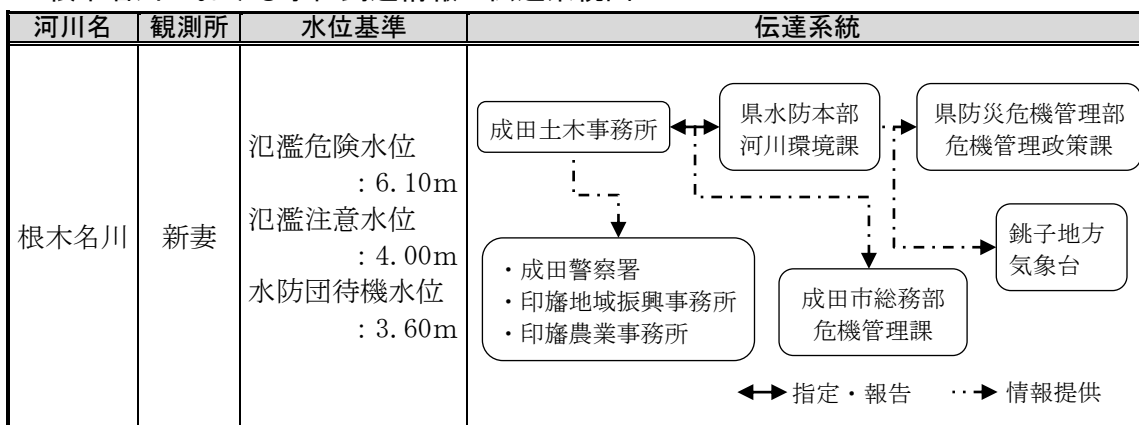
市域には県管理の一級河川である根木名川が流れており、日吉倉地区に重要水防区域（No235～No299+23）があり、知事により水位情報周知河川に指定されている。市は、根木名川における水位到達情報について、成田土木事務所、成田市総務部危機管理課等と情報共有する。水防情報に係る伝達系統は、次のとおりである。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

■水防情報の伝達系統図



■根木名川における水位到達情報の伝達系統図



4. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成29年5月）第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条の規定により銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報又は大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難指示発令の判断の際や市民の自主避難を支援することを目的とする。

(2) 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊箇所を対象とし、斜面の深

層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

(3) 発表対象地域

県内の市町村ごとに発表する。

(4) 発表基準

銚子地方気象台及び県は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を共同発表する。また、県は市公式ホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

■土砂災害警戒情報の発表基準等

項目	内容
警戒基準	大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。
警戒解除基準	降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議の上、解除できるものとする。
土砂災害警戒情報の伝達系統	土砂災害警戒情報の伝達系統は、警報・注意報と同様の系統で伝達される。

5. 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- ① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
 - ② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

6. 異常な現象発見時の通報

災対法第54条第1項の規定により、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者が通報した場合については、次のとおりである。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条第1項）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第3項）

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁（銚子地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。（災対法第54条第4項）

市長が気象庁（銚子地方気象台）に行う通報事項は、次のとおりである。

■気象庁（銚子地方気象台）に行う通報事項

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強いひょう等）
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震

7. 被害の未然・拡大防止のための市民への注意喚起

防災課及び広報情報班は、被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、防災行政無線（固定系）、市公式ホームページ、防災・防犯メール等を活用し、市民等に対し被害の未然防止、拡大防止及び危険箇所からの避難等を促す呼びかけを行い、市民等に注意を喚起する。

また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）や大規模な工場に対して、高齢者等避難の避難情報を FAX 等により伝達する（浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法第15条関連））。

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 事故災害
 東海地震
 災害復旧
 復興計画
 資料編

第2 水防計画

市は、気象状況等から市域において水路、道路冠水、河川の氾濫、洪水等の水害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

項目	担当部署
1. 水防体制	防災班、関係各班
2. 水防組織	防災班、関係各班
3. 水防活動	防災班、都市建設部、関係各班

1. 水防体制

市は、雨水出水による浸水被害等の水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒体制を配備し、防災担当部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、水防活動を実施する。

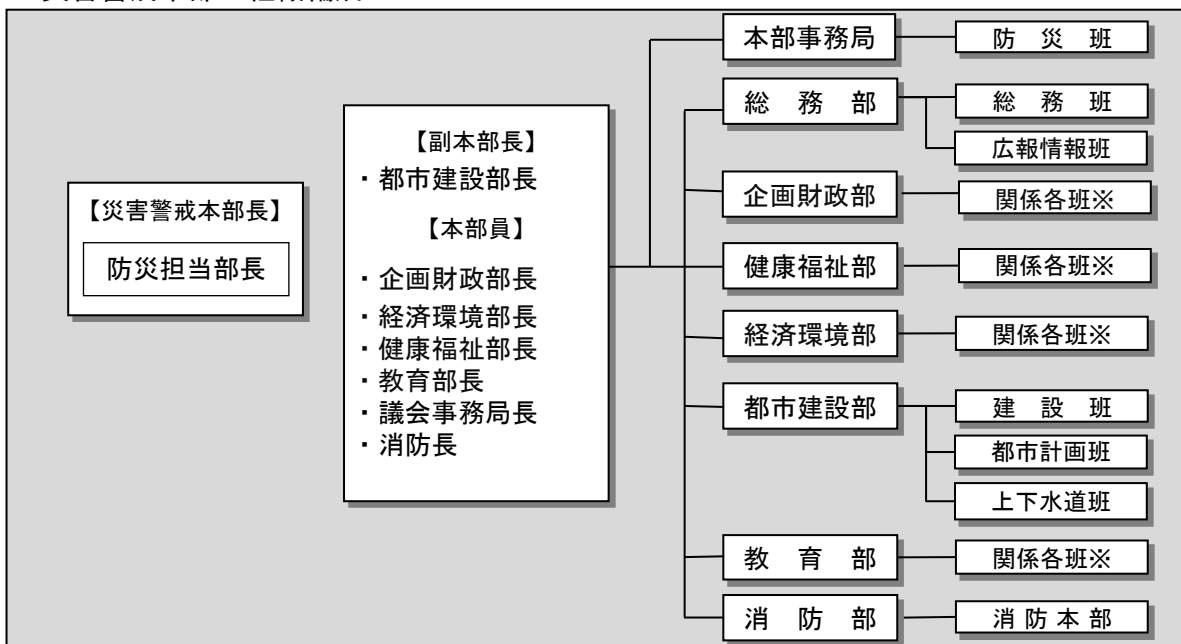
なお、根木名川の洪水による浸水被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、「千葉県水防計画」（令和3年度、千葉県）に基づき、水防体制を図る。

2. 水防組織

水防活動の組織及び所掌事務は、災害対策本部の組織及び所掌事務に準じ、次のとおりとする。災害警戒本部の庶務は、防災班が担当する。

なお、根木名川の洪水に係る水防組織については、「千葉県水防計画」（令和3年度、千葉県）に基づき、編成する。

■災害警戒本部の組織編成



※ 部の構成を「関係各班」としている部署は、状況に応じて部内の最適な班が対応する。

総
則

災害
予防
計画

震
災

風水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

3. 水防活動

市長は、雨水出水による浸水被害等の水害が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合、防災担当部長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

防災担当部長は、水防活動を担う都市建設部、避難活動を担う健康福祉部及び避難所担当職員、広報活動を担う広報情報班、警察と連携して交通規制を担う市民活動推進班等の関係各部署の出勤を指示し、警戒及び防ぎよに当たらせるものとする。

なお、根木名川の洪水に係る水防活動については、「千葉県水防計画」（令和3年度、千葉県）に基づき、実施する。

(1) 警戒巡視

都市建設部は、気象注意報、警報等の発表又は降雨により冠水等が予測される場合、河川・水路、道路等、所管施設等の状況を巡視する。

(2) 避難準備

防災班は、都市建設部の警戒巡視等により土砂災害や浸水被害等の危険が予測される場合、健康福祉部と連携し、要配慮者の事前避難とその他市民の避難準備を促すために高齢者等避難を伝達する。

(3) 応急措置

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者（市長）及び消防本部に属する者は警戒区域を設定し、一般市民に立入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

「警戒区域の設定」は、「本編 第1章 第2節 第10 2. 避難指示等、警戒区域の設定」を準用する。

冠水や倒木等が発生した場合は、次のような応急措置を実施する。

■ 応急措置

- ① 浸水箇所では土のう積みによる防ぎよ、ポンプによる排水を行う
- ② 道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる
- ③ 通行の障害となる道路上の障害物は除去する
- ④ 倒木、落下物等で危険なものは除去する
- ⑤ 床上浸水等が発生するおそれのある場合、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者を避難所に誘導する

第3 土砂災害対策活動

市は、気象状況等から市内において土砂災害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

項目	担当部署
1. 土砂災害警戒情報の活用	防災班
2. 情報の収集・伝達	防災班、広報情報班、消防部、消防団
3. 二次災害の防止	防災班、都市建設部、広報情報班、関係各班

【参照】「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月、内閣府）

1. 土砂災害警戒情報の活用

県は、銚子地方気象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときは、防災活動や市民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報の発表を行っている。

市においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域が16箇所指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用するものとする。

また、土砂災害警戒情報に加えて土砂災害のメッシュごとの切迫性や危険度の推移が分かる補足情報についても活用するものとする。

【資料37】『危険箇所に関する資料』参照

■土砂災害に関するメッシュ情報の活用例

- ① 大雨警報（土砂災害）の基準は、要配慮者の避難に要する時間を確保するように設定されており、気象庁の提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「大雨警報（土砂災害）の基準を超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等に対して高齢者等避難の発令を検討します。
- ② 土砂災害警戒情報の基準を「予測雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、非常に危険な状況であるため、避難指示の発令を検討します。
- ③ 土砂災害警戒情報の基準を「実況雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、緊急安全確保の発令を検討します。

【参照】「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）

【参照】「千葉県土砂災害警戒情報システム」

【参照】「気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報」

総則

災害
計画
予防

震災

災害
応急
対策
計画

事故
災害

東
海
地
震

復興
計画
復旧

資料
編

■土砂災害警戒判定メッシュ情報とは（気象庁資料）

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。

常時10分ごとに更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等が発表されたときに、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いています。

土砂災害発生の危険度が高まっている領域にお住まいの方は、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への早めの避難を心がけてください。

■危険度の色と避難行動（気象庁資料）

警戒レベル	市が発令する情報と色が持つ意味	住民がとるべき行動	住民等の行動の例
5	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	命の危険 直ちに安全確保！	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。 ・いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。
4	避難指示	危険な場所から全員避難	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などの暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
2	注意	自らの避難行動を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。

総則

災害予防

震災

風水害

事故災害

東海地震

災害復旧

資料編

災害応急対策計画

2. 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動における情報の収集伝達は、次のとおりである。

なお、避難活動の詳細は、「本編 第2章 第2節 第5 避難活動」を準用する。

■情報の収集・伝達に伴う配慮事項

- ① 防災班は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、市民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ② 防災班は、土砂災害の発生が予想される場合、広報情報班と連携して市民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示若しくは伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の市民等に対しては、消防部、消防団及び自主防災組織と連携して戸別伝達に努めるものとする。
- ③ 広報情報班は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。
- ④ 広報情報班は、災害対策本部の指示に基づき、関係各班と連携し、市民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3. 二次災害の防止

市及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じるものとする。

■二次災害の防止措置

- ① 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- ② 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示・緊急安全確保を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施
- ③ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- ④ 災害対策本部は、関係各班からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて整理を行い、直ちに県へ連絡する。
- ⑤ 都市建設部は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、広報情報班と連携して、関係機関や市民への周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。
- ⑥ 広報情報班は、災害対策本部の指示に基づき、関係各班が収集した情報を、関係各班と連携して市民に対し適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第4 要配慮者への支援

風水害については、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水防情報等を収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援者が避難を終えることができるように、的確に高齢者等避難の発令を行う。

要配慮者への支援を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第11 要配慮者への支援」を準用する。

第5 避難活動

市は、水害又は土砂災害の発生並びに発生するおそれがある場合、迅速に市民に対して高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令するとともに、所定の避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

項目	担当部署
1. 避難に関する状況把握	防災班、広報情報班、建設班、消防部、市民活動推進班、成田警察署
2. 避難指示等の発令、警戒区域の設定	防災班、広報情報班、消防部
3. 避難誘導	福祉班、消防部、消防団、成田警察署、民生委員・児童委員、富里市社会福祉協議会、社会教育施設等管理者
4. 避難所の開設	避難所担当職員
5. 広域避難	防災班、避難所担当職員、都市計画班

1. 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す手順で行う。

■避難に関する状況把握の手順

- ① 防災班は、気象庁（銚子地方气象台）や県（成田土木事務所）、国土交通省等の関係機関から気象情報や河川情報を収集し、強い雨の地域や河川の上流部での広域的な状況を把握する。（下記の【参照】）
- ② 消防部は、市民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生あるいは発生のおそれを覚知したときは、広報情報班に報告する。
- ③ 建設班は、消防団と連携し、巡回パトロール等により河川や土砂災害危険箇所等の状況を把握し、広報情報班に報告する。
- ④ 市民活動推進班は、成田警察署と被害状況・交通規制状況等の情報を共有し、広報情報班に報告する。
- ⑤ 防災班は、①～④の情報を入手し、避難指示等、警戒区域の設定等避難の必要性を検討するための情報を集約し、災害警戒本部長に報告する。

- 【参照】 「府県気象情報:千葉県」
- 【参照】 「国交省の防災情報（国交省「防災情報提供センター」）」
- 【参照】 「全国の水防情報〔国交省「川の防災情報」〕」
- 【参照】 「千葉県防災ポータルサイト」
- 【参照】 「千葉県防災ポータル（雨量・水位情報）」
- 【参照】 「千葉県土砂災害警戒情報システム」
- 【参照】 「気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報」

2. 避難指示等の発令、警戒区域の設定

(1) 実施手順

防災班は、「1 避難に関する状況把握」の状況を本部長に報告し、本部長は状況を勘案し、遅滞なく高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定を行う。

防災班は、関係各班と連携し、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定について、市防災行政無線、市公式ホームページ、防災・防犯メール、エリアメールや緊急速報メール、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて市民へ迅速に広報する。

(2) 避難指示等

ア 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、緊急を要すると認めるときは避難のための緊急安全確保を求める。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令時の状況、市民に求める行動及び発令の目安は、「避難勧告ガイドライン」（令和3年5月）、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）等を参考に、次のとおりとする。

また、避難指示等を発令する場合、銚子地方气象台、成田土木事務所等の国及び県の関係機関に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

なお、避難指示等を対象とする避難行動は、次の全ての行動とする。

■ 避難指示等の対象とする避難行動

- ① 安全な場所への移動（公園、親せきや友人の家等）
- ② 近隣の高い建物等への移動
- ③ 建物内の安全な場所での待機

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

■避難指示等の発令と市民に求める行動

避難情報	発令時の状況	市民に求める避難行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、指定された避難場所への避難行動開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する
避難指示	通常の避難行動ができる者は、避難行動を開始しなければならない段階であり災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始する 避難指示の発令後で避難中の市民は直ちに避難行動を完了
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 土砂災害危険箇所の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令後で避難中の市民は直ちに避難行動を完了 直ちに命を守る行動をとる（未だ避難していない対象市民は直ちに避難行動に移ることや外出が危険な場合は自宅等の安全な場所にとどまる）

【参照】「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月、国土交通省）

【参照】「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）

【参照】「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害）」（令和3年5月）

総則
 災害予防
 震災
 風水害
 災害応急対策計画
 東海地震
 災害復旧
 復興計画
 資料編

■避難指示等の発令の目安

項目		内容
高齢者等避難	水害	<ul style="list-style-type: none"> 警戒巡視等により危険が予測される場合 ※市域の河川等において、降水量・降水時間と氾濫の関係性が明確になる場合、高齢者等避難の発令を検討する。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨情報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	水害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（浸水害）が発表され、地域の累積雨量が 200mm を超え、さらに多量の降雨が予想される場合 消防署等関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合 浸水の発生に関する情報が市民等から通報された場合
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
緊急安全確保	水害	<ul style="list-style-type: none"> 状況により、本部長が必要と認めるとき ※市域の河川等において、水位や現地情報等が把握できる場合、氾濫が発生し始めたときに緊急安全確保の発令を検討する。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 大雨警報（土砂災害）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害が発生した場合 避難指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を市民に促す必要がある場合

※水位を観測していない河川についても、消防団等が出動した場合は、現地情報を避難指示等の判断材料とする。

※小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に市が判断できる情報が少ないことから、市民等からの被害情報を入手して避難指示等の発令の参考とする。

※台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表される恐れがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

【参照】「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月、国土交通省）

【参照】「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）

【参照】「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害）」（令和3年5月）

イ 避難指示等の解除

本部長は、災害による危険がなくなると判断される場合は、避難指示等を解除する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
資料編

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、「本編 第1章 第2節 第10 2. (2) 警戒区域の設定」を準用する。

3. 避難誘導

水害及び土砂災害においては、災害が発生する前に避難を終えることが基本である。そのため、市は、災害発生のおそれのある時期を見越して、消防部、消防団及び区・自治会や自主防災組織等に避難誘導を指示及び要請する。

また、市は、入手した避難路の状況（浸水、土砂流出状況等）を迅速、的確に伝達するとともに決壊箇所や河川のある方向、土砂災害危険箇所を避ける等避難方向を考えて誘導を行う。

その他、避難誘導は、「本編 第1章 第2節 第10 3. 避難誘導」を準用する。

4. 避難所の開設

(1) 避難指示等の発令に伴う避難所の開設

高齢者等避難の発令に伴い、避難所担当職員及び施設管理者は、避難所を開設する。避難所の開設は、「本編 第1章 第2節 第10 4. 避難所の開設」を準用する。

【資料43】『避難施設一覧』参照

(2) 自主避難者のための避難所（自主避難所）の早期開設

台風の接近等、災害の危険性が高まることが明らかな場合、市が「高齢者等避難」を発表する以前であっても、土砂災害危険区域等の指定地域内の市民及び独居高齢者等の自主避難を希望する人を対象とし、必要に応じて指定避難所を自主避難所として早期に開設する。

5. 広域避難

広域避難は、「本編 第1章 第2節 第10 5. 広域避難（市外への避難）」及び「本編 第1章 第2節 第10 6. 広域避難（市外からの避難）」を準用する。

第3節 初動対応期の応急対策活動

市は、気象庁からの特別警報の発表や災害の発生に伴い、災害対策本部を設置して、応急対策活動を実施する。初動対応期における応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な活動が最優先される。

本節では、初動対応期における応急対策活動を、以下に定める。

第1 災害情報の収集・伝達

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした応急対策活動を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

項目	担当部署
1. 災害情報の収集	防災班、広報情報班、関係各班
2. 災害報告	防災班、広報情報班、消防部
3. 災害情報の共有	広報情報班、全部署

1. 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集系統

発災後の災害情報等の収集は、防災班が一元的に実施する。

(2) 収集すべき災害情報

収集すべき被害の主たる情報は、次のとおりである。

各班から災害情報を収集した広報情報班は、収集情報を整理の上、防災班へ伝達する。

また、市民からの通報等については市民班が窓口となり、収集情報を整理の上、防災班へ伝達する。

■関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報	関係各班、関係機関
人的被害	・市民班 ・医療班 ・消防部
建物被害（住家、非住家）	・税務班 ・都市計画班
田畑被害	・農政班
道路被害	・建設班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）	・教育総務班 ・学校教育班 ・生涯学習班
公共施設（文教施設を除く）	・財政班 ・福祉班 ・関係各班
病院	・医療班
橋りょう・河川	・建設班

収集すべき情報	関係各班、関係機関
清掃施設	・環境班
公園施設	・都市計画班
水道	・上下水道班
下水道	・上下水道班
電話（※）	・東日本電信電話株式会社 他
電気（※）	・東京電力パワーグリッド株式会社
ガス（※）	・東京ガス株式会社、日本瓦斯株式会社 ・（公社）千葉県LPガス協会
罹災世帯数	・市民班 ・税務班
罹災者数	・市民班
火災発生件数	・消防部
対策の実施状況（本部設置状況等）	・防災班

注1）関係各班及び関係機関が、各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、「被害認定基準」を参照のこと。

注2）（※）防災班が各機関から入手する。

【資料56】『被害認定基準』参照

（3）情報を収集する際の留意事項

情報を収集する際の留意事項は、次のとおりである。

■情報を収集する際の留意事項

- 被害情報の収集に当たっては、成田警察署と緊密に連絡する。
- 各種被害の程度に関する調査に当たっては、庁内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、市民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- 全壊、流失、半壊、死者及び重症者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- 災害救助法の適用を受けるためには、住家被害、非住家被害の棟数とともに、世帯数も把握する必要がある。

2. 災害報告

災害報告は、「本編 第1章 第2節 第1 5. 災害報告」を準用する。

3. 災害情報の共有

災害情報の共有は、「本編 第1章 第3節 第1 2. 災害情報の共有」を準用する。

第2 市民からの通報・問合せの処理

風水害における被害発生の把握は、行政による巡回等の監視活動に併せて、市民からの迅速な通報等が重要となる。市民からの通報及び問合せに対する処理を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第1 2. 市民からの通報・問合せの処理」を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。初動対応期の広報活動を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第2 広報活動」を準用する。

第4 消防活動

消防活動を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第3 消防活動」を準用する。

第5 救急救助

大規模な水害が発生した場合は、家屋の流失、損壊、浸水等により、人的な被害が予想される。そのため消防部は、施設及び人員を最大限に活用し、救急救助活動を行い、水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

さらに、河川の越流や決壊により広域に浸水する場合は、浸水地域に取り残される市民も発生することも考慮し、ヘリコプターによる救出救助体制の整備を図る。

また、土砂災害発生時は、土砂崩れ等により倒壊家屋の下敷きになる等の被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

そのため、消防部、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救急救助活動を実施する。救急救助を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第4 救急救助」を準用する。

第6 危険物等の対策

危険物等の対策を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第5 危険物等の対策」を準用する。

第7 医療救護活動

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。
初動対応期の医療救護を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第6 医療救護活動」を準用する。

第8 行方不明者の搜索

洪水による浸水被害、土砂災害等による行方不明者の搜索は、緊急性を要するため消防部や消防団、警察等関係機関の連携が必要である。
行方不明者の搜索を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の応急対策活動
「第7 行方不明者の搜索」を準用する。

第9 災害警備・交通の確保、防犯対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、様々な社会的混乱及び道路被害、交通の混乱が予想されるところである。

このため、災害時における市民の生命、身体、財産の保護を図り、交通規制・道路啓開等による交通秩序の維持、各種犯罪の予防、取締り等について万全を期するものとする。

災害警備・交通の確保、防犯対策を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第8 交通・緊急輸送」を準用する。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の応急対策活動
「第4 災害警備・防犯対策」を準用する。

第10 二次災害の防止

担当部署は、これまでにない大雨による宅地やがけ地等の二次災害及び危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を図り、市民の安全を確保する。

二次災害の防止を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の応急対策活動
「第9 二次災害の防止」を準用する。

第11 生活救援

市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶え、また、汚染等により飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

また、住家被害等により日常の食事に支障を生じた者、及び応急対策活動に従事する者に対し、備蓄食料、炊き出しその他によって食料を確保するとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

生活救援を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の応急対策活動
「第12 生活救援」を準用する。

第12 遺体の処理・埋葬

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬・火葬を実施する。

遺体の処理・埋葬を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第13 遺体の処理・埋葬」を準用する。

第13 ライフライン施設等の応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業者等は相互に連携を図り、応急対策及び二次災害の防止等の活動を迅速に実施する。

また、公共建築物、道路、橋りょう、河川等の公共施設が風水害により損壊した場合、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、応急対策の実行に万全を図る。

ライフライン施設等の応急対策を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第14 ライフライン施設等の応急対策」を準用する。

第14 文教・保育対策

災害のため、小・中学校、幼稚園、保育園及びこども園の施設管理者は、直ちに児童・生徒及び園児の安全を確保するとともに、施設の被害状況を調査する。

市立小学校及び中学校は全て避難所に指定されており、避難所担当職員は、避難所を開設する。

また、平常の教育や保育が困難と考えられる場合、関係機関の協力を得て児童・生徒及び園児の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育を実施する。

文教・保育対策を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の応急対策活動
「第15 文教・保育対策」を準用する。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の応急対策活動
「第7 文教・保育対策」を準用する。

第15 帰宅困難者への対策

市の場合、風水害に伴う帰宅困難者は、大規模な地震災害に比べ、かなり限定的であると考えられるが、対応すべき状況が発生した場合、帰宅困難者への対策を以下に定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の応急対策活動
「第16 帰宅困難者への対策」を準用する。

第4節 救援期の応急対策活動

救援期における応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。
また、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたる等して担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。
その場合、交代体制の確立等により要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 情報の収集・伝達

救援期に入ると、災害時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。
この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。
救援期の情報の収集・伝達を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の応急対策活動
「第1 情報の収集・伝達」を準用する。

第2 広報・広聴活動

救援期においても、引き続き市民等への広報を積極的に行う。
被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。
また、被災市民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。
救援期の広報・広聴活動を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の応急対策活動
「第2 広報・広聴活動」を準用する。

第3 避難所の運営

救援期の避難所の運営を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の応急対策活動
「第3 避難所の運営」を準用する。

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

東
海
地
震

災害
復旧
復興
計画

資
料
編

第4 防疫・清掃・廃棄物対策

水害による衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。また、避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

さらに、水害や土砂災害による大量の土砂混じりのがれきや流木等の災害廃棄物の排出が予想され、また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設等の被災により、ごみやし尿等の一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

そのため、市は、被災地の市民が生活に支障のないよう、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施するとともに、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図るものとする。

防疫、保健衛生及び廃棄物対策を、以下に定める。

第1章 震災応急対策

第3節 救援期の応急対策活動

「第5 防疫・清掃・廃棄物対策」を準用する。

【参照】「水害による災害廃棄物処理の留意点について」（平成27年9月、環境省）

総則

災害予防計画

震災

災害応急対策計画
風水害
事故災害

東海地震

災害復旧復興計画

資料編

第5 住宅対策

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給等）の適用の判断材料として幅広く使用されている。そのため、市長は、市の地域に災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供又は応急修理を実施する。

市の「住宅対策」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1. 住家の被災調査・罹災証明書の発行	税務班、都市計画班
2. 被災住宅の応急修理	都市計画班
3. 応急仮設住宅の供給	都市計画班、福祉班
4. みなし仮設住宅等の提供	都市計画班

1. 住家の被災調査・罹災証明書の発行

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

税務班及び都市計画班は、風水害により被災した住家に対する被害状況の把握、及び罹災証明書を発行するために、被害調査を行う。

水害により被災した住家に対する被害調査は、木造・プレハブ戸建ての1～2階建ての場合に、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合に第2次調査の1段階のみで実施する。なお、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも検討する。

被害調査は、風害による被害も含め「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月、内閣府）に基づき行う。

火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

■水害による住家被害調査の概要

区分	内容
一次調査	木造・プレハブ戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。なお、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。
二次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
三次調査	被災者から再調査の依頼があった場合は、被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施する。

【参照】「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月、内閣府）

イ 留意事項

収集報告に当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

■留意すべき事項

- ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。
- ② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(2) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、「本編 第1章 第3節 第6 住宅対策 1. 住家の被災調査・罹災証明書の発行」を準用する。

2. 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、「本編 第1章 第3節 第6 住宅対策 2. 被災住宅の応急修理」を準用する。

3. 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給は、「本編 第1章 第3節 第6 住宅対策 3. 応急仮設住宅の供給」を準用する。

4. みなし仮設住宅等の提供

みなし仮設住宅等の提供は、「本編 第1章 第3節 第6 住宅対策 4. みなし仮設住宅等の提供」を準用する。

第6 労働力の確保

労働力の確保を、以下に定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の応急対策活動
「第8 労働力の確保」を準用する。

第3章 大規模事故災害応急対策

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による大規模事故災害によって、市民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。特に、市周辺では、成田国際空港、東関東自動車道や危険物施設等が存在し、大規模事故災害が発生するおそれがある。

本計画は、これらの大規模事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの大規模事故災害に対応した応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、「第1章 震災応急対策」及び「第2章 風水害応急対策」を準用する。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、対応できない場合は、災害復旧復興計画編を準用する。

大規模事故 災害応急対策

第1節 市で懸念される大規模事故災害

第2節 大規模火災対策計画

第3節 林野火災対策計画

第4節 危険物等災害対策計画

第5節 航空機事故災害対策計画

第6節 道路事故災害対策計画

第7節 放射性物質事故災害対策計画

第8節 水道事故災害対策計画

第9節 大規模停電事故災害対策計画

総
則

災害
予防
計画

震
災

風水
害

事故
災害

東
海
地
震

災害
復旧
復興
計画

資
料
編

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第1節 市で懸念される大規模事故災害

本節では、大規模事故時の市の災害応急対策活動の体制について定める。

市は、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に基づき、災害対応のために必要な活動体制を確立する。市が策定する大規模事故災害応急対策計画の対象とする大規模事故災害を、千葉県地域防災計画及び市の地域環境等の特性を踏まえ、以下のとおり選定する。

第1 市における大規模事故災害

1. 大規模事故災害とは

本計画で対象とする大規模事故災害は、災対法第2条及び同法施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える災害とする。

千葉県地域防災計画に位置付けられている大規模事故災害は、次のとおりである。

■大規模事故災害（千葉県地域防災計画）

- ① 大規模火災対策
- ② 林野火災対策
- ③ 危険物等災害対策
- ④ 油等海上流出災害対策
- ⑤ 海上事故災害対策
- ⑥ 航空機事故災害対策
- ⑦ 鉄道事故災害対策
- ⑧ 道路事故災害対策
- ⑨ 放射性物質事故災害対策
- ⑩ 大規模停電事故災害対策

2. 本計画で対象とする大規模事故災害

市において大規模事故災害対策計画の対象とする大規模事故災害は、千葉県地域防災計画で位置付けられている大規模事故災害の内、市には鉄道が無く海に面していないことから、「④ 油等海上流出災害対策」、「⑤ 海上事故災害対策」及び「⑦ 鉄道事故災害対策」を除き、市の過去の大規模水道事故及び大規模停電事故災害の教訓から「水道事故」及び「大規模停電事故災害」を加える。

■本計画で対象とする大規模事故災害

事故災害		内容
大規模火災		対象とする大規模火災は、住宅密集地において発生する火災とする。
林野火災		対象とする林野火災は、市の13.2%を占める山林において発生する火災とする。
危険物等災害	危険物	対象とする危険物災害は、市内で危険物等を取り扱っている施設による災害とする。
	高圧ガス	対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害とする。
	毒物・劇物	対象とする毒物・劇物災害は、市内で毒物又は劇物を取り扱っている施設による災害とする。
航空機事故災害		対象とする航空機事故災害は、市に隣接し、航空機の発着回数が羽田空港に次いで国内第2位である成田国際空港を離発着する航空機による航空機事故災害とする。
道路事故災害		対象とする道路災害は、市域を通る幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害とする。
放射性物質事故及び広域放射能汚染災害	放射性物質取扱施設	市には放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所はないので、当該施設による災害は対象としない。
	輸送事故	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、東関東自動車道を利用して原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることが考えられることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 対象とする放射性物質事故災害は、東関東自動車道を利用した核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	広域放射能汚染災害※)	市は、最も近い原子力発電所である東海第二原子力発電所から約80kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所による放射能汚染とする。
水道事故		市において発生した大規模断水事故の教訓から、水道施設の事故又は水質事故等による大規模断水が発生した場合の給水及び広報等の対策について定める。
大規模停電事故災害		市において発生した大規模停電事故の教訓から、大規模停電による災害の発生又は発生するおそれがある場合の応急対策について定める。

■原子力災害対策指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域(PAZ)	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置(避難等)を準備

【参照】「原子力災害対策指針」(平成29年7月、原子力規制委員会)

総則
計画
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

第2 大規模事故災害に対する配備体制の確立

市は、大規模事故災害の危険性が高まった場合、又は災害が発生した場合、災害対応のために必要な活動体制を確立する。

項目	担当部署
1. 活動体制と配備基準	各課・各班
2. 情報収集体制	各課
3. 警戒体制	各班
4. 非常体制	各班

1. 活動体制と配備基準

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応に当たる。ただし、事故災害による被害が甚大、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、状況に応じた活動体制及び配備基準をもって対応する。

市における災害対策に係る活動体制及び配備基準等は、「本編 第2章 第1節 第1 1. 表 【風水害等対策】活動体制と配備基準等」を準用する。

防災担当部長は、市長へ情報を報告し、市長が活動体制・配備区分を判断する。

なお、災害現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、市又は県は、現地関係機関と連絡調整を図るものとする。

2. 情報収集体制

(1) 活動内容

ア 活動体制

市は、情報収集体制をとった場合、気象情報、被害情報等の情報収集、関係機関との連絡活動等に万全を期する。

防災課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、市管内図を用意する。

イ 情報収集・伝達

火災・災害等即報要領（令和3年5月、消防庁）の直接即報基準に該当する事故が発生した場合等、指揮者は、県又は消防庁への報告する。

防災班又は消防部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」（令和3年5月、消防庁）に基づき、消防庁へ報告する（覚知後30分以内）。

総
則

災害
予防
計画

震
災

風水
害

事故
災害

東
海
地
震

災害
復旧
計画

資
料
編

■消防庁への直接即報基準

- ① 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
② 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
③ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■火災・災害等即報要領（令和3年5月、消防庁）の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近にいる市民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
		原子力災害
	その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
	救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急救助事故 ② バスの転落等による救急救助事故 ③ ハイジャック及びテロ等による救急救助事故 ④ 不特定多数の者が集まる場所における救急救助事故 ⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

【資料58】『火災・災害等即報要領の直接即報基準』参照

(2) 活動組織

活動組織は、「本編 第2章 第1節 第1 2. (2) 活動組織」を準用する。

(3) 情報収集体制の解除・移行

情報収集体制の解除・移行は、「本編 第1章 第1節 第1 4. (3) 情報収集体制の解除・移行」を準用する。

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
資料編

3. 警戒体制

(1) 活動内容

「第3配備」に区分され、防災担当部長の指揮の下、防災配備指令要綱（別表第2-2）に基づく職員をもって組織する。

市は、警戒体制をとった場合、災害警戒本部をすこやかセンター2階に設置し、火災の発生等に対し、応急活動に即応できる職員を配備して、情報の収集伝達、避難所の開設、市域の巡回、応急措置等の対策を実施する。

警戒体制の活動内容は、おおむね次のとおりである。

■警戒体制の活動内容

第2配備において、次の活動を実施する。

- 災害に関する情報（気象情報、被害情報等）の収集・伝達
- 避難所の開設
- 市域の巡回

第3配備の第1段階において、次の活動を実施する。

- 災害に関する情報（気象情報、被害情報等）の収集・伝達
- 市域の巡回及び応急措置

第3配備の第2段階において、次の活動を実施する。

- 災害警戒本部体制による災害対応準備
- 応急措置

火災・災害等即報要領（令和3年5月、消防庁）の直接即報基準に該当する事故が発生した場合等、指揮者は、県又は消防庁へ報告する。

【資料58】『火災・災害等即報要領の直接即報基準』参照

(2) 活動組織

活動組織は、「本編 第2章 第1節 第1 3. (2) 活動組織」を準用する。

(3) 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、「本編 第2章 第1節 第1 3. (3) 警戒体制の解除・移行」を準用する。

4. 非常体制

市は、非常体制をとった場合、災害対策本部をすこやかセンター2階に設置して応急対策活動を実施する。

非常体制の動員配備は、「富里市防災配備指令要綱」（令和3年3月）に定める。

非常体制の組織は、「本編 第1章 第1節 第1 2. (1) 災害対策本部の組織編制」を準用する。

災害対策本部の各部・班の所掌事務は、「本編 第1章 第1節 第1 2. (2) 災害対策本部の各部・班の所掌事務」を準用する。

第2節 大規模火災対策計画

市は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策を実施する。

項目	担当部署
1. 応急活動体制	防災班、総務班、消防部
2. 情報収集・伝達体制	防災班、総務班、広報情報班
3. 消防活動	消防部
4. 救急救助	消防部
5. 交通規制	成田警察署
6. 避難活動	防災班、避難所担当職員、消防団、成田警察署
7. 救援・救護	医療班、消防部、印旛市郡医師会
8. 広報活動	消防部、防災班、広報情報班

1. 応急活動体制

防災班及び総務班は、消防部と連携し、火災の状況に応じた職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

防災班、総務班及び広報情報班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模の全体像を把握し、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防部は、火災現場からの救助活動及び負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

成田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

6. 避難活動

防災班は、火災の拡大により危険な区域に対し、避難指示等を伝達する。避難所担当職員は、災害対策本部の指示に基づき、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、成田警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 救援・救護

医療班は、関係機関と連携し、初動医療体制を確立する。負傷者等が多く、近隣の医療機関だけでは、受入れが困難と予想される場合は、消防部と連携し、近隣の医療機関への受入れを要請する。

8. 広報活動

消防部、防災班、広報情報班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ等による広報活動を行う。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第3節 林野火災対策計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

項目	担当部署
1. 総合消防体制の確立	防災班、消防部
2. 救護体制の確立	医療班、消防部
3. 避難活動	防災班、避難所担当職員、消防団、成田警察署
4. 立入禁止区域の設定等	建設班、成田警察署
5. 広報活動	防災班、広報情報班、消防部、市民班、市民活動推進班

1. 総合消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

防災班及び消防部は、火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるよう、警報連絡体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

消防部は、応援消防組織の指揮を行うための、早期の指揮体制の確立を図る。

(3) 自主防災組織との連携

防災班は、地域の自主防災組織との協力体制を確立する。

(4) 広域応援体制の確立

初期対応等の状況によっては、大規模火災となる可能性があるため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について十分調整する。

(5) 航空機による空中消火体制の整備

空中消火活動が必要であると判断した場合は千葉市消防局航空隊へ出動を要請する。
千葉市消防局航空隊だけでは消火が困難と判断した場合は、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請を行う。

これらにより出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合は、自衛隊ヘリコプターの派遣要請等を行う。

■航空機による空中消火体制

派遣要請先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

2. 救護体制の確立

医療救護計画は、「本編 第1章 第2節 第6 医療救護活動」を準用する。

3. 避難活動

防災班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等を伝達する。避難所担当職員は、災害対策本部の指示に基づき、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、成田警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

4. 立入禁止区域の設定等

建設班及び成田警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

5. 広報活動

関係各班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、防災・防犯メール、エリアメールや緊急速報メール、市公式ホームページ等の多様な手段により広報活動を行う。

また、市民班及び市民活動推進班は、必要に応じて相談窓口を設置し、市民等からの各種問合せに対応する。

総則

災害予防
計画

震災

災害
風水害
事故災害
対策計画

東海地震

災害復旧
復興計画

資料編

第4節 危険物等災害対策計画

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害発生時の応急対策について定める。

項目	担当部署
1. 応急活動体制	防災班、総務班、消防部
2. 情報収集・伝達体制	防災班、総務班、広報情報班
3. 消防活動	消防部
4. 救急救助	消防部
5. 交通規制	成田警察署
6. 避難活動	防災班、避難所担当職員、消防団、成田警察署
7. 救援・救護	医療班、消防部、印旛市郡医師会
8. 広報活動	消防部、防災班、広報情報班
9. 環境汚染対策	環境班

道路上での危険物等の災害は、「本編 第3章 第6節 道路事故災害対策計画」を準用する。

なお、危険物等の種類は、次のとおりである。

■危険物等の種類

種類	内容
① 危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの (例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)等
② 高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの (例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニア等
③ 毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの (例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)等
④ 指定可燃物	危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの (例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料等

1. 応急活動体制

防災班及び総務班は、事故の状況に応じ、消防部と連携して職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

防災班、総務班及び広報情報班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模の全体像を把握し、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

消防部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防部は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

成田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を行う。

6. 避難活動

防災班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示等を伝達する。避難所担当職員は、災害対策本部の指示に基づき、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、成田警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 救援・救護

医療班は、関係機関と連携し、初動医療体制を確立する。負傷者等が多く、近隣の医療機関だけでは、受入れが困難と予想される場合は、消防部と連携し、近隣の医療機関への受入れを要請する。

8. 広報活動

消防部、防災班及び広報情報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ等による広報活動を行う。

9. 環境汚染対策

環境班は、危険物等による河川等の汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第5節 航空機事故災害対策計画

成田国際空港及びその周辺（「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域）において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため応急計画を定める。

項目	担当部署
1. 応急活動体制	防災班、総務班、消防部
2. 情報収集・伝達体制	消防部、防災班、広報情報班
3. 警戒区域の設定・交通の確保等	成田国際空港株式会社、防災班、消防部、建設班、成田警察署、関係機関
4. 消防活動	消防部
5. 救急救助	消防部
6. 食料等の提供及び資機材の確保	商工観光班、関係各班
7. 避難活動	防災班、避難所担当職員、消防団、成田警察署
8. 医療救護活動	成田国際空港株式会社、医療班
9. 遺体の収容	成田国際空港株式会社、市民班
10. 防疫及び清掃	医療班、環境班
11. 広報活動	消防部、防災班、広報情報班
12. その他の支援	防災班

なお、成田国際空港消防相互応援協定を締結している市町村は、次のとおりである。

■成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、
 香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、
 佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、
 山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、
 匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、
 栄町、富里市、四街道市、
 印西地区消防組合（印西市、白井市）、
 成田国際空港株式会社

1. 応急活動体制

防災班及び総務班は、成田市、成田国際空港株式会社及び成田空港事務所等の関係機関からの情報収集により事故災害の状況を把握し、消防部と連携して事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

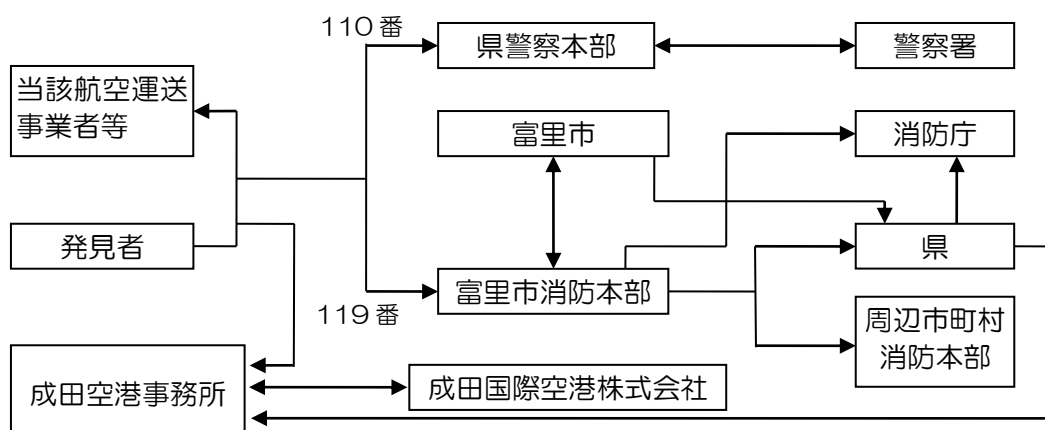
2. 情報収集・伝達体制

消防部、防災班及び広報情報班は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

■収集すべき情報

情報区分	情報内容
事故航空機に関する情報	○事故航空機の便名・発着地・機種等 ○乗客及び乗務員の住所・氏名等
被害情報	○事故機の状態・2次被害の可能性等 ○被災者の有無・人数・程度・対応状況等
応急対策の実施状況	○市・関係機関等の活動状況 ○避難に関する情報
被災者に関する情報	○負傷者の受入れ医療機関名・人数・受入状況 ○遺体仮安置状況
成田国際空港・ライフライン等の復旧に関する情報	○成田国際空港の運航再開の見込み ○被災地における上下水道・ガス・電気・道路等の被害状況・復旧の見込み

■情報受伝達ルート



3. 警戒区域の設定・交通の確保等

(1) 滑走路等の使用の一時停止措置

成田国際空港株式会社は、滑走路や施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止するとともに、早期復旧を図る。

(2) 警戒区域の設定等

防災班及び消防本部は、成田国際空港株式会社等に協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧
復興計画
資料編

(3) 交通の確保

建設班、道路管理者、成田警察署及び成田国際空港警察署は、必要に応じ、相互に協議の上、空港に通じる道路及び災害現場周辺の道路を一時的に通行禁止又は制限を行うものとする。

また、道路の通行禁止又は制限を実施したときは、関係機関の応援を得て速やかにその旨を交通関係者及び市民に広報し、理解を求めるものとする。

交通の確保の詳細は、「本編 第1章 第2節 第8 交通・緊急輸送」を準用する。

4. 消防活動

消防部は、「成田国際空港消防相互応援協定」（昭和53年3月）に基づき出動し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

5. 救急救助

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

6. 食料等の提供及び資機材の確保

商工観光班は、必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

関係各班は、事故の状況に応じ、応急対策に必要な資機材を確保する。

7. 避難活動

防災班は、市民の生命を守るために必要があると認められる場合、消防団や成田警察署と連携して、避難を要する地区の市民に対し「避難指示」を伝達する。避難所担当職員は、災害対策本部の指示に基づき、安全な地域に避難所等を開設する。

ただし、事態が切迫し、急を要するときは「緊急安全確保」を行う。

避難活動の詳細は、「本編 第1章 第2節 第10 避難活動」を準用する。

8. 医療救護活動

負傷者が発生した場合、成田国際空港株式会社及び医療班は、公益社団法人印旛市郡医師会・公益社団法人印旛郡市歯科医師会及び医療機関との連携により、医療スタッフ、医療材料品等を確保し、迅速に医療救護活動を実施する。

県が合同救護本部（印旛保健所（健康福祉センター））を設置した場合は、合同救護本部、災害

総則

災害
計画
予防震
災災害
応急
対策
計画風水
害
事
故
災
害東
海
地
震復興
計画
復
旧資
料
編

拠点病院等の医療機関、関係団体、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。
 また、合同救護本部へ職員を派遣する等により、合同救護本部の活動に協力する。
 医療救護活動の詳細は、「本編 第1章 第2節 第6 医療救護活動」を準用する。

9. 遺体の収容

成田国際空港株式会社及び市民班は、遺体が発見された場合、遺体安置所及び検案場所を設置し、遺体の収容を行うとともに、埋葬許可証の発行等の活動を実施する。

なお、市が、遺体を取り扱う場合は、「本編 第1章 第2節 第13 遺体の処理・埋葬」を準用する。

10. 防疫及び清掃

環境班は、防疫及び事故現場の清掃について、「本編 第1章 第3節 第5 防疫・清掃・廃棄物対策」を準用し、的確に応急対策を講ずる。

なお、医療班は、事故機が国際線である場合、成田空港検疫所等と緊密な連携を図るものとする。

11. 広報活動

消防部、防災班、広報情報班は、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、航空機災害に係る航空会社及び成田国際空港警察署等と協力し、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関、防災行政無線、広報車、防災・防犯メール、エリアメール、緊急速報メール、市公式ホームページ等により旅客、送迎者及び市民等に対して広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

■ 広報事項

- 応急対策の概要
- 市民及び乗客に対する避難の指示及び避難先の指示
- 乗客及び乗務員の氏名（必要に応じ報道機関を通して広報）
- 市民等への協力依頼
- その他必要事項

また、必要に応じて被災者等に対する災害に関する相談窓口を開設し、被災者の問合せ等に対応するとともに、応急対策や復旧対策に市民の意見を反映させるための広聴活動を実施する。

12. その他の支援

防災班は、県、関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要対策を支援する。

第6節 道路事故災害対策計画

多数の死傷者を伴う道路事故災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、事故発生時の応急対策について定める。

項目	担当部署
1. 応急活動体制	防災班、総務班
2. 情報収集・伝達体制	防災班、道路管理者、総務班、広報情報班、建設班、消防部
3. 消防活動	消防部
4. 救急救助	消防部
5. 交通規制	成田警察署
6. 避難活動	防災班、避難所担当職員、消防団、成田警察署
7. 広報活動	消防部、防災班、広報情報班

1. 応急活動体制

防災班及び総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

輸送事業者は、危険物積載車両の事故が発生した場合、防除活動が適切に行われるよう、消防本部等に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、警察署、消防本部等に通報する。

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

防災班、総務班及び広報情報班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

消防部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請す

る。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

成田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を行う。

6. 避難活動

防災班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示等を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。避難所担当職員は、災害対策本部の指示に基づき、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導時、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、成田警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 広報活動

消防部、防災班及び広報情報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ等による広報活動を行う。

総則

災害予防
計画

震災

災害
風水害
事故災害
対策計画

東海地震

災害復旧
復興計画資料
編

第7節 放射性物質事故災害対策計画

項目	担当部署
1. 基本方針	全部署
2. 応急活動体制	防災班、総務班
3. 情報の収集・伝達体制	防災班、消防部、環境班
4. 緊急時の放射線モニタリング等活動の実施	環境班
5. 消火活動	消防部
6. 避難等の防護対策	防災班
7. 広報活動	消防部、防災班、広報情報班
8. 飲料水及び飲食物の摂取制限等	上下水道班、農政班
9. 広域避難	防災班、関係各班
10. 災害復旧計画	防災班、環境班、農政班、医療班、上下水道班

1. 基本方針

県内には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、市は、最も近い原子力発電所である東海第二原子力発電所から約 80km の位置にあり、「原子力災害対策指針」（平成 29 年 7 月、原子力規制委員会）における「原子力災害対策重点区域」（「原子力災害対策指針」（平成 30 年 10 月、原子力規制委員会）を参照）には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項であり、市及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等、市民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだ。

これらを受け、地域防災計画として、核燃料物質の輸送に伴う事故災害及び原子力発電所の事故に伴う広域放射能汚染災害に対する応急対策について定めることとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」（平成 25 年 3 月、千葉県）によることとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改定することとする。

2. 応急活動体制

防災班及び総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

3. 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合に、速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防等の関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、おおむね次のとおりである。

■通報項目

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 事故発生の時刻 | ④ 放射性物質の放出に関する情報 |
| ② 事故発生の場所及び施設 | ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等 |
| ③ 事故の状況 | ⑥ その他必要と認める事項 |

環境課及び防災班は、放射性物質の事故に係る通報された項目について、放射性物質取扱事業者、国、県、市、警察及び消防等と情報を共有する。

(2) 被害状況の報告

防災班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

4. 緊急時の放射線モニタリング等活動の実施

(1) 県のモニタリング

県は、必要に応じ緊急時モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行う等放射性物質による環境への影響について把握する。

県の緊急時における放射線モニタリング項目は、次のとおりである。

なお、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

■放射線モニタリング項目

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 大気汚染調査 | ⑥ 市場流通食品検査 |
| ② 水質調査 | ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 |
| ③ 土壌調査 | ⑧ 工業製品調査 |
| ④ 農林産物への影響調査 | ⑨ 廃棄物調査 |
| ⑤ 食物の流通状況調査 | |

(2) 市のモニタリング

環境班は関係する各班と連携して、水道水、下水道で処理した汚泥、廃棄物の焼却灰、降下物、農産物等の放射線を測定し、市公式ホームページ等で測定値を公表する。

5. 消火活動

事業者は、放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

6. 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果等必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果等から、原子力規制委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」（平成23年8月、原子力規制委員会）に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

防災班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民等を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

■ 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	市民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1) 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺市民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

注2) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注3) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

7. 広報活動

消防部、防災班及び広報情報班は、市民等の民心安定のため、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報について、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ等による広報活動を行い、問合せに対応する。

8. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県、上下水道班及び農政班は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

9. 広域避難

(1) 市外への広域避難

本部長は、放射性物質事故により、他の市町村へ避難することが必要な場合は、被災者の受入れについて、県及び他市町村に要請し協議を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

本部長は、被災市町村又は県から、広域避難者の受入れ要請があった場合は、可能な限り受入れに協力する。受入れを行う場合は、支援体制を構築するとともに、滞在施設の提供、所在地情報の把握、その他の支援に努める。

10. 災害復旧計画

(1) 「汚染された土壌等の除去等の措置

防災班及び環境班は、国及び県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

上下水道班及び農政班は、国及び県の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 市民の健康管理

医療班及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた対応や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

防災班は、国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

環境班は、国及び県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第8節 水道事故災害対策計画

水道施設の事故又は水質事故等による大規模断水が発生した場合の給水及び広報等の対策について定める。

項目	担当部署
1. 応急活動体制	上下水道班、防災班、関係各班
2. 広報活動	防災班、広報情報班、市民班、市民活動推進班
3. 応急給水活動	上下水道班

1. 応急活動体制

大規模断水が発生し、上下水道班での対応が困難で市長が必要と認めた場合は、全庁的な体制で応急活動を行う。

防災班は、上下水道班と連携して、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 広報活動

防災班及び広報情報班は、断水の状況や給水について、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ等を通じて市民への広報活動を行う。

市民班及び市民活動推進班は、市民等からの通報や問合せに対応する。

3. 応急給水活動

上下水道班は、「水道事業危機管理マニュアル」（平成26年4月）に基づき、給水計画を作成し、給水資機材や車両の確保、給水班の編成を行い、小中学校、地域の公共施設等に給水拠点を設定する。

給水活動は、給水拠点にて市民の持参した容器に行い、必要に応じて、区・自治会、自主防災組織等に給水活動の支援を要請する。

第9節 大規模停電事故災害対策計画

令和元年度房総半島台風の教訓をもとに、大規模停電が発生した場合の応急対策について定める。

項目	担当部署
1. 応急活動体制	防災班、総務班
2. 情報収集・伝達体制	防災班、総務班
3. 救急救助	消防部
4. 交通対策	防災班、建設班、成田警察署、道路管理者
5. 広報活動	防災班、広報情報班、市民班、市民活動推進班
6. 通信手段の確保	防災班、施設管理者、広報情報班 東京電力パワーグリッド株式会社
7. 給水活動	防災班、上下水道班

1. 応急活動体制

市内で大規模停電が発生し、防災班及び担当部署での対応が困難で市長が必要と認めた場合は、全庁的な体制で応急活動を行う。

防災班及び総務班は、停電の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

2. 情報収集・伝達体制

防災班及び総務班は、停電の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び東京電力パワーグリッド株式会社に報告する。

3. 救急救助

消防部は、エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、社会福祉施設や病院等の状況を確認するとともに、必要な措置を実施する。

4. 交通対策

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急交通路に支障を来すことを防止するため、成田警察署に交通整理員を適切に配置するよう、協力を求めるものとする。

5. 広報活動

防災班及び広報情報班は、停電の発生状況及び施設情報等、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ等を通じて市民への広報活動を行う。

6. 通信手段の確保

「本編 第1章 第2節 第14 3. 電力施設」を準用するほか、東京電力パワーグリッド株式会社は、市と締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、通信手段の確保のための電力供給に努めるものとする。

また、防災班及び施設管理者は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等の充電対策として、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

なお、市民等の通信環境の整備として、通信機器等の提供（各避難所に災害時用公衆電話）を設置する。

7. 応急給水活動

防災班及び上下水道班は、給水資機材や車両の確保、給水班の編成を行い、小中学校、地域の公共施設等に給水拠点を設定する。

給水活動は、給水拠点にて市民の持参した容器に行い、必要に応じて、区・自治会、自主防災組織等に給水活動の支援を要請する。

第4章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から、国内において唯一予知の可能性のある地震と位置づけられてきた。昭和53年に施行された大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業者等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

市は、東海地震が発生した場合、この強化地域には指定されていないことから、同法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。しかし、首都圏地域においては大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられることにより、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、富里市防災会議は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめるため、富里市地域防災計画の災害応急対策の第4章として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定する。

風水害応急対策

第1節 計画の基本方針

第2節 東海地震関連情報と防災対策

第3節 東海地震注意情報発表時の対応

第4節 警戒宣言発令に伴う対応措置

第5節 住民等のとるべき措置

総則

災害予防
計画

震災

災害応急
対策計画

事故災害

東海地震

災害復旧
復興計画資料
編

総 則
災害予 防 計 画
震 災 災 害 応 急 対 策 計 画
東 海 地 震
災 害 復 旧 復 興 計 画
資 料 編

第1節 計画の基本方針

本節では、東海地震時の市の対応計画の基本方針について定める。

市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域には含まれていないが、地震防災対策強化地域に隣接していることから、警戒宣言の発令された場合の社会的混乱にも対応できるような対応計画を策定する。

1. 計画策定の趣旨

昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。この法律は、東海地震が発生した場合に著しい地震災害が発生するおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）として指定し、地震予知を前提とした被害の防止・軽減を図ることを目的としたものである。同法に基づく強化地域は、平成24年4月1日現在、1都7県157市町村となっている。

中央防災会議では、平成13年に東海地震の震源等を再検討し、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する地域を強化地域として指定した。富里市を含む千葉県域については、震度5強程度と予想されることから、強化地域には含まれなかった。

しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生するとともに、強化地域に隣接していることから警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。このため、警戒宣言が発令された場合に備えた対策をとるために千葉県地域防災計画に準拠して「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定する。

2. 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の措置を講ずることにより市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

- 警戒宣言・東海地震予知情報等の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- 地震発生に当たっても地震による被害を最小限にとどめるために必要な措置

計画の適用範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生までとするが、可能な限り東海地震観測情報発表時からの対応も含める。

なお、強化地域に指定されていないことから、計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

3. 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関の業務大綱は、総則編とおおむね同様とする。

総則

災害
予防
計画震
災災害
応急
対策
計画風
水
害事
故
災
害東
海
地
震災害
復
旧
計
画資
料
編

4. 南海トラフ地震臨時情報

平成29年9月26日の中央防災会議防災対策実行会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、直前予知は現時点では困難と結論付け、東海地震に限定せず、東南海、南海を合わせた南海トラフ沿いで発生する大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であるとの報告があった。

新たな防災対応が定められるまでの当面の間は、大規模地震対策特別措置法を維持しつつ、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表する（平成29年11月1日から運用）。

市は、上記動向を把握しつつ、県と連携し、適切な対応を取ることにする。

総則

災害予防
計画

震災

災害
応急
対策
計画

東海地震

災害
復旧
復興
計画

資料
編

第2節 東海地震関連情報と防災対策

本節では、東海地震時の関連情報と防災対策について定める。
気象庁が発表する東海地震予知情報等の概要と市の対応を確立する。

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に応じて、東海地震予知情報等を発表する。この情報に基づき次のような防災対策を実施する。

これらの情報は、テレビ、ラジオや富里市の広報を通じて市民に伝達される。

■東海地震関連情報と市の対応

情報		発表の基準	強化地域での対応	市の体制
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	情報収集体制 (第1配備)
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。	情報収集、行動自粛等の混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	警戒体制 (第2配備)
東海地震予知情報（警戒宣言が含まれる） (カラーレベル赤)		東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する。 また、本情報の解除を伝える場合にも発表する。	警戒宣言の発令(内閣総理大臣) 交通規制、児童生徒等の帰宅措置、列車の運転規制等	非常体制 (第3配備)

総則

災害予防計画

震災

災害応急対策計画

事故災害

東海地震

復興計画

資料編

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第3節 東海地震注意情報発表時の対応

本節では、東海地震注意情報発表時の対応について定める。
市は、主に、広報や混乱防止措置を実施する。

東海地震注意情報が発表された場合は、市及び関係機関は、次のような広報や混乱防止措置を実施する。

項目	担当	対応措置
防災体制	富里市	○災害警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。
広報	富里市	○防災行政用無線、広報車等により注意報の内容、混乱防止について広報する。 ○市民等からの問合せに対応する。
	放送機関	○テレビ・ラジオにより注意報の内容、混乱防止について広報する。
	警察署	○市民・運転者のとるべき措置の広報をする。
混乱防止	県	○混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 ○各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 ○その他必要な事項
	県警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ○警戒警備等、必要な措置をとる。 ○市民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
	東日本電信電話株式会社 千葉事業部	○防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ○一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
	株式会社NTTドコモ 千葉支店	○防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ○一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

総則

災害予防
計画

震災

風水害
災害
応急
対策
計画事故
災害

東海地震

災害復旧
復興
計画資料
編

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
災害復旧復興計画
資料編

第4節 警戒宣言発令に伴う対応措置

本節では、警戒宣言発令時の対応について定める。
市は、主に、広報や混乱防止措置（帰宅措置、自主避難等）を実施する。

警戒宣言が発せられた場合は、市及び関係機関は、次のような対策を実施する。

項目	担当	対応措置
防災体制	富里市	○災害対策本部を設置し、非常体制を配備する。
広報	富里市	○防災行政用無線、広報車等により警戒宣言の内容、市民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。 ○市民等からの問合せに対応する。
	放送機関	○テレビ・ラジオにより警戒宣言の内容、市民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。
	警察署	○広報車、航空機、拡声器等で警戒宣言の内容、市民、運転者のとるべき措置、公共交通機関・道路交通・交通規制の状況等を広報する。
公共放送	東日本旅客鉄道株式会社	○京葉線（東京～蘇我）は45km/hの運転規制を行う。 ○強化地域内着、通過の乗車券類の発売を停止する。
	東京地下鉄株式会社	○減速運転を実施する。
	バス、タクシー	○地域の実情に応じて可能な限り運行を確保する。
道路交通	首都高速道路株式会社 道路管理者 警察署	○一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路確保のため、検問所を指定し、交通規制、緊急通行車両の確認、広報を行う。
ライフライン	東京電力パワーグリッド株式会社	○供給を継続する。
	日本瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会、東京ガス株式会社	○ガスの製造、供給を継続する。
	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ	○ふくそう防止のため一般電話の利用制限をする。 ○防災関係機関の通話を確保する。 ○公衆電話からの通話を確保する。
学校、幼稚園、保育園等	富里市、各学校、各園	○授業、保育を中止し、下校措置をとる。 ○集団下校、又は保護者の引取りを求める。引取りがない場合は、保護する。 ○警戒宣言が解除されるまで臨時休校園とする。
病院	病院	○外来診療は可能な限り平常どおり行う。 ○手術、検査は延期する。
社会教育施設	富里市	○利用を中止し、利用者の帰宅措置をとる。
避難	富里市	○避難所を開放し、自主避難とする。

■警戒宣言発令時の信号

警鐘	(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒) (間隔15秒) (約45秒) ●————— ●—————

総 則
災害 予 防
震 災
災害 応 急 対 策 計 画
東 海 地 震
災害 復 旧
資 料 編

第5節 市民等のとるべき措置

本節では、市民、区・自治会、自主防災組織、事業者等が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準について定める。

市、県、各防災関係機関が全ての防災活動を行うことは不可能であることから、市民、区・自治会、自主防災組織、事業者等がそれぞれの立場での防災活動を実施することとする。

1. 市民のとるべき措置

■ 平常時

- 住宅・塀の耐震化
- 家具類の転倒、落下防止措置
- 火気使用器具の点検整備、火気管理の励行
- 消火器、消火用水の準備
- 非常用飲料水、食料の準備
- 救急医薬品等の準備
- 生活必需品の準備
- 防災用品の準備
- 防災講習会、訓練への参加
- 家庭で対応措置の話合い
- 区・自治会の自主防災組織に積極的に参加

■ 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。
- 電話の使用を自粛する。
- 自家用車の利用を自粛する。
- 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

■ 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- 東海地震予知情報を入手
- 県・市・警察署・消防署等、防災機関の関連情報を注意
- 家具類の転倒、落下防止措置を確認
- 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認
- 消火器、消火用水の置き場所を確認
- ブロック塀、石塀、門柱を点検
- 非常用飲料水、食料を確認
- 救急医薬品を確認
- 生活必需品を確認
- 防災用品を確認
- 電話の使用を自粛
- 自家用車の利用を自粛
- 幼児・児童・生徒・高齢者・病弱者の安全を確認
- エレベーターの使用を回避
- 不要な生活物資の買い急ぎの自粛
- 不要な預貯金の引き出しの自粛

2. 区・自治会、自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、区・自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

■ 平常時

- 組織の編成と各班の役割の明確化
- 防災知識の普及活動
- 防災訓練の実施
- 火気使用器具の点検及び火気管理の励行の指導
- 防災資機材等の整備
- 情報の収集、伝達体制の確立

■ 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。
- 地域市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。

■ 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- 自主防災組織の活動体制を確立する。
- 市、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域市民に対して周知する。
- 地域市民に対して市民のとるべき措置を呼びかける。
- 防災資機材等を確認する。
- 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。
- 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

3. 事業者等のとるべき措置

消防法により、消防計画、予防規定を定めなければならない事業者等はもとより、その他の事業者等においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たる者）を定め、防災計画を作成するものとする。

■ 平常時

- 防災計画作成上の留意事項
- 自衛防災体制の確立
 - 教育及び広報活動
 - 防災訓練
 - 危険防止対策
 - 出火防止対策
 - 防災資機材等の整備
 - 情報の収集、伝達体制を確立

■ 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。
- 自衛防災体制を準備、確認する。
- 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
- その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

■警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- 自衛防災組織の活動体制を確認する。
- 情報の収集、伝達体制をとる。
- 危険防止措置を確認する。
- 出火防止措置を確認する。
- 防災資機材等を確認する。
- 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業者等においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業者等においては、原則として営業を自粛する。
- バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- 事業者等においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある場合においては、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。
- 電話の使用を自粛する。
- 不要な預貯金の引出しを自粛する。

総
則計
画
災
害
予
防震
災災
害
応
急
対
策
計
画事
故
災
害東
海
地
震災
害
復
旧
計
画資
料
編